

『官報』から読み解く明治期移民会社の諸相*

坂野 鉄也
BANNO, Tetsuya

2025 年 4 月
Apr. 2025

目次

1	はじめに	1
2	移民保護法制と「初期移民会社」8 社	4
2.1	1894 年許可 4 社	4
2.2	1896 年許可 4 社と「6 ヶ月ルール」	13
3	移民会社の経営	17
3.1	送出先の変化	17
3.2	「内地」出張所と「内地」業務代理人との変化	23
3.3	移民会社経営の限界	32
3.4	移民会社経営の変容	42
4	おわりに	51

* 本稿は、2023 年度経済学部学術後援基金による研究課題「滋賀県とメキシコとの結びつき：移民と移民を送り込んだ近江商人」の成果の一部である。

1 はじめに

移民会社は、明治中期日本に誕生、明治後期にはその数を増やし、日本人の海外送出国において中心的な役割を果たした周旋事業者である。正確には、1894年4月12日付勅令第四十二号「移民保護規則」（1894年4月13日公示）によってはじめて法的に規定された「移民取扱人」のうち¹⁾、法人組織を有する事業者を指す。しかしながら、法人組織を取らず「個人名義のものも含めて通称移民会社と呼ばれていた」²⁾。そのため本稿では、「移民保護規則」第五條、あるいは同法の後継となる「移民保護法」（1896年4月7日付法律第七十号（1896年6月1日施行））第六條³⁾にしたがって行政庁の許可⁴⁾を受けた「移民取扱人」を法人・個人を問わず「移民会社」と称することとする。

なお、明治期の「移民」の語と今日、一般に用いられている「移民」の語とは相違がある。如上の法律では、法的に「移民」の語が定義されており、1894年「移民保護規則」では「労働ヲ目的トシテ外国ニ渡航スル者」とし、1896年「移民保護法」においては「労働ニ従事スルノ

目的ヲ以テ外国ニ渡航スル者及其ノ家族ニシテ之ト同行シ又ハ其ノ所在地ニ渡航スル者」としている。今日「移民」と称される永住移民のみならず、帰国を前提とする労働者を含む、英語の migrant に対応する語である。本稿においては混乱を避けるために「移民取扱人」や「移民会社」などの史料用語、法律用語以外には「移民」という名辞を使用せず、migrant に相当する語は「渡航者」や「労働者」を用いる⁵⁾。

そうした渡航者、労働者を国外へと送出した移民会社に関する研究はすでに一定の成果を得ている。児玉正昭は、広島県にあった移民会社を中心に、会社沿革、資本金、経営者、業務代理人それぞれの側面からの分析に止まらず、ハワイ、オーストラリア、ガドーループ島への労働者送出国を事例にした研究のほか、具体的な移民会社として海外渡航株式会社を事例とした研究もおこなっている⁶⁾。また木村健二は、明治中・後期に焦点をあて、地域を限定せず、移民会社の設立（背景・主体）、業務代理人の分析をおこなっている⁷⁾。現時点では後者が、明治期の移民会社に関する包括的な研究と言える。

児玉によれば移民会社研究は、ハワイという送出先を中心としたアラン・T・モリヤ

1) 1894年4月13日付『官報』第3233号。以降で参照・引用するものも含めて『官報』はすべて国立国会図書館デジタルコレクション（以下、NDLDCと略す。）で誰でも閲覧することができる。なお、「移民保護規則」第一條では「移民取扱人」を「何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス移民ヲ募集シ又ハ移民ノ渡航ヲ周旋スルヲ以テ営業トナス者」と定めている。

2) 児玉正昭『日本移民史研究序説』 溪水社、1992年、252頁。

3) 1896年4月8日付『官報』第3829号

4) 「移民保護規則」にあつては内務省、「移民保護法」にあつては当初（1896年5月27日付外務省令第三号「移民保護法施行細則」1896年5月27日付『官報』第3871号）は、外務省あるいは内務省（内務省のみならず拓殖務省も記載されているが、北海道の場合に限定され、当該事例はないものと思われる。）、1897年10月14日付外務省令第四号による施行細則改正後には、外務省がこの場合の行政庁にあたる。

5) 日本移民学会編『日本人と海外移住：移民の歴史・現状・展望』（明石書店、2018年）の序章「「移民」を研究すること、学ぶこと」において森本豊富・森茂岳雄は、『日本国語大辞典 第二版』の語誌、また語史をふまえながら明治期の「移民」の語が「現代の一般的な「移民」の定義とは異なる」とする（14頁）。なお森本・森茂は、「移民保護規則」の定義として「移民保護法」に定義を記載し、混同が見受けられる。

6) 児玉正昭『日本移民史研究序説』（溪水社、1992年）の第二編「移民会社と移民」（251-432頁）が児玉のそれまでの移民会社研究を集大成したものと言えよう。

7) 木村健二『近代日本の移民と国家・地域社会』（御茶の水書房、2021年）第三章「移民会社の設立主体」、123-158頁。

マの研究書 (Moriyama, Alan Takeo, *Imin-gaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii, 1894-1910*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1985.)⁸⁾によって本格化したとされる⁹⁾。それ以前にも児玉自身の研究 (1980 年)¹⁰⁾や石川友紀の論文 (1970 年)¹¹⁾があり、日本人の海外送出に関する研究においてテーマのひとつとされてきたものである。

個別の移民会社研究には児玉らのほかに、佐々木敏二による神戸移民会社＝明治移民株式会社のカナダ・ユニオン炭鉱への契約労働者送出を軸とした詳細な研究があるが¹²⁾、これは本稿で言う「移民会社」の前史を含む研究である。また同様の「移民会社」前史にあたるものに、ハワイの日本人へのキリスト教伝道を研究してきた飯田耕二郎による、大阪に設立され

た、日本人の海外送出斡旋業者に関する研究がある¹³⁾。さらに岩本由輝は、ハワイにおける浄土真宗信徒との関係から仙台に設立された移民会社を論じている¹⁴⁾。また移民会社の設立者に焦点をあて、ハワイを中心に「移民保護規則」以前から労働者斡旋に関与していた人物たちが立ちあげた移民会社を論じた石倉和佳の論考もある¹⁵⁾。

個別の移民会社ではなく、送出した国内地域に着目した研究は、近年の新しい動向である。移民会社研究は従前、外務省外交史料館に所蔵されている移民会社ごとの業務関係史料に基づいて研究がおこなわれているが、花木宏直は地域に残された史料を中心にし、移民会社の地域における活動に着目した。花木は、沖縄県における移民会社の活動に焦点をあてた研究のほ

⁸⁾ 同書の日本語版は 1988 年に公刊されている。アラン・T・モリヤマ『日米移民史学 日本・ハワイ・アメリカ』PMC 出版、1988 年。

⁹⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、251 頁。

¹⁰⁾ 児玉「移民会社の実態」広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』福武書店、1980 年、459-484 頁。

¹¹⁾ 石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」『琉球大学法文学部紀要 社会篇』第 14 号、1970 年、19-45 頁。

¹²⁾ 佐々木敏二「移民学講座 初期移民会社の研究 (一) カナダ・ユニオン炭鉱と神戸移民会社」『季刊 汎』(6)、1987 年 9 月、164-188 頁。同「移民学講座 初期移民会社の研究 (二) ユニオン炭鉱第二次契約移民」『季刊 汎』(7)、1987 年 12 月、170-195 頁。同「移民学講座 初期移民会社の研究 (三)・最終回 明治移民会社による自由渡航者の送り出し」『季刊 汎』(8)、1988 年 4 月、156-181 頁。これらの内容は、佐々木『日本人カナダ移民史』(不二出版、1989 年)の「第 1 章 カナダ・ユニオン炭鉱契約移民と神戸移民会社」(9-68 頁)にまとめなおされた。

¹³⁾ 飯田耕二郎「明治中期・大阪商人による移民斡旋業——小倉商会および南有商社による草創期ハワイ移民の場合——」『大阪商業大学比較地域研究所 地域と社会』(1)、1999 年 2 月、59-78 頁および飯田「明治中期・大阪を本拠とする移民会社——主として日本移民合資会社の場合——」『大阪商況大学比較地域研究所 地域と社会』(2)、1999 年 10 月、69-90 頁。

¹⁴⁾ 岩本由輝「仙台に設立された移民会社の墳末——沖縄県における営業活動を中心に」『東北学院大学東北文化研究所紀要』(34)、2002 年 9 月、1-71 頁。

¹⁵⁾ 石倉和佳「日本人ハワイ移民の移民会社：愛国同盟の人々を中心に」『兵庫県立大学環境人間学部 研究報告』(21)、2019 年、29-40 頁。

¹⁶⁾ 花木宏直「明治中～後期の沖縄県における移民会社業務代理人の経歴と属性」『沖縄地理』(13)、2013 年 6 月、1-16 頁。花木「東洋移民業務代理人・肥後孫左衛門の経歴と明治中～後期の沖縄県における海外移民の斡旋」『琉球大学教育学部紀要』(84)、2014 年 2 月、69-81 頁。花木「近代沖縄における海外移民送出と熊本県鏡町出身者との関係」『沖縄地理』(18)、2018 年、35-46 頁。花木「近代沖縄における移民・出稼ぎ送出の仕組みの特性——移民会社業務代理人・斡旋業者・募集人に注目して」『沖縄地理』(21)、2021 年、17-32 頁。

¹⁷⁾ 花木宏直「明治・大正期の神奈川県足柄下郡における渡航の送出経緯と渡航後の行動」『歴史地理学』54 (4)、2012 年 9 月、4-23 頁。花木「明治 30 年代初期における海外移民送出の事務的管理——福岡県八女郡下広川村を事例に——」『歴史地理学』62 (2)、2020 年 3 月、1-18 頁。海外送出した地域という視点の研究には鈴木修斗による福島県安達郡石井村からフィリピンへ移動した人々に注目した研究もある。鈴木修斗「近代期の福島県における海外移民

か¹⁶⁾、神奈川県足柄下郡や福岡県八女郡下広川村を事例として、移民会社の活動にかかわる研究をおこなっている¹⁷⁾。これらの研究は地域に残された史料から移民会社の活動を読み解くものであり、特定の移民会社に着目するというよりも移民会社の業務代理人や海外渡航者の募集に関わった人物に目が向けられている。

このように移民会社研究は視点の広がりや遂げているものの、送出先としてのハワイ、送出地としての広島（あるいは沖縄）に着目した研究が中心となってきた。そのため、数の上で卓越するものに焦点をあてるものにとどまり、総体としての移民会社なるものの活動を十全に表出するものとはなっていないように思われる。

児玉は移民会社を論じるにあたり、それらの全般的な沿革を「おおよそ五期に分けて考えることができる」としている。第一期は日本最初の移民会社である日本吉佐移民会社が設立された1891年12月から「移民保護規則」が公布される1894年4月、第二期は1894年4月から日本政府が移民会社によるハワイへの日本人送出を禁止した1900年6月まで、第三期は日本政府が移民会社によるハワイへの自由渡航周旋を許可してから1908年2月の日米紳士協定によりハワイを含む米国への渡航を制限するまで、第四期は日米紳士協定後から海外興業株式会社が唯一の移民会社となる1920年11月、第五期は1920年11月以降としている¹⁸⁾。

この時期区分は、特に第二、第三、第四期の区分において当時の最大の海外送出先であったハワイ渡航に対する政府の政策展開に沿っておこなわれていると考えられる。多くの移民会社

が、ハワイへの労働者送出に大きく依存せざるをえなかった状況を踏まえれば妥当だと考えられる。とはいえ、移民会社の変遷を総体として捉える上では疑問が残る。移民会社がおこなった海外送出先は特に明治・大正期においてその中心がハワイであったとはいえ、最初の移民会社であった日本吉佐移民会社（のちに「日本吉佐移民合名会社」）は、オーストラリア・クインズランドやガドールプ島など様々な場所に送り出しているし、米国への転住・不法越境問題もあるため米国の政策の影響を受けるとはいえ、カナダやメキシコに送り出している移民会社も少なくない。また19世紀末にはペルーへの労働者送出も始まっているし、極東ロシアを含む東アジアへの送出もある。

木村は、移民会社の設立状況を分析し、1893-94年、1896-97年、1899-1902年に許可会社数が増えたことを示す¹⁹⁾。しかしながらここでは、木村の研究を参照しつつも、『官報』という史料から見えてくることに着目した時期区分を構想したい。

如上のとおり、移民会社は「移民保護規則」制定後、監督官庁への届出とその許可を得ることによってその営業をおこなっていた。その記録の多くは『官報』を通して公示された。1896年「移民保護法」の施行細則（1896年5月27日付外務省令第三号）は第七條で移民取扱人が10日以内に「主タル營業所ヲ置ク地ノ地方長官」を経由して届出をしなければならない事項として、次の6つを挙げている。1) 開業、2) 株式会社設立後の取締役氏名住所、3) 商事会社の無限責任社員もしくは取締役変更時の氏名

送出の展開と帰国後の動向——安達郡石井村のフィリピン移民を事例として——『歴史地理学』60（2）、2018年3月、1-22頁。

¹⁸⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、254-256頁。

¹⁹⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、127頁および128頁「表3-2 年次別、府県別移民会社設立数」。

²⁰⁾ 1896年5月27日付『官報』第3871号。なお、1894年移民保護規則の施行細則では、移民取扱人は渡航者に関する

住所、4) 同一庁（北海道庁のみ）府県内における主たる営業所の移転、5) 支店もしくは出張所の廃置移転、6) 営業年限の変更、である²⁰⁾。そのほか、事業者としての許可・廃止、業務代理人の許可や渡航・帰国、解任・死亡、出資者や出資金など業務に関わる全般的な情報がある。これらは、『官報』『彙報』欄の「雑事」や会社登記で公示される。それらの情報を追うことによって移民会社の誕生から消滅まで子細に目を向けることで従前とは異なる新たな移民会社の全体像が結ばれることが可能となるものと考ええる。

『官報』は勅令や法律、省令といった法文書の公示をおこなうだけでなく、海外事情を含め政府と国民とが関わりうる種々の情報を共有するための装置として機能していた。その『官報』の史料としての利用は、2014 年の国立国会図書館デジタルコレクション（NDLDC）の公開および同コレクションの全文検索機能によって利便性が高まっている。本稿では、その全文検索機能を十全に用い、個々の移民会社の名称や関係者の姓名、「移民」、「移民業務」といった検索語を用いることで『官報』に掲載される様々な記録を用いることとする。

2 移民保護法制と「初期移民会社」8 社

はじめににおいて述べたように、本稿で言う「移民会社」とは 1894 年移民保護規則第五條および 1896 年移民保護法第六條にしたがって行政庁から許可を受けた事業者＝「移民取扱人」を言う。『官報』における「移民取扱人」の初出は、「移民保護規則」から 2 年半ほど、「移民保

護法」から半年ほど経過した 1896 年 10 月 23 日付『官報』第 3997 号「彙報」の「雑事」欄に掲載された内務省からの「移民取扱人許可」という記事（以下、「1896 年許可移民取扱人リスト」と呼ぶ。）である。ここには、1894 年 4 月の移民保護規則以降 1896 年 9 月までに許可された移民会社 8 社がリスト化されている。これは、「移民保護規則」に基づいて許可された移民会社のうち、営業を継続しており、「移民保護法」下においても許可が続くもの（＝4 社）を示すとともに、「移民保護法」に基づいて新たに許可されたもの（＝4 社）を列記し、当該時点において法的に有効な移民会社を明確化し『官報』において公示したと考えられる。本稿ではこの 8 社を「初期移民会社」とする。

1896 年許可移民取扱人リストには 8 社のみが記載されているが、1896 年 10 月までに移民会社として許可を受けた会社は 8 社にとどまらない。ここで初期移民会社について詳述するのは、移民会社を取り巻く環境、特に「移民保護法」との関係を確認する意味もある。

2.1 1894 年許可 4 社

日本最初の移民会社である「日本吉佐移民会社」の設立は、1891 年 12 月 16 日付『官報』第 2540 号において「彙報」の「農工商」欄に東京府による設立認可として公示されている。日本最初の商法は 1890 年 3 月 27 日付法律第三十二号²¹⁾であり、1891 年 1 月 1 日より施行されることになっていた。営利法人としての「商事会社」は、合名会社、合資会社、株式会社の三種とされ、それぞれが定められることになっていた。しかし、商法そのものの「朝野の施行延

る情報提供のみが義務づけられるに止まった。1894 年 4 月 18 日付外務省令第 6 号、1894 年 4 月 18 日付『官報』第 3237 号。

²¹⁾ 1890 年 4 月 26 日付『官報 號外』。

期論にあって、まず第一帝国議会で旧民法の施行予定日である明治二十六年一月一日まで施行延期とされ、ついで施行日を目前にした第三回帝国議会において再び明治二十九年十二月三十一日まで施行延期となった²²⁾。つまり、1896年12月31日まで延期となったのである。そのため、「日本吉佐移民會社」は「商法以前」という法環境下で東京府による設立認可となったのであり、外国への渡航者に関する保護法制前の渡航周旋業者として誕生した。

政府が商法の一部修正・実施法案を提出、第四回帝国議会において可決され、商法の一部が1893年3月4日付法律第九号として1893年3月6日に公布された。その施行は、同年7月1日と定められた²³⁾。この「一部」のなかには、会社制度を定める「商事会社總則」が含まれており、商事会社に関する法源がはじめて明確にされた。それを受けて、「日本吉佐移民會社」は改めて「日本吉佐移民合名會社」として登記されることになる。

その登記記録は残念ながら『官報』には見出できないものの、1894年7月刊行の佐藤長四郎編『日本諸會社登録録』第1巻（有斐閣書房）

には「明治廿六年十二月廿八日合名會社第四十四號登記」と記載されており²⁴⁾、1893年12月28日に改めて登記されたことがわかる。同書の記述によれば、「日本吉佐移民合名會社」はその營業所を「東京市京橋區尾張町二丁目十四番地」とし、その目的は「海外各國ノ需用ニ應シ出稼移民ノ募集媒介ヲ爲ス」ことであつた。業務担当社員は吉川泰二郎と佐久間貞一であり、出資をおこない業務の責を負う社員はこの2名のみであつた。吉川は「日本郵船會社」副社長であり²⁵⁾、佐久間は今日の大日本印刷株式会社の前身である「秀英舎」舎長であつた。

「日本吉佐移民合名會社」の『官報』における初出は、1896年許可移民取扱人リストであり、その時点ではすでに会社の營業所は「東京市京橋區新肴町十番地」に移転している。また、吉川泰次郎は、1895年11月に没しており²⁶⁾、商業興信所編輯部藏版『日本全國諸会社役員録』（商業興信所、1895年）では、業務担当社員は佐久間貞一のみとなっている。その佐久間も1898年11月6日に死去する²⁷⁾。

それらを受け、1899年10月30日付で登記事項の変更がなされ、社員は吉川政之助と佐久

- ²²⁾ 利谷信義・水林彪「近代日本における会社法の形成」『資本主義の形成と展開3』東京大学出版会、1973年、115頁。
- ²³⁾ 1893年3月6日付『官報』第2902号。商法はさらに1899年3月7日付法律第四十八号によって修正される（1899年3月9日付『官報』號外）。会社設立は基本的に自由設立となったが、移民会社の場合は1894年移民保護規則第五條、その後の1896年移民保護法第六條により行政庁（「移民保護規則」にあっては内務省）の許可が必要であった。なお、1899年に修正された商法はその後、1933年に小切手法が、2005年に会社法が分離されたものの今日まで続く。
- ²⁴⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/803755/1/93>（2025年1月14日閲覧）
- ²⁵⁾ 移民会社に関してまとめた記述の嚆矢のひとつとも言える、入江寅次『邦人海外發展史』上巻（移民問題研究會、1938年、101-102頁）において「當時日本郵船社長」と記述されていたため、先行研究において「日本郵船社長」とされることもあるが、吉川の「日本郵船會社」社長就任は1894年のことであり、佐々木敏二が記すように（佐々木敏二「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脉」『キリスト教社会問題研究』（37）、1989年3月、540頁）、「日本郵船會社副社長」が正しい。
- ²⁶⁾ 「故郵船會社長 吉川泰次郎氏小傳」『交通』（118）、1895年11月、9-10頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1539133/1/8>（2025年2月3日閲覧）
- ²⁷⁾ 1898年11月28日付『官報』第4624号「彙報」の「褒賞」欄に「賜褒賞者死去」として記載されている。
- ²⁸⁾ いずれも出資額は12,500円である。1899年11月4日付『官報』第4904号附録
- ²⁹⁾ 『印刷雜誌』第8巻第12号（1899年1月）掲載の「東京活版印刷業組合報告」（309頁）に「佐久間貞一氏ノ嗣子 佐久間鋼三郎氏ヨリ養父貞一死去ノ節」とある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1499008/1/13>（2025年

間鋼三郎の2名となった²⁸⁾。政之助の素性はNDLDCでは判然としないが、鋼三郎は佐久間貞一の養嗣子である²⁹⁾。なお政之助は1906年10月4日付で出資持分全部を泰次郎嗣子、吉川慎一郎に譲渡して退社し³⁰⁾、業務担当社員が佐久間鋼三郎のみとなった「日本吉佐移民合名會社」は、1908年5月13日付で「總社員ノ同意ニ依リ」解散する。佐久間鋼三郎は清算人となり、移民取扱営業の廃止も同日、外務省に届け出ている³¹⁾。

なお佐久間貞一は、もうひとつ移民会社を興している。それは「東洋移民合資會社」である。1897年2月6日付で外務省より移民取扱営業の許可を得た時点で営業所は「東京市京橋區新肴町十番地」で「日本吉佐移民合名會社」と同じであり、1900年5月5日付『官報』第5050号の移民業務代理許可においては佐久間鋼三郎が業務担当社員として出願をおこなっている。

両社の関係について、木村健二は「日本吉佐移民合名會社」を継承したのが「東洋移民合資會社」とするが³²⁾、『官報』の記事を見る限りそれぞれの会社で業務代理人を置き、出張所を配している場合もあり、両社の関係を「継承」とすることには疑問が残る。たとえば、1908年3月10日付『官報』第7408号の「移民業務代理人歸國」の記事においては、両社のメキシコにおける業務代理人である齋藤千之の歸國に関してその届をそれぞれの会社が別の日におこなっており、「日本吉佐移民合名會社」の解散した1908年に至ってもそれぞれの会社として機能

していたことが窺われる。また如上のとおり、少なくとも会社としての「日本吉佐移民合名會社」は1908年まで移民取扱営業を廃止していない。

豊原又男『佐久間貞一小傳』（秀英舎庭契會、1904年、98-99頁）では、「明治三十年日本郵船會社々長近藤廉平、副社長加藤正義、同重役岩永省一、淺田正文其他中山讓次、須藤時一郎の諸氏と謀り合資組織を以て會社を設立し資本金を拾萬円と定め各自出資せり明治三十年二月十九日會社の設立認可あるや吉佐移民合名會社との間に契約を交換し其の事業を繼續せり之れ即ち東洋移民合資會社の起りたる所以なり」と記す。ここで「其の事業」とはブラジルへの労働者送出事業であり、会社そのものの継承ではないと読める³³⁾。「東洋移民合資會社」の設立は新たにブラジルへの労働者送出事業をおこなうためであったと考えられる。

日本最初の移民会社である「日本吉佐移民會社」の後身である「日本吉佐移民合名會社」に、商法に基づいた登記では3ヵ月ほど先んじたのが「横浜移民合資會社」である。1895年9月刊行の栗屋竜蔵編『商業登記会社全集』（明法堂）には「明治二十六年九月十二日登記済」と記載されている。設立年月日は1893年9月7日とされ、資本金は5万円、業務担当社員は大西正雄、脇澤金次郎であり、この両名のほかに飯泉金次郎が社員に名を連ねている。出資金は3名とも同額の16,666円66銭6厘であり、いずれも有限責任とされる³⁴⁾。『官報』には、1893年

2月3日閲覧)

³⁰⁾ 1906年10月13日付『官報』第6989号。

³¹⁾ 1908年5月26日付『官報』第7472号。なお、佐久間鋼三郎は1911年1月6日に死亡している。1911年1月18日付『官報』第8270号附録。

³²⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、128頁「表3-2 年次別、府県別移民会社設立数」。また入江寅次は「東洋移民合資會社」は「日本吉佐移民合名會社」を改称したとする。入江『法人海外發展史』下巻、移民問題研究會、1938年、13頁。

³³⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/781454/1/70> (2025年2月6日閲覧)。

³⁴⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/803675/1/161> (2025年1月14日閲覧)

9月15日付第3066号「彙報」の「産業」欄に神奈川県が営業認許をおこなった記録がある。

移民会社を定めた1894年「移民保護規則」以前の時点で、『官報』で確認できる移民会社があとふたつある。ひとつは「神戸移民會社」であり、もうひとつは「海外渡航株式會社」である。

「神戸移民會社」の名は、1894年3月24日付『官報』第3217号の「公使館及領事館報告」欄に掲載された在バンクーバー領事館書記生清水精三郎の報告「加拿陀貿易及哥倫比亞州諸工業景況」の中に「神戸移民會社」により派遣された日本人労働者について触れた記述がある。「神戸移民會社」については、佐々木敏二と奥村直彦それぞれの、史料に基づく詳細な論稿がある³⁵⁾。それらによれば、厳密に言うと「神戸移民會社」という固有名詞は存在せず、「神戸に本社をもつ移民会社」という意味で外務省も会社側も使用しているだけ³⁶⁾。また奥村が引用した1892年4月29日付外務省官房移民課発出の照会文書においては、「神戸日本移民會社」という名辞が用いられている³⁷⁾。

この「神戸に本社をもつ移民会社」の始まりは、「日本吉佐移民會社」に若干遅れて、1891年12月26日付で兵庫県知事周布公平宛てて「生本傳九郎」（岡山県岡山市）、「山戸藤四郎」（福井県坂井郡）、「刀根五郎平」（兵庫県神戸市）、「今田治太郎」（福井県坂井郡）、「矢吹徳郎」（岡山県哲多郡）、「山口榮之丞」（兵庫県神戸市）、「伴新三郎」（東京府東京市）の7名によって出

された「有限責任移民會社認可願」である。その後、周布兵庫知事によって認可された移民会社が「神戸移民會社」と呼ばれ、のちに「日本明治移民株式會社」と称することとなった。

「海外渡航株式會社」は、1894年4月4日付『官報』第3225号「彙報」の「産業」欄における広島県からの「會社營業認可數」の記事に、1893年商法実施以降において免許を受けるか、既設の会社で營業認可を受けた企業名が掲げられるが、その筆頭に「海外渡航株式會社」の名がある。

1896年許可移民取扱人リスト内には、先に述べた「日本吉佐移民合名會社」「海外渡航株式會社」はあるが、「神戸移民會社」も「横浜移民合資會社」も名はない。1894年において許可された4社のうちの残り2社は、「森岡眞」「神戸渡航合資會社」である³⁸⁾。

リストに掲載されなかった2社と代わりの2社を含めたリストに至る経緯については、『進歩党党報』第3号（1897年6月1日発行）に掲載された「政務資料」欄のなかの「移民に関する統計」（以下、「進歩党資料」と略記する。）が示唆に富む。進歩党資料は、「明治三十年四月現在」すなわち1897年4月時点までに許可された「移民取扱者及其所在地」「營業許可」年、「營業開否」「移民取扱人又は會社重役一人の姓名」「保証金額」「資本金額」が表にまとめられている³⁹⁾。1896年許可移民取扱人リストでは1894年の許可数は4社であったが、進歩党資料によると8社あり、進歩党資料にあって『官

³⁵⁾ 佐々木「カナダ・ユニオン炭鉱と神戸移民会社」および奥村直彦「日本明治移民会社について——初期移民会社の一事例——」『キリスト教社会問題研究』（34）、1986年3月、66 - 102頁。

³⁶⁾ 佐々木「カナダ・ユニオン炭鉱と神戸移民会社」、182頁。

³⁷⁾ 奥村「日本明治移民会社」、85頁。

³⁸⁾ なお1896年許可移民取扱人リストによれば、「吉佐移民合名會社」は「移民保護規則」による内務省からの許可（1894年7月28日付）も最初ではなかった。最初に許可を受けたのは「神戸渡航合資會社」（1894年5月25日付許可）であった。

³⁹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1480858/1/8>（2025年1月14日閲覧）

報』にないのは、「移民取扱人小倉幸（大阪）」「横濱移民合資會社（横濱）」「明治移民株式會社（兵庫）」「海外殖民合資會社（横濱）」の4社である。

「移民取扱人小倉幸（大阪）」については、「明治廿九年六月十五日營業許可取消」とあり、備考に「布哇國行移民船賃を不當に徴集せし件に付き、營業の許可を取消さる」とある。また「横濱移民合資會社（横濱）」については「明治廿八年四月營業廢止届認可済」、「明治移民株式會社（兵庫）」（如上の「神戸に本社をもつ移民会社」＝「日本明治移民株式會社」）については「營業不認可」、「海外殖民合資會社（横濱）」については「營業繼續せざるもの」とある。さらに備考欄には、「明治移民株式會社（兵庫）」について「營業上不正の廉を以て營業繼續願を認可せられざりしなり」とも付記されている。どの移民会社も1896年以前に姿を消していたのである。

1894年から1896年までの移民会社の事情に繋がる『官報』掲載記事に、1898年5月27日付『官報』第4470号における「公使館及領事館報告」欄の「布哇國本邦移住民状況」（以下、「1898年島村報告」と略記する。）がある。これは1897年におけるハワイ在留日本人に関する当時の総領事島村久がおこなった報告に基づくもので、1894年から1897年までに日本からハワイに渡航した「出稼人」の人数が周旋した会社ごと、年ごとに挙げられている。そこには「絲半商會」「小倉商會」「神戸渡航合資會社」「海外渡航株式會社」「日本移民合資會社」「森

岡眞」「小山雄太郎」の7社の名がある。

1898年島村報告で「明治二十七年六月」に「初テ私約出稼人ヲ輸入」した、つまり最初の契約渡航者を周旋した会社とされる「絲半商會」は、『官報』に見る限り移民会社ではないし、進歩党資料にもその名はない。明治27年とは1894年のことであり、1894年4月「移民保護規則」が公布されているため、1894年6月に「私約出稼人」、つまり契約渡航者を送出するためには、移民取扱人として許可された移民会社でなければならないはずである。

ここで重要なのは「輸入」という名辞であろう。もちろん在ハワイ総領事の報告に基づく記事であるため、「輸入」がハワイからの見方であることによるものなのは確かである。しかしそれと同時に、この言葉は、「絲半商會」の位置づけを表しているとも言える。「絲半商會」は移民取扱人としての許可をもたないため、「神戸の明治移民会社に依頼して、ハワイ渡航者を募集した」のである⁴⁰⁾。1898年島村報告では、翌1895年以降、「絲半商會」による「輸入」はなく、進歩党資料における「明治移民株式会社（兵庫）」（＝「神戸に本社をもつ移民会社」）の「營業不認可」、また「營業上不正の廉を以て營業繼續願を認可せられざりしなり」という記述に照応する⁴¹⁾。

「小倉商會」とは移民会社としては個人名となる「移民取扱人小倉幸」のことである⁴²⁾。「小倉商會」は1894年に男617人、女150人、計767人を契約渡航者として送出した。契約渡航者とは移民会社自身が農場主等と契約をおこな

⁴⁰⁾ 飯田「明治中期・大阪商人による移民斡旋業」、67頁。木村健二は『近代日本の移民と国家・地域社会』に掲載した「表3-1 明治期移民会社一覧」において「糸半商會」を挙げているが、備考に「ハワイ支店」と付している。飯田「明治中期・大阪商人による移民斡旋業」を参照したことも示されており、この事情を踏まえた記述と考えられるが、移民会社一覧に掲載するべきか否かの議論は必要であろう。

⁴¹⁾ 飯田によれば、營業繼續不許可となったのは1894年9月のことであった。飯田「明治中期・大阪商人による移民斡旋業」、68頁。

⁴²⁾ 飯田「明治中期・大阪商人による移民斡旋業」、61頁。

い、その契約に基づいて労働者を送化する形で渡航した人々を指す。「小倉商會」は契約に基づかない自由渡航者も送出しており、1894年には男35人、女17人の計52人を渡航させている。1895年、1896年も契約渡航者、自由渡航者を送出しており、全体では契約渡航者男女合わせて3,058人、自由渡航者も男女合わせて464人を送出している。しかし1897年には渡航周旋した数字はなく、進歩党資料（1897年4月現在）の「明治廿九年六月十五日營業許可取消」、つまり1896年6月15日付で移民会社としての營業許可取消に符号している。

「絲半商會」「小倉商會」に遅れて1895年以降にハワイに労働者を送出した移民会社のなかでは、「神戸渡航合資會社」のみがほかの移民会社とは異なる傾向を示す。1898年島村報告では、「神戸渡航合資會社」は1897年までに契約渡航者男277人女15人計292人、自由渡航者男817人女276人計1,093人と自由渡航者を多く送出している。たほう、「海外渡航株式會社」は1897年までに契約渡航者男3,699人女715人計4,414人、自由渡航者男561人女165人計726人と圧倒的に契約渡航者が多い。「日本移民合資會社」も1896年および1897年で契約渡航者男1,043人女182人の計1,225人に対し、自由渡航者男256人女59人計315人と契約渡航者が多い。「森岡眞」は1896年には契約渡航者はおらず自由渡航者男77人女24人の計101人だが、1897年には契約渡航者男519人女131人計650人に対して、自由渡航者は男116人女44人の計160人にとどまる。また「小山雄太郎」は1897年に契約渡航者のみ男195人女45人の計240人を送出している。

「神戸渡航合資會社」のみ特異な状況となっている。

如上のとおり、1894年5月25日付で日本で最初に移民会社としての許可を受けた「神戸渡航合資會社」は、『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』（1994年）によれば、1894年から1897年までに神戸で設立された移民会社の「最初ともいうべきもの」である。発起人は「神戸市の今井太左衛門・吉川藤五郎・江波戸幸太郎の三人」で「資本金は一万五〇〇〇円」であった⁴³⁾。

進歩党資料では資本金額は30,300円とされ、「移民取扱人又は會社重役一人の姓名」欄には今井太左衛門の名前が記載されているが、『官報』には担当社員として吉川藤五郎の名前のみが記載される。東京興信所編『第三版 銀行会社要録』（1899年5月、628-629頁）では、業務担当社員として今井太左衛門と吉川藤五郎の名が掲載されているが、資本金30,300円のうち10,000円を吉川藤五郎が出資し、今井太左衛門の出資額は5,000円であった。また吉川は、会社設立の翌年、1895年7月に開設された横浜支店（横浜市元横浜三丁目24番地）の主任と記載されている⁴⁴⁾。「神戸渡航合資會社」は、神戸の人々が、神戸、横浜という海外航路の発着港を拠点として設立した移民会社であった。それゆえに、自由渡航者が占める割合が多かった可能性がある。これについては次章で検討する。

ハワイに多くの自由渡航者を送り込んだ「神戸渡航合資會社」は、1896年許可移民取扱人リストにも掲載され、以降も『官報』でその事業継続を確認できる。しかし、1908年2月に

⁴³⁾ 『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』、1994年、279頁。なお、これに続く移民会社は「日本明治移民会社」であると記述されている。

⁴⁴⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/803640/1/569> 今井、吉川以外の大口出資者＝「大社員」には、辰馬淵蔵（6,700円）、日野九右衛門（3,500円）、吉川萬之助（3,000円）がいた。

はその事業を閉じる。1908年3月11日付『官報』第7409号「彙報」の「雑事」欄に外務省発の情報として、「移民取扱営業廃止」が1908年2月5日付で会社より届けられた旨が記載されている。

「神戸渡航合資会社」は、児玉の言う「第二期」と「第三期」とがその業務期間であった。つまり、日本とハワイの政府間の契約に基づく労働者送出、いわゆる「官約移民」の終了、「私約移民」の始まり、「移民保護規則」とともに産声をあげ、1907年11月から1908年2月の日米紳士協定のプロセスの中、死を迎えた移民会社ということになる。会社としてはその届出日（1908年2月5日）に先んじて1908年1月31日に総社員同意のもと解散が決められ、1908年2月5日付で解散登記された⁴⁵⁾。

児玉の詳細な研究がある広島「海外渡航株式会社」も同じ時期に会社を閉じた。1908年1月18日付『官報』第7366号において、1908年1月10日付登記の記録として、「株主總會ノ決議ニ因リ明治四十年十二月三十一日解散ス」とされる。児玉のいう「第二期」「第三期」の期間がその営業期間であった。

山口県と並んでハワイ「官約移民」を多く輩出した広島県は⁴⁶⁾、1893年時点で「移民希望者が続出していた」⁴⁷⁾。しかし、「官約移民」は人数の制限があり、希望者に対応することはできなかった。さらに1893年1月のハワイ革命を経ると、ハワイ・日本の両国はそれぞれの

事情により、「官約移民」制度に疑問を持つようになっており、結局、制度（日本人移民ハワイ渡航約定書（1884年）および日布渡航条約（1886年1月28日、第1回船（1885年2月ハワイ着）・第2回船（1885年6月ハワイ着）にも遡って適用）の延長・更新をおこなわず、1894年6月の第26回の移民船を最後に廃止されることとなる⁴⁸⁾。

またこの過程では、「政府の取扱っているハワイへの移民取り扱い業務を民間業者に委託せよという動きが、政界・経済界に高まっ」ていた⁴⁹⁾。こうした中であって、広島県会議員であった麦田宰三郎（広島県芦品郡）、山中正男（広島市）、瀬越住太郎（広島県佐伯郡）、土井雅雄（広島市）の四人が移民会社の設立を発起したのは、1893年5月のことであり、6月24日には麦田を社長、瀬越と土井を取締役として「海外渡航株式会社」を発足させ、株式募集をはじめた⁵⁰⁾。

進歩党資料には、「移民取扱人又は會社重役一人の姓名」欄には佐藤岩男の名が記され、資本金は30,000円とされる。児玉は、1894年10月20日付で移民取扱人許可を受けてから1895年初めに実際に開業するまで約一年半を要した理由のひとつに、「営業保証金一万円の調達がなかなかできなかったこと」を挙げ、その資金を中条銀行の融資に依ったとし、佐藤岩男らの協力があったとする⁵¹⁾。広島県安那郡中条村（1898年10月1日以降は深安郡中条村）の有

⁴⁵⁾ 1908年2月19日付『官報』第7391号。

⁴⁶⁾ 児玉が外務省外交史料館所蔵「日本人民布哇国へ出稼一件（出稼人名簿ノ部）」に基づいて作成した表によれば、広島県が38.2%、山口県が35.8%、熊本県が14.6%、福岡県が7.5%となり、この4県で95%超となる。児玉『日本移民史研究序説』、26頁、「表一-6 官約移民の府県別・年度別統計」。なお本稿では、「官約移民」送出の上位4県を「移民県」と呼ぶこととする。

⁴⁷⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、413頁。

⁴⁸⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、241頁。

⁴⁹⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、242頁。

⁵⁰⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、413頁。

⁵¹⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、416-417頁。

力者、「株式會社中條銀行」の取締役たちの協力のもとの開業であり、その中の一人である佐藤岩男を社長に担ぐことになった。『官報』に掲載される種々の届けも「社長佐藤岩男」の名でおこなわれている⁵²⁾。

「海外渡航株式會社」の『官報』での初出は、如上のとおり、1894年4月4日付『官報』第3225号「彙報」の「産業」欄における広島県からの「會社營業認可數」の記事であるが、次に登場するのは1896年6月13日付『官報』第3886号の「公使館及領事館報告」に掲載された在ウラジオストク「貿易事務官二橋謙」の報告記事「烏蘇里鐵道既成線路巡視概報」である。シベリア鐵道の工事に「人夫供給ノ目的ヲ以テ視察ノタメ廣島海外渡航株式會社員加來謙藏ナル者」がウラジオストクにいる、というのである。ハワイ以外の送出先を探していたことがわかる。

進歩党資料では、「渡航地及人員」という表において、「吉佐移民會社」「神戸渡航會社」「小倉幸」「廣島海外渡航會社」「森岡眞」「日本移民會社」の6社を取扱人とした渡航年・渡航先別の渡航人数も挙げられている。「廣島海外渡航會社」すなわち「海外渡航株式會社」は⁵³⁾、他の移民会社と同様の、「布哇」「北米」「加那太」「濠州」といった送出先以外に「暹羅」と「浦鹽斯德」に人々を送出しており、「浦鹽斯德」には1896年に1,682人を送出的している。

ハワイへの「官約移民」として多くの県民を送り出した広島県の移民会社＝「海外渡航株式會社」は、ハワイ以外の送出先を探索しつつも、

結局のところ、ハワイへの労働者送出の終わりとともに自らの終わりを迎えることとなった。

1898年島村報告において名前の挙がった残る3社のうち、「日本移民合資會社」は1896年許可移民取扱人リストにも掲載された会社である。しかしその許可は、1896年8月29日付であるため次節で扱うこととする。「小山雄太郎」は1896年11月6日許可のため1896年許可移民取扱人リストに含まれず、ここで言う「初期移民会社」の8社には含まれない。また小山は個人の移民取扱人としてよりも、その後身である「熊本移民合資會社」の業務担当社員としての活動に注目すべきであろう⁵⁴⁾。

1898年島村報告に名前が挙がり、1896年許可移民取扱人リストにも掲載された「森岡眞」は、1894年中最後に許可された移民会社である。「森岡眞」と個人名になっているとはいえ、日本人の海外送出事業は森岡が設立した貿易会社である「森岡商會」に設置された移民部が担った。「森岡商會移民部」は有力な移民会社として、兎玉の時期区分でいう「第四期」、1920年11月まで会社の形態を変えながら存続する。

ただし、「森岡商會」が民法に基づく「合資會社森岡商會」として登記されたのは、1910年6月8日付であり、会社の目的は「南米貿易業ヲ営ムヲ以テ目的トス」とされ、日本人の海外送出事業は含まれていない。しかも、「合資會社森岡商會」において森岡眞は無限責任社員ではあるが代表社員ではなく、その任は保田亀太郎があたった⁵⁵⁾。

『官報』で確認できる範囲では、「移民取扱人

⁵²⁾ たとえば、1898年6月23日付『官報』第4493号において移民取扱予定人員増加が外務省より許可されているがその出願は「社長佐藤岩男」の名で行われている。

⁵³⁾ Moriyama は「海外渡航株式會社」はハワイにおいて「廣島移民會社」として知られていたとする。Moriyama, *Imingaisha*, 55.

⁵⁴⁾ 「移民取扱人小山雄太郎」から「熊本移民合資會社業務担当社員小山雄太郎」への移民取扱營業譲受は1898年2月21日出願され、同年4月5日付で許可されている。1898年4月7日付『官報』第4427号。

⁵⁵⁾ 1910年6月13日付『官報』第8091号。

森岡眞」による日本人の海外送出事業は1911年12月2日までに「森岡移民合名會社」に譲られ⁵⁶⁾、さらに1917年5月26日までに「森岡移民株式合資會社」に譲られた⁵⁷⁾。

「森岡移民株式合資會社」⁵⁸⁾は、1917年6月1日付で登記され、その目的は「移民殖民ノ取扱海外開拓事業移民殖民ニ對スル金融移民殖民需用品及食料品供給宿泊其他此等事業ニ附随スル業務ヲ營ム」とある。無限責任社員にも監査役にも森岡も保田もその名はなく、代表社員は浅野財閥の創始者である浅野総一郎（初代）の次男である浅野良三であり、浅野以外の無限責任社員は、総一郎の娘婿で日本鋼管社長の白石元治郎と、瓜生治であり⁵⁹⁾、いずれも総一郎が創設した東洋汽船株式会社の取締役や社員であった。社名に「森岡」が残るものの、森岡眞は経営にも資本にも関わっていない。その「森岡移民株式合資會社」も1920年11月5日付で廃業を届け出ている⁶⁰⁾。「移民取扱人森岡眞」の系譜はここでとどめることとなる。

1896年許可移民取扱人リストにおける「移民取扱人森岡眞」の営業所住所は、「東京市赤阪區青山南町六丁目百四十七番地」である。「海外

渡航株式會社」のように「移民県」でも「神戸渡航合資會社」のように海外航路の発着港でもなく、「日本吉佐移民合名會社」と同じ東京の移民会社である。1898年3月24日付『官報』第4415号では移民業務代理人の許可願に外務省が許可を与えた際、「移民取扱人森岡眞」の営業所住所は、「東京市京橋區銀座三丁目二十一番地」となっている。営業所の場所は変わっているとはいえ、東京市内である。

その後、1899年1月20日付『官報』第4664号の移民業務代理許可の記事では「東京府東京市京橋區山城町四番地」と記載されている。この「京橋區山城町四番地」は森岡眞の住所地でもあり、『官報』において森岡眞の住所地が確認できる1911年12月14日付『官報』第8546号に掲載された「森岡移民合名會社」設立登記（1911年12月11日登記）まで変更はない。「森岡移民株式合資會社」においても設立登記においては本店住所地とされ⁶¹⁾、1919年5月31日付でその本店を「京橋區西紺屋町十番地」に移転するまで⁶²⁾、森岡眞の住所地が登記上の本店とされていた⁶³⁾。「移民取扱人森岡眞」の系譜は終始一貫して東京を拠点とする移民会社で

56) 「森岡移民合名會社」が森岡眞から移民取扱営業権を譲受し、業務の継続を出願し、その許可が出たのが1911年12月2日付である。1911年12月5日付『官報』第8538号。「森岡移民合名會社」の登記は、1911年12月11日付でなされ、目的も「海外各國ノ需ニ應シ移民ヲ媒介シ及之ヲ募集シ又ハ渡航周旋ヲナス」と明記されている。設立年月日は同年6月30日であり、社員は森岡と保田でそれぞれ5万円を出資することになっている。1911年12月14日付『官報』第8546号。

57) 「森岡移民株式合資會社」が「森岡移民合名會社」から移民取扱営業権を譲受し、業務の継続を出願し、その許可が出たのが1917年5月26日である。1917年5月29日付『官報』第1446号。

58) 「株式合資會社」は1899年商法修正において設けられた新しい会社形態である。無限責任社員と出資額を限度とする有限責任の株主によって構成されるものである。

59) 1917年6月9日付『官報』第1456号。

60) 1920年11月17日付『官報』第2489号。無限責任社員の同意及び株主總會における解散の決議は、1920年11月2日付でおこなわれ、解散および清算人の登記がなされたのは1920年11月10日であった。1921年4月25日付『官報』第2617号附録。なお清算の終了は、1933年9月29日であった。1933年12月5日付『官報』第2079号。

61) 1917年6月9日付『官報』第1456号。

62) 1919年7月31日付『官報』第2096号。

63) その後、営業所は「東京市麴町區永樂町一丁目一番地」への移転が1920年5月20日付で外務省により許可されている。1920年5月28日付『官報』第2345号。さらに、1920年6月1日には本店も同所に移転している。1920年12月21日付『官報』第2517号附録。

あった。

1896 年移民保護法以前にも多くの移民会社が設立されていた。しかし、1896 年移民保護法以後も存続した会社は 4 社に過ぎなかった。「移民県」である広島「海外渡航株式會社」、海外航路の出発港のひとつである神戸の「神戸渡航合資會社」、そして東京の「吉佐移民合名會社」と「移民取扱人森岡眞」（森岡商會移民部）である。それ以外の会社は、進歩党資料に記された内容を踏まえるならば、1894 年移民保護規則、1896 年移民保護法にしたがって、営業許可を取り消されたり、営業不認可となったりしている。法律が移民会社の質の担保に一定の役割を果たしたことが窺える。

2.2 1896 年許可 4 社と「6 ヶ月ルール」

1896 年移民保護法以後にも多くの移民会社が設立されることになる。移民会社の命運を左右することになるのは、「移民保護法」第六條中の「許可ノ日ヨリ六箇月以内ニ營業ヲ開始セサルトキハ効力ヲ失フモノトス」という「6 ヶ月ルール」であった。

1896 年許可移民取扱人リストに挙げられた移民会社 8 社のうち、1896 年に許可された会社は 4 社、「日本移民合資會社」「移民取扱人椿本俊吉」「鎮西移民株式會社」「東京移民合資會社」である。このうち、「移民取扱人椿本俊吉」については 1896 年許可移民取扱人リスト以外に『官報』には登場しない。また「鎮西移民株式會社」は、『官報』では 1898 年 5 月 18 日付第 4462 号「彙報」の「産業」欄に掲載された「全国株式會社業別及資本金統計」という記事の熊本県の株式会社について記した部分に「發

起認可會社」のひとつとして挙げられたのが最後となっている。

進歩党資料によれば、「移民取扱人椿本俊吉」は「六ヶ月期限經過に付許可無効（明治卅年三月五日）」とある。許可後、6 ヶ月という期限内に営業を開始することができなかったため、1897 年 3 月 5 日付で許可失効となったというのである。

このように、「移民保護法」第六條中の「6 ヶ月ルール」が移民会社の参入障壁となっていた。Moriyama は、この「6 ヶ月ルール」が苛酷な条件であったと述べる。営業を開始するためには、6 ヶ月未満で送出先の農場主代理人（ハワイの場合）、渡航者が乗船前に利用する横浜の宿泊施設、乗船する船会社、そして送出元の地方役人と契約や交渉をしなければならないことは、新規参入者にとって大きな負担であると言うのである⁶⁴⁾。そして、Moriyama は自らの調査の結果、1894 年から 1902 年のあいだに許可を受けたものの「6 ヶ月ルール」によって許可失効となった 15 社のリストを挙げる。その中には、進歩党資料（1897 年 4 月時点）において「營業未開始」となっている「鎮西移民株式會社」もある⁶⁵⁾。

そもそも 1893 年に一部施行された商法、いわゆる「旧商法」に会社設立に関わる 6 ヶ月ルールがある。第八十一條において「會社ハ登記前ニ事業ニ着手スルコトヲ得ス」という前提のもとに、第八十二條では「會社其登記ノ日ヨリ六个月内ニ事業ニ着手セサルトキハ其登記及ヒ公告ハ無効タリ」と規定した。これは 1890 年商法条文中の「開業」を「事業ニ着手」に改められ、緩和された規定である。1896 年移民保護法では旧規定が準用され、事業着手にとどま

⁶⁴⁾ Moriyama, *Imingaisha*, 52-53.

⁶⁵⁾ Moriyama, *Imingaisha*, Appendix 9 Emigration Companies that Failed to Meet the Six-Month Deadline, 1894-1902, 196.

らず「開業」を求める、より厳格な規定となっている⁶⁶⁾。

1896 年移民保護法の「6 ヶ月ルール」は会社の大きさや資本金で乗り越えられるものでもなかった。そのことは、時代は下るが、大倉喜八郎の「合名會社大倉組」も許可失効となっていることから分かる⁶⁷⁾。「合名會社大倉組」への許可は 1900 年 7 月 31 日付で出されており⁶⁸⁾、「合名會社大倉組」はその後、横浜区裁判所（1900 年 8 月 4 日）に「目的」の変更登記を行い、「海外貿易及諸官衛民間需用品ノ供給 商行為ノ代理 其他鑛業又ハ營業上必要品ノ製造若クハ運送ニ係ル行為 移民取扱ニ係ル行為」（圏点は筆者による）とし⁶⁹⁾、1900 年 8 月 5 日には横須賀区裁判所に目的の追加「移民取扱ニ係ル行為」を登記⁷⁰⁾、小倉区裁判所には 1900 年 8 月 10 日付で「合名會社大倉組小倉支店」の登記事項ノ目的に「移民取扱ニ係ル行為」を追加⁷¹⁾、「合名會社大倉組佐世保支店」の登記についてもその目的に「移民取扱ニ係ル行為」を追加（1900 年 8 月 7 日付大村区裁判所佐世保出張所登記⁷²⁾、神戸区裁判所においても 1900 年 8 月 14 日付で「移民取扱ニ係ル

行為」を追加登記⁷³⁾、1900 年 8 月 20 日付で弘前区裁判所においても「移民取扱ニ係ル行為」の追加⁷⁴⁾、渡航者が利用するであろう港、渡航者の募集候補地などの支店・出張所で準備を進めていることが分かる。さらに、台湾においても台北法院にいずれも 1900 年 8 月 17 日付で「合名會社大倉組臺北支店」と「合名會社大倉組基隆出張所」の登記にも「移民取扱ニ係ル行為」を追加している⁷⁵⁾。植民地を含めた全社を挙げて新たな事業をおこなう体制を整えていたはずである。それにもかかわらず、「6 ヶ月ルール」の壁を越えることはできなかった。

1896 年許可移民取扱人リストにおいて 1896 年に許可された 4 社のうち残る 2 社、「日本移民合資會社」⁷⁶⁾と「東京移民合資會社」については、進歩党資料に「營業開始」と記されており、『官報』にも継続的にその名を見ることができる。奇しくも両社は、大阪、東京という人口集中地で開業した後、神戸、横浜という海外航路発着港の町へと移転しているという共通点を持っている⁷⁷⁾。

「日本移民合資會社」は 1908 年 8 月 10 日付で⁷⁸⁾、「東京移民合資會社」は 1910 年 8 月 11

⁶⁶⁾ 1899 年に修正された商法では第四十五條で「會社ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ開業ノ準備ニ着手スルコトヲ得ス」を前提とし、第四十六條で登記後「六个月内ニ開業ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得但正當ノ事由アルトキハ其會社ノ請求ニ因リ此期間ヲ伸長スルコトヲ得」と但し書きはあるものの、登記→開業着手→開業のプロセスが 6 ヶ月以内でおこなわれることを求めており、1896 年移民保護法と同じ原則になった。

⁶⁷⁾ 1901 年 2 月 12 日付『官報』第 5280 号。

⁶⁸⁾ 1900 年 8 月 7 日付『官報』第 5129 号

⁶⁹⁾ 1900 年 8 月 9 日付『官報』第 5131 号附録。

⁷⁰⁾ 1900 年 8 月 13 日付『官報』第 5134 号附録。

⁷¹⁾ 1900 年 8 月 15 日付『官報』第 5136 号。

⁷²⁾ 1900 年 8 月 16 日付『官報』第 5137 号

⁷³⁾ 1900 年 8 月 21 日付『官報』第 5141 号。

⁷⁴⁾ 1900 年 8 月 27 日付『官報』第 5146 号附録。

⁷⁵⁾ 1900 年 9 月 3 日付『官報』第 5152 号附録

⁷⁶⁾ 「日本移民合資會社」については、飯田「明治中期・大阪を本拠とする移民会社」が詳しい。

⁷⁷⁾ 「日本移民合資會社」は 1898 年 4 月 26 日以降 9 月 1 日までの間に營業所＝本店を移転しているが、『官報』には記録がない。また「東京移民合資會社」は 1898 年 5 月 4 日付で東京から横浜への移転が外務省により許可されている。1896 年 5 月 6 日付『官報』第 4452 号。

⁷⁸⁾ 1908 年 8 月 22 日付『官報』第 7548 号。

日付でそれぞれ移民取扱営業の廃止を届出ている⁷⁹⁾。「東京移民合資會社」は児玉の言う「第三期」ではなく「第四期」の途中で姿を消すことになるが、「日本移民合資會社」は「神戸渡航合資會社」や「海外渡航株式会社」と同様に、「第三期」で移民取扱営業廃止となったと言っ
てよいであろう。

1896年許可移民取扱人リストでは1894年許可4社、1896年許可4社の8社が示された。1894年許可の4社は移民保護法制により淘汰された後の姿であるが、1896年許可の4社では、会社の規模や資本力によるものではないとはいえ、「6ヶ月ルール」という法規制が機能し、4社中2社、すなわち50%の選別がおこなわれた。

1896年許可移民取扱人リスト以後、1896年11月28日付『官報』第4026号からは移民会社に対して許可が与えられる都度、公示されるようになる。同号においては、「熊本移民株式會社」(1896年11月2日)と、1898年島村報告に名が挙がった「小山雄太郎」(1896年11月6日)の2社がそれぞれ許可されたことが示され、翌1897年2月15日付『官報』第4083号では、「中國移民合資會社」(1897年2月4日)、佐久間貞一の「東洋移民合資會社」(1897年2月6日)の2社が、さらに1897年3月23日付『官報』第4113号でも、「海外移民株式會社」(1897年3月2日)、「神戸郵船移民株式會社」(1897年3月8日)の2社がそれぞれ許可されたことが公示される。「海外移民株式會社」は和歌山県西牟婁郡田辺町に設立された会社であるが、名称変更し「厚生移民株式會社」と称した⁸⁰⁾。1897年5月24日付『官報』第4165号においては、「日本移民株式會社」(1897年

5月5日)、「帝國移民合資會社」(1897年5月19日)の2社に許可が与えられたことが記される。また1897年12月13日付で加藤平四郎外3名を発起人とする「日本殖民株式會社」の移民取扱営業許可が発せられている⁸¹⁾。木村健二が指摘するように、1896・97年が移民会社の設立ピークのひとつであったことが確認される。

それぞれの移民会社の『官報』掲載状況を示すと、以下のとおりとなる。

- ・「**熊本移民株式會社**」(熊本県熊本市) 許可以降掲載なし
- ・「**小山雄太郎**」(熊本県熊本市) 個人としては許可以降2回のみ、その後は「熊本移民合資會社」業務担当社員小山雄太郎として掲載
- ・「**中國移民合資會社**」(広島県広島市) 1910年3月22日付解散登記(1910年4月16日付『官報』第8042号)、移民取扱人営業廃止届(1910年5月5日付『官報』第8058号)まで継続的に掲載
- ・「**東洋移民合資會社**」(東京府東京市) 1917年12月15日付移民取扱人廃業(1917年12月17日付『官報』第1613号)、その後も1939年12月15日付『官報』第3884号掲載の登記事項変更まで掲載
- ・「**海外移民株式會社**」(和歌山県西牟婁郡) 「厚生移民株式會社」に社名変更後、1903年9月16日付で許可された「大陸殖民合資會社」への移民取扱業務譲渡(1903年9月21日付『官報』第6068号)まで掲載
- ・「**神戸郵船移民株式會社**」(兵庫県神戸市) 許可以降、1898年3月7日付解散の外務省への届出(1898年3月26日付『官報』第4417号)のみ

⁷⁹⁾ 1910年9月16日付『官報』第8173号。

⁸⁰⁾ 『和歌山県史 近現代1』1989年、961頁。『官報』には社名変更の記録は見出せなかった。

⁸¹⁾ 1897年12月15日付『官報』第4338号。

・「日本移民株式會社」（東京府東京市） 許可以降、1 件（釧路の「辨護士懲戒判決」：保証人に対する違約金請求債権を保有する移民会社の一社 1918 年 5 月 15 日付『官報』第 1733 号）のみ⁸²⁾

・「帝國移民合資會社」（東京府東京市） 許可以降、フィリピン群島における業務代理人の許可記事のみ（1903 年 9 月 4 日付『官報』第 6054 号）

・「日本殖民株式會社」（東京府東京市） 許可以降、1898 年 6 月 20 日付『官報』第 4490 号の許可失効記事のみ⁸³⁾

「帝國移民合資會社」の業務代理人許可の記事においては、業務担当社員に「帝国殖民合資會社」（岡山県岡山市）の竹内正志の名があり、『官報』における誤記の可能性が高く、「熊本移民合資會社」を「移民取扱人小山雄太郎」の後身として加えると、9 社中 4 社が「6 ヶ月ルール」を突破したものと考えられる⁸⁴⁾。ここでの選別率は 44.44 %である。

なお 1897 年になると、移民会社を監督する主たる官庁の変化を『官報』に読みとることができる。それは、移民会社の営業許可の記事が『官報』のどこに掲載されたかを見ることによってわかる。1897 年 3 月 23 日付『官報』までは移民取扱人許可は、「彙報」の「司法及警察」欄に掲載され、1897 年 5 月 24 日付『官報』

においては同じく「彙報」の「警察」欄に「移民取扱許可」として掲げられている。つまり、1894 年「移民保護規則」第五條において許可を与える権限を有するのは内務大臣であったため、内務省の主管であり、内務省からの記事とされていた⁸⁵⁾。しかし、1897 年 12 月 15 日付『官報』第 4338 号において同年同月 13 日付で許可された「日本殖民株式會社」の場合は、「彙報」の「雑事」欄に外務省からの記事としてあげられている。『官報』における移民会社関係の記事では、前月、1897 年 11 月 26 日付『官報』第 4322 号に「森岡眞」の出張所移転が記載されているが、これも「彙報」の「雑事」欄に外務省からの記事とされている。

1896 年移民保護法の施行細則は、1896 年 5 月 27 日付「外務省令第三號」（1896 年 5 月 27 日付『官報』第 3871 号）として出され、その第五條において「移民取扱人タラント欲スル者」は「主タル營業所ヲ置ク地ノ地方長官東京府ハ警視總監ヲ經由シ外務大臣及内務大臣若クハ拓殖務大臣ニ出願スヘシ」とあり、所管は当初、外務省、内務省（北海道については拓殖務省）であったが、1897 年 10 月 14 日付「外務省令第四號」によって施行細則が改正され、施行細則中の「及内務大臣若クハ拓殖務大臣」が削除されることになったため⁸⁶⁾、外務省から公表されるように整えられたものと考えられる。この

⁸²⁾ 保証人に対する債権事案はハワイ渡航者（後述する「株式會社京濱銀行」関連）に関わるものの可能性が高く、「海外渡航株式會社」「合資會社三丸商会」と並記されていることから 1898 年島村報告に名のある「日本移民合資會社」の誤記と思われる。

⁸³⁾ 「日本殖民株式會社」の營業所所在地は「東京市京橋區山城町四番地」であり、1899 年 1 月には「移民取扱人森岡眞」の營業所住所であった場所である。詳細の検討は今後の課題とする。なお、同名の「日本殖民株式會社」が 1903 年 1 月 13 日付で移民取扱營業の許可を受けているが、両者の発起人に重複はなく、營業所の場所も東京と横浜であり、無関係と考えられる。同名の移民会社があることについて、従来の研究は等閑に付してきた。

⁸⁴⁾ Moriyama の「6 ヶ月ルール」による許可失効会社リスト 15 社に含まれるのは、「神戸郵船移民株式會社」と「日本殖民株式會社」の 2 社のみである。Moriyama, *Imingaisha*, Appendix 9 Emigration Companies that Failed to Meet the Six-Month Deadline, 1894-1902, 196.

⁸⁵⁾ ただし、「移民保護規則施行細則」は外務大臣と内務大臣の名ではあるものの「外務省令第六號」として公示されている。1894 年 4 月 18 日付『官報』第 3237 号。

⁸⁶⁾ 1897 年 10 月 14 日付『官報』第 4287 号

後、移民会社の業務に関わる『官報』の記事はすべて「彙報」の「雑事」欄に外務省から示されることになる。

1896 年許可移民取扱人リストに掲載された 1896 年に許可された移民会社 4 社のうち、2 社は「6 ヶ月ルール」によって姿を消した。1896・97 年許可の 9 社もおそらく 5 社が「6 ヶ月ルール」を突破できなかった。「6 ヶ月ルール」によるスクリーニングが機能していたものと考えられる。送出先における契約もさることながら、送出以前の国内における契約や交渉といった課題も大きかったのであろう。

その課題を乗り越えて晴れて営業を開始することができても、19 世紀末に始まる様々な状況の変化、とりわけ最大の送出先であったハワイ、また米国における日本人労働者送出の停止や制限は、移民会社に新たな試練を与えることになる。その意味では児玉の時期区分における第三期と第四期のあいだ、1908 年前後が画期となるとはいえる。1897 年までに許可された 10 社中、1908 年に移民取扱営業廃止となった移民会社は、「日本吉佐移民合名会社」「神戸渡航合資会社」「海外渡航株式会社」「日本移民合資会社」の 4 社、翌 1909 年に「熊本移民合資会社」、1910 年に「東京移民合資会社」「中国移民合資会社」である。これ以外に 1903 年に「大陸殖民合資会社」に移民取扱業務を譲渡した「厚生移民株式会社（海外移民株式会社）」がある。第四期中まで継続したのは「移民取扱人森岡眞」「東洋移民合資会社」の 2 社のみであった。

3 移民会社の経営

3.1 送出先の変化

「日本吉佐移民合名会社」の前身である「日本吉佐移民会社」は、世界各地から届く契約労働者需要に応える形で設立された会社である。「官約移民」の渡航先であるハワイ以外はその渡航先であったことは進歩党資料にも現れており、ニューカレドニア、クイーンズランド（現オーストラリア連邦クイーンズランド州）、フィジー、そして、カリブ海のグアドループ島への渡航実績が示されている。

同じ進歩党資料に記された「海外渡航株式会社」のウラジオストクやタイの例に示されるように、ほかの移民会社においてもハワイ以外の渡航先が模索されていた。たとえば、1897 年 12 月 13 日付で移民取扱営業の許可を受けた「日本殖民株式会社」はハワイ以外に「墨西哥、伯刺西爾」を渡航先として許可を申請している⁸⁷⁾。

1896 年移民保護法は、その第十一條において「移民取扱人ハ業務擔當社員若ハ取締役又ハ代理人ヲ在留セシメサル地ニ移民ヲ渡航セシムルコトヲ得ス」と規定しており、移民会社は送出先になんらかの人員を置かなければならなかった。その人員として業務担当社員が派遣されることもあるものの、多くは海外における業務代理人であり、移民会社が送出した渡航者の契約に関わる業務を担うと同時に、渡航者に何らかのトラブルが発生した場合にはその対応に会社を代表してあたる存在であった。

『官報』で確認できるハワイ以外の地における業務代理人は、1898 年 3 月の「厚生移民株

⁸⁷⁾ 1897 年 12 月 15 日付『官報』第 4338 号。

⁸⁸⁾ 1898 年 3 月 8 日付『官報』第 4401 号。

式會社」の「南濠洲北部地方」における事例が最も早い⁸⁸⁾。「南濠洲」とは現在のオーストラリア連邦南オーストラリア州のことである。

同じ 1898 年 3 月には「森岡眞」のペルーにおける海外業務代理人として田中貞吉が許可されている⁸⁹⁾。また 3 ヶ月後の 1898 年 6 月には 6 月に「西濠洲」、つまり西オーストラリア州にも海外業務代理人を置いている⁹⁰⁾。「東洋移民合資會社」も同じ時期にオーストラリア・クイーンズランド州⁹¹⁾、さらに 3 ヶ月後の 1898 年 9 月には「日本移民合資會社」のオーストラリア・クイーンズランド州の港湾都市タウンズビルの事例がある。翌 10 月には、「熊本移民合資會社」のカナダ・ブリティッシュコロンビア州の港湾都市バンクーバー市と州都ビクトリアの両方を担当する業務代理人の事例もある。1898 年がひとつの画期と見られる。

「移民取扱人森岡眞」「熊本移民合資會社」「日本移民合資會社」はハワイ契約渡航者を多く扱う「五大移民会社」に含まれるが、遅くとも 1898 年にはハワイ以外の送出先を探る必要に迫られていたのである。また「五大移民会社」の残りの 2 社のうち「東京移民合資會社」も 1899 年 12 月にオーストラリアに業務代理人を配した⁹²⁾。児玉は「第二期」の終端を 1900 年

6 月としたが、移民会社の動きはそれに先行したと見える。

ハワイ以外の渡航先を求めていた「移民取扱人森岡眞」と南米を結びつけたのは、外交官の珍田捨巳であったようだ⁹³⁾。珍田捨巳は 1890 年から 1894 年まで在サンフランシスコ領事としてカリフォルニアにおける日本人排斥に対応するだけでなく、メキシコの領事業務を兼任⁹⁴⁾、1891 年 9 月にはメキシコ視察⁹⁵⁾、1892 年にはメキシコのバハ・カリフォルニアで銅山の实地調査⁹⁶⁾、1893 年にはグアテマラに出向きハワイから転航した日本人労働者の保護対応をおこない⁹⁷⁾、1897 年からは初代の在ブラジル弁理公使となった人物であり、中南米や日本人渡航者の状況を把握していた人物である。森岡は珍田の薦めにしたがって、後に在ペルーの業務代理人とする田中貞吉をブラジル、アルゼンチン、チリ、そしてペルーの視察に派遣、自らの代理人としてペルーの「全国農業協会」に加入するサトウキビ農場主たちとの交渉、契約にあたらせたのである⁹⁸⁾。

この契約は日秘両国政府の検討がなされることとなった。日本側ではペルー弁理公使を兼任する在メキシコ室田義文弁理公使をペルーに派遣し、ペルー政府に外務大臣 Melitón F.

⁸⁹⁾ 1898 年 3 月 24 日付『官報』第 4415 号。

⁹⁰⁾ 1898 年 6 月 11 日付『官報』第 4483 号。

⁹¹⁾ 1898 年 6 月 25 日付『官報』第 4495 号。

⁹²⁾ 1899 年 12 月 13 日付『官報』第 4936 号。当該記事においては「東洋移民合資會社」と記載されているが、1899 年 12 月 16 日付『官報』第 4939 号において「東京移民合資會社」と訂正されている。なお、「五大移民会社」の残る 1 社は「海外渡航株式會社」である。

⁹³⁾ 大島正裕「田中貞吉とペルー移民事業 移民送りだしまでの前史の分析」『海外移住資料館 研究紀要』(12)、2018 年 3 月、102 頁。大島が参照した森岡眞のインタビュー録が掲載された、朝比奈知泉監輯『財界名士失敗談』上巻(毎夕新聞社出版部、1909 年)は NDLC で閲覧可能である。<https://dl.ndl.go.jp/pid/777919/1/113> (2025 年 2 月 12 日閲覧)

⁹⁴⁾ 角山幸洋『榎本武揚とメキシコ殖民移住』同文館、1986 年、46 頁。

⁹⁵⁾ 日墨協会／日墨交流史編集委員会編『日墨交流史』PMC 出版、1990 年、144 頁。

⁹⁶⁾ 『日墨交流史』、301 頁。

⁹⁷⁾ 『日墨交流史』、208 頁。

⁹⁸⁾ 大島「田中貞吉とペルー移民事業」、102、105-106 頁。

Porras Ososres に照会をおこなう一方で、日本人契約労働者を受け入れる予定でリマ近郊にある農場 2 箇所を視察した。

両国の検討結果については、1899 年 9 月 5 日付『官報』第 4855 号から「公使館及領事館報告」欄に断続的に掲載されているメキシコ駐在室田義文弁理公使による「秘露國情況」の最終回、1899 年 9 月 18 日付『官報』第 4866 号において「一千八百九十八年九月十九日ヲ以テ帝國労働者渡航ニ關シ左ノ勅令ヲ發布シタル」としてペルーの当該「最高政令 (Derecho Supremo)」⁹⁹⁾を翻訳引用する。その内容は、「外務省提案ニシテ秘露國農事者及森岡商會トノ間ニ於テ計畫中ニ係ル日本帝國労働者渡航ニ關スル契約案竝ニ其訂正條項トモ之ヲ委員ニ付託シ調査ヲ遂ケシメタル結果該契約ノ趣旨ハ當秘露國現行規定ニ抵觸セサル旨ヲ復命セリノ日本帝國労働者ノ渡航ハ當秘露國農業上ノ裨益タルヲ確信シ契約労働者トシテ當秘露國へ渡航スルコトヲ許可ス」(「ノ」は原文内の改行を表す) というものであった。こうして「移民取扱人森岡眞」によるペルーへの契約労働者送出が 1899 年 2 月に始まる。

20 世紀に入り新たな渡航地に加えられたのはフィリピン群島である。『官報』に現れるその最初は、「移民取扱人森島壽雄」によるものである。「移民取扱人森島壽雄」は、和歌山県を

本籍とする森島壽雄が「東京府東京市日本橋區北島町一丁目七十六番地」を拠点として 1901 年 11 月 26 日付で外務省より「移民取扱營業」が許可された移民会社である¹⁰⁰⁾。1902 年 4 月 15 日付で營業を開始している¹⁰¹⁾。

『和歌山県史 近現代一』(1989 年、967 頁)によれば、「森島は明治三十年五月に厚生移民株式会社串本主張所主任・同社内地業務代理人となっていたが、その後独立して移民取扱人とな」った人物である。移民取扱人としては個人名であるが、業務をおこなったのは「森島移民商会」であり¹⁰²⁾、森島自身の住所地は「和歌山縣西牟婁郡串本町千一番地」と考えられる¹⁰³⁾。

「移民取扱人森島壽雄」は「從來取扱ノ移民渡航地ニフ井リッピン群島ヲ追加」を出願していたが、それが 1902 年 9 月 15 日付で外務省により許可されている¹⁰⁴⁾。

1902 年 11 月には「厚生移民株式會社」もフィリピン群島に海外業務代理人を置いている¹⁰⁵⁾。さらに、翌 1903 年 2 月には「神戸渡航合資會社」¹⁰⁶⁾と「移民取扱人小見正孝」¹⁰⁷⁾が続き、6 月には「東京移民合資會社」「防長移民合名會社」「熊本移民合資會社」「大陸殖民合資會社」「東洋移民合資會社」「日本吉佐移民合名會社」「日本殖民株式會社」の 7 社がそれぞれに「静岡縣土族藤澤玄吉」をフィリピン群島における業務代理人として出願し、「東洋移民

⁹⁹⁾ 大島「田中貞吉とペルー移民事業」、108 頁。

¹⁰⁰⁾ 1901 年 11 月 29 日付『官報』第 5523 号。

¹⁰¹⁾ 1902 年 4 月 19 日付『官報』第 5634 号。

¹⁰²⁾ 『和歌山県史 近現代一』(967、968 頁)においても「森島移民商会」として記述されている。

¹⁰³⁾ たとえば、「移民取扱人竹村與右衛門」の出張所の住所表記において、「和歌山縣西牟婁郡串本町千一番地森島壽雄方」になっている。1911 年 12 月 12 日付『官報』第 8544 号

¹⁰⁴⁾ 1902 年 10 月 2 日付『官報』第 5775 号。「移民取扱人森島壽雄」がフィリピン群島に最初に業務代理人「東京府土族伊東祐正」を配することを許可されたのはおよそ 1 年後の 1903 年 9 月 17 日であった。1903 年 9 月 21 日付『官報』第 6068 号。

¹⁰⁵⁾ 1902 年 11 月 15 日付『官報』第 5811 号。

¹⁰⁶⁾ 1903 年 2 月 6 日付『官報』第 5876 号。

¹⁰⁷⁾ 1903 年 2 月 25 日付『官報』第 5891 号。

合資會社」と「日本殖民株式會社」はそれぞれで別の人物もフィリピン群島における業務代理人として出願したものが外務省によって許可されている¹⁰⁸⁾。同年中にフィリピン群島に海外業務代理人を置くものは陸続としてあった。

フィリピン群島を渡航地に最初に加えた「移民取扱人森島壽雄」の森島壽雄とそれに続いたと見られる「厚生移民株式會社」取締役の小切間権右衛門とはいずれも和歌山県を本籍地としており、1907年3月20日設立の「比律賓漁業株式會社」に名を連ねている。同社の本店は小切間の住所地である和歌山県西牟婁郡田辺町に置かれ、「沿岸漁業及真珠貝採取業ヲ營ミ必要ニ應シ海産物ヲ製造シ之ヲ販賣スルコト」を目的として設立されている¹⁰⁹⁾。1912年7月23日で解散登記がなされており¹¹⁰⁾、5年半ほどの営業期間であった。フィリピン群島における労働の場を移民会社が自ら設定していたと見える。

「比律賓漁業株式會社」の目的と「移民取扱人森島壽雄」とを結びつけるキーワードは「真珠」である。「比律賓漁業株式會社」設立から1ヶ月ほど経った1907年4月22日に外務省より許可された「移民取扱人森島壽雄」海外業務代理人の任地は「フィリピン群島ミンダナオ州ホロ島」であった¹¹¹⁾。フィリピン南部スルー諸島の中心地であるホロ島は真珠貝の採取地と

して有名な場所であった。台湾總督府殖産局林務課技師兼林業試験場主事金平亮三¹¹²⁾による「復命書」(1914年8月30日発行)には、「ホロ港」の説明があり、「真珠貝採集地トシテ近時我日本人ノ發展シツヽアル所ナリ」とあり、「日本人ノ真珠採集業者ガ始メテコノ地ニ來リシハ明治三十九年ノ末ニシテ當時ハミンダナオ島ザンボアンガ地方ニ於テ真珠貝ノ採集ニ従事シツヽアリシガ、コノ方面ニ於テ真珠貝ノ豊富ナルコト發見セラルヽヤ漸ク世人ノ注意ヲ惹キ漸次ニザンボアンガヲ引キ上ゲ同島ニ移ルモノ多キヲ加ヘ現今ハ我ガ同胞三百アリ内、直接真珠ノ採集ニ従事スルモノ凡百人ナリ」と記されている¹¹³⁾。明治39年＝1906年に日本人の真珠採集業者が到来したとの記述に従えば、「移民取扱人森島壽雄」は非常に早い時期に対応したと見られる。

「厚生移民株式會社」の本店＝営業所があり森島壽雄の自宅のあった和歌山県の紀南は、真珠貝採集事業と縁が深い土地である。『和歌山県移民史』によれば、1884年に東牟婁郡潮岬村や串本町の出身者がオーストラリア・クイーンズランド州「木曜島に於ける真珠貝採取船の潜水夫として白人に傭われ、契約移民として行つたのが、本県に於ける移民の嚆矢であると謂はれている」とされ¹¹⁴⁾、古くから採貝潜水夫として渡航する者が多い土地であった。

¹⁰⁸⁾ 1903年6月2日付『官報』第6575号。

¹⁰⁹⁾ 1907年4月8日付『官報』第7128号。

¹¹⁰⁾ 1912年8月1日付『官報』第2号。

¹¹¹⁾ 1907年4月27日付『官報』第7145号。

¹¹²⁾ 台湾中央研究院台湾史研究所のデータベース「臺灣總督府職員錄系統」(<https://who.ith.sinica.edu.tw/> (2025年2月10日閲覧))によれば、金平亮三は1909年から1927年まで在任した模様であり、1913年に「香港；新嘉坡；比律賓；英領印度」を渡航地とした公用旅券を発給されている。<https://passport.ith.sinica.edu.tw/query-result.html?h=ZUC77wuYwa3weuT9vOgSfHhU1hhkHnjoEIyaJ0IiLvnLznFRd5fDjrbPfwZd1Cqz> (2025年2月10日閲覧)

¹¹³⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/944328/1/126> (2025年2月10日閲覧)

¹¹⁴⁾ 『和歌山県移民史』1957年、93頁。

¹¹⁵⁾ 『和歌山県移民史』、580頁

「厚生移民株式會社」は、「木曜島のキングと謳われ」、木曜島において採貝事業以外に造船、商業の事業を展開した¹¹⁵⁾、和歌山県東牟婁郡高池町の佐藤虎次郎を木曜島における業務代理人としていた¹¹⁶⁾。また、「移民取扱人森島壽雄」は1903年10月以降、木曜島に業務代理人を配している¹¹⁷⁾。土地との繋がりを移民会社が利用して渡航先の拡大を進めていったことが窺える。

1898年6月20日付で外務省より移民取扱営業の許可を受けた「帝国殖民合資會社」は¹¹⁸⁾、岡山県岡山市を拠点とする移民会社である。「帝国殖民合資會社」も1907年には解散しているものと見られる¹¹⁹⁾。『官報』に現れる最初の海外業務代理人は「廣島縣平民林貫一」と「廣島縣平民濱野米槌」であり、担当地域はそれぞれ「英領ヴァンクーヴァル及其附近」と「布哇」であった¹²⁰⁾。カナダとハワイから渡航周旋を始めたものと考えられ特異性はない。しかし、

1900年8月7日付で「同社業務代理人柳原隆人ノ布哇ニ於ケル業務代理ヲ解キ更ニ清國ニ於テ業務代理ヲ為サシムルコト」が外務省によって許可されている¹²¹⁾。柳原隆人は「大分縣士族」で『官報』で確認できる範囲では「帝国殖民合資會社」が最初に業務代理人とした人物である。1899年に業務代理人となった当初は「内地」を担当地域としたが¹²²⁾、その後、「布哇」が担当地域に追加されている¹²³⁾。そして、翌1900年にハワイから清国へと担当地域が変更されたのである¹²⁴⁾。

児玉が「第二期」の終わりとした1900年6月は、アメリカ合衆国本土の「契約移民禁止条例がハワイに適用され、日本政府が移民の送出を禁止」したときであり¹²⁵⁾、「帝国殖民合資會社」が柳原隆人をハワイから別の地域としたことは合理的であると考えられる。

ただし、清国への業務代理人配置は「帝国殖民合資會社」にとどまることではなかった。

¹¹⁶⁾ 1902年5月7日付『官報』第5649号には、「厚生移民株式會社専務取締役小切間権右衛門」より「同社業務代理人濠洲木曜島に留佐藤虎次郎ヲ解任セン旨」届出をおこなったという記載がある。残念ながら、「厚生移民株式會社」が佐藤を業務代理人として出願し、許可された記録は『官報』から見出せなかったが、佐藤は「東京移民合資會社」の業務代理人として外務省の許可を得たという記録が1899年12月13日付『官報』第4936号にあり（同日付『官報』には「東洋移民合資會社」と記載されているが、1899年12月16日付『官報』第4939号において「東京移民合資會社」と訂正されている）、「厚生移民株式會社」もこの頃には業務代理人としていた可能性がある。

¹¹⁷⁾ 1903年10月16日付『官報』第6089号に「和歌山縣平民瀬戸和藏ヲシテ濠洲木曜島」における業務代理人とする出願に対し、1903年10月14日付で外務省より許可された旨が記載されているのが『官報』における初出である。瀬戸の担当がポートダーウィンに変更となった（1904年2月24日付『官報』第6191号）後には、「福井縣平民龍江義信」を木曜島の業務代理人としている（1904年2月23日付外務省許可：1904年3月1日付『官報』第6196号）。さらに、1904年9月29日付で「東京府平民鴻渡次」を（1904年10月5日付『官報』第6381号）、1906年5月3日付では「和歌山縣平民春日栄次郎」を（1906年5月9日付『官報』第6855号）、1907年1月24日付では「和歌山縣平民田島等藏」（1907年2月4日付『官報』第7077号）をそれぞれ木曜島における業務代理人にする許可を外務省より得ており、継続的に木曜島に業務代理人を配していたことが窺われる。

¹¹⁸⁾ 1898年6月22日付『官報』第4492号。

¹¹⁹⁾ 解散や移民取扱営業の廃止を記載した記事は『官報』にないが、清算人の登記が1907年9月26日付でおこなわれている。1907年10月5日付『官報』第7282号。

¹²⁰⁾ 1899年3月15日付『官報』第4708号。

¹²¹⁾ 1900年8月9日付『官報』第5131号。

¹²²⁾ 1899年2月1日付『官報』第4673号。

¹²³⁾ 1899年10月6日付『官報』第4881号。

¹²⁴⁾ 柳原は、「移民取扱人福田清之助」の業務代理人も務めたが（1900年6月20日付許可 1900年6月25日付『官報』第5092号）、1900年9月21日付で担当地域が「内地」から「清國天津」に変更する許可が出ている。1900年9月25日付『官報』第5171号。

¹²⁵⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、254頁。

1900年8月には「東洋移民合資會社」も「日本移民合資會社」も同じように清国に業務代理人を置くようになったのである¹²⁶⁾。

「東洋移民合資會社」は如上のとおり、佐久間貞一がブラジルへの契約渡航者周旋を企画した際に設立した会社であり、同じく佐久間貞一が設立した「日本吉佐移民合名會社」の前身である「日本吉佐移民會社」はハワイ「官約移民」の時代にハワイ以外からの労働者需要に応えることを目的とした移民会社であった。したがって、ハワイへの契約移民の送出を日本政府が禁止したことで影響を受けることはなかったものと考えられる。そうであるならば、この時期の清国になんらかの労働力需要があったと想定できる。

翌1901年のことになるが、通常、移民会社の活動にかかわる記事が掲載されることがほとんどである『官報』『彙報』の「雑事」欄に、移民会社ではない「三菱合資會社」の名が登場する。「移民保護法施行細則第二條第一項但書ニ準據」しておこなった「清國行移民七十人」の渡航申請が1901年9月4日付で外務大臣により認可されたのである¹²⁷⁾。

「移民保護法施行細則第二條第一項但書」とは、1901年9月4日付「外務省令第二號」より追加された「但シ移民雇主ノ申請ニ依リ特ニ外務大臣特ニ認可シタル場合ニ於テハ之ニ雇ハルヘキ移民ハ其ノ所在地ノ地方長官（東京府ハ警視總監）ニ出願スルコトヲ得」のことである¹²⁸⁾。準拠すべき法令の改正と同日に外務大臣の認可がおこなわれていることは奇異である

が、清国において労働力需要があったことは確かである。

この時期の『三菱社誌』を見ると、「三菱合資會社」が清国と関わるものとして、1902年7月8日の「漢口出張所設置」がある。「漢口居留地佛租界ニ門司支店漢口出張所ヲ設置シ、三菱公司支局ト稱ス」とある¹²⁹⁾。漢口出張所は、官営八幡製鉄所で使用する鉄鉱石を産する「大冶周辺の積み出し港」に設置されたものであり¹³⁰⁾、鉄鉱石の調達・輸送管理に関わったものと考えられる。このために「七十人」もの労働者を必要としたものとは考えられない。

「日本移民合資會社」が業務代理人「大分縣士族岩手又三郎」を置くことを1900年8月21日付で外務省に許可された「清國天津大沽、北京及其附近ノ地方」は¹³¹⁾、その数ヶ月前から騒然としていた。1899年には「扶清滅洋」を唱える義和団と称する人々による外国人排斥・反キリスト教運動が起こっていた。その運動は1900年になるとさらに拡大する事態となり、義和団による襲撃事件が後を絶たなくなってきた。それを受け、北京に駐在する外国公使団は清国に対し、速やかに義和団を鎮圧することを求めたが、それは果たされることはなく、むしろ清国は対外戦争を決定し公使たちに立ち退きを命じた。いわゆる「義和団事件」「北清事変」である。

1900年8月は、大沽に停泊していた軍艦から上陸した海兵が天津に集まり進軍した、ロシア、日本、フランス、イギリス、米国、ドイツ、オーストリア、イタリア（兵員数順）の八

¹²⁶⁾ 「東洋移民合資會社」については、1900年8月8日付『官報』第5130号、また「日本移民合資會社」は1900年8月24日付『官報』第5144号をそれぞれ参照のこと。

¹²⁷⁾ 1901年9月11日付『官報』第5459号。

¹²⁸⁾ 1901年9月4日付『官報』第5453号。

¹²⁹⁾ 三菱社誌刊行会編『三菱社誌 20 明治三二―三八年』東京大学出版会、1980年復刻、576頁。

¹³⁰⁾ 旗手勲『日本の財閥と三菱―財閥企業の日本的風土』楽游書房、1978年、138頁。

¹³¹⁾ 1900年8月24日付『官報』第5144号

カ国連合軍が北京を陥落させたときであった。こうした中において、兵站業務の従事者や軍属といった労働力が必要とされるのは分かるが、「移民」労働力がどのような場で必要とされたのかは不明である。

なお、この後、清国に業務代理人を置く記録が『官報』に現れることはない。1902年2月12日付法律第四号によって「移民保護法」が改正され、「移民」の定義から清国と韓国への渡航者が外されたのである¹³²⁾。1896年移民保護法では第一條において「本法ニ於テ移民ト稱スルハ労働ニ従事スルノ目的ヲ以テ外國ニ渡航スル者及其ノ家族ニシテ之ト同行シ又ハ其ノ所在地ニ渡航スル者」と定義されていた。この改正においては「第一條中「外國」ヲ「清韓兩國以外ノ外國」ニ改ム」とされたため、清国や韓国への渡航者は「移民」ではなくなり、たとえ移民会社の周旋によって渡航したとしても移民会社は「移民保護法」によって定められた法的責務を負うことはなくなった。そのため、清国や韓国に業務代理人を置くとしてもそれに外務省の許可を得る必要はなくなったのである。1900年および1901年の『官報』『彙報』の「雑事」欄に現れる「清國」の文字は徒花のごときものであった。

「吉佐移民合名會社」や「東洋移民合資會社」を除く移民会社一般は、ハワイへの労働者送出から営業を始めた。それは「官約移民」に代わるいわば「私約移民」の送出を担うことを意味した。しかしながら、ハワイへの渡航は、ハワイが米国に飲み込まれるにつれて難しくなる。1900年6月には日本政府が移民会社による移

民送出を禁止するに至る。ただし移民会社は、ハワイへの送出が難しくなることを見越して、遅くとも1898年には代替地を見つけるようになっていた。それはオーストラリアであり、ペルーであり、フィリピン群島であった。ハワイに向かうことのできなくなった契約渡航者たちの新しい行き先であった。

また、中国の地も契約渡航者が向かう場所となっていた。しかし、朝鮮とともに法的には「移民」の埒外に置かれることになった。

3.2 「内地」出張所と「内地」業務代理人との変化

業務代理人は海外のみに置かれたわけではなく、おもに契約渡航者の募集を担う国内の業務代理人がいた。『官報』で確認できる業務代理人のうち渡航先ではない場所を管轄する業務代理人、すなわち国内業務代理人の最初は、「熊本移民合資會社」により出願され、1898年6月9日に外務省より許可の出た「巖手縣山本喜兵衛」である。彼は「同縣ニ於テ業務代理ヲ爲サシムルコト」を許可された¹³³⁾。

「熊本移民合資會社」は、山本の場合と同様に、国内業務代理人を許可申請するにあたって、ほかの移民会社に一般的な担当地域表記である「内地」を使わず、具体的な県名で表すことがあった。1899年5月10日付で外務省の許可を得た「巖手縣平民横川勇治」の担当も「巖手縣」であった¹³⁴⁾。これは「巖手縣」だけが特別だったわけではなく、1899年7月5日許可の「福岡縣平民今村藤吉」の場合もその担当は「福岡縣」であり¹³⁵⁾、1900年5月19日許

¹³²⁾ 1902年2月13日付『官報』第5580号。

¹³³⁾ 1898年6月14日付『官報』第4485号。

¹³⁴⁾ 1899年5月23日付『官報』第4765号。

¹³⁵⁾ 1899年7月8日付『官報』第4805号。

¹³⁶⁾ 1900年5月25日付『官報』第5066号。

可の「新潟縣平民霜烏苅太郎」の場合は「新潟縣」であった¹³⁶⁾。

県を担当区域とする事例はほかの移民会社にも見られる。1899年7月24日に移民取扱営業許可を得た(1899年7月27日付『官報』第4821号)「東洋殖民合名會社」の事例である¹³⁷⁾。たとえば、1899年11月15日に許可を受けた業務代理人「熊本縣士族内藤字」の担当区域は「熊本縣」である¹³⁸⁾。

ただし、「東洋殖民合名會社」でも「廣島縣平民宮田亮造」を業務代理人とする1899年11月30日許可の事例においては、その担当区域に「廣島縣及其附近」という表現も見られる¹³⁹⁾。本籍地と担当地域と明確に重なるわけではない。

とはいえ、一般的な担当地域表記である「内地」という表現も概ね当該業務代理人の本籍地を主たる担当区域と理解しても構わないであろう。たとえば、「東京移民合資會社」の「内地」における業務代理人として1898年10月22日に許可された「新潟縣士族」上野喜永次¹⁴⁰⁾と、地域が明示されず業務代理人として1899年5月15日に許可された「廣島縣平民」濱田洋¹⁴¹⁾はそれぞれ、1900年版の『日本全国諸会社役員

録』(商業興信所)において「新潟出張所」と「廣島出張所」の業務代理人と記載されている¹⁴²⁾。

もちろん、花木宏直が沖縄の業務代理人の研究において示したように、本籍地を離れ、寄留した沖縄において業務代理人を務めたものや、移民会社から駐在を命じられたものや派遣されたものなどもある¹⁴³⁾。したがって、本籍地と担当区域とが必ず重なるとは言えないものの、移民会社の出張所所在地と重ね合わせることで、移民会社がどの地域において重点的に募集活動をおこなっていたのかの傾向について知ることはできるであろう。

『官報』で確認できる「神戸渡航合資會社」の最初の国内業務代理人は、1899年2月20日付で許可を得た「兵庫縣士族福田清之助」である¹⁴⁴⁾。ただし、1899年8月31日付で「大阪府士族鈴木英男」の解任が届出られており¹⁴⁵⁾、福田が「神戸渡航合資會社」の最初の国内業務代理人でないことは推測される。1900年以前の「神戸渡航合資會社」国内業務代理人は『官報』を見る限り、福田や鈴木がそうであったように、会社の本店がある神戸を含む兵庫県と隣接する大阪府を本籍地とする人々だけであった。

ところが、1900年11月22日付で外務省

¹³⁷⁾ 「東洋殖民合名會社」は、兵庫出身の四本萬二と茨城出身の峯岸繁太郎が社員となった、神戸に本店をハワイに支店を置いた移民会社である。1899年8月15日付『官報』第4837号附録。「東洋殖民合名會社」は非常に短命で、1900年11月27日付で営業廃止を届出ている。1900年12月5日付『官報』第5229号。1901年4月19日登記によれば、解散の理由は「社員一名ト爲リタルヲ以テ」とされる。1901年4月25日付『官報』第5340号。

¹³⁸⁾ 1899年11月18日付『官報』第4916号。

¹³⁹⁾ 1899年12月4日付『官報』第4928号。

¹⁴⁰⁾ 1898年10月25日付『官報』第4597号。

¹⁴¹⁾ 1899年5月17日付『官報』第4760号。

¹⁴²⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780115/1/263> (2025年2月19日閲覧)

¹⁴³⁾ 花木宏直「明治中～後期の沖縄県における移民会社業務代理人の経歴と属性」『沖縄地理』(13)、2013年、1-16頁。たとえば、「東京移民合資會社」の事例でいえば、1898年8月31日許可の「福井縣士族成田豊四郎」は横浜出張所の業務代理人となっていた。東京興信所編『銀行會社要録役員録 第三版』東京興信所、1899年5月18日発行。

¹⁴⁴⁾ 1899年2月22日付『官報』第4690号。なお、福田清之助は1900年2月28日付で移民取扱営業許可を受け(1900年3月7日付『官報』第5001号)、移民取扱人となった人物である。とはいえ、早くも同年11月16日付で営業廃止を届け出ている。1900年12月22日付『官報』第5244号。その営業期間は1年にも満たなかった。

¹⁴⁵⁾ 1899年9月25日付『官報』第4871号。

¹⁴⁶⁾ 1900年11月28日付『官報』第5223号。

の許可を得た松岡勝太は熊本県を本籍地とした¹⁴⁶⁾。「神戸渡航合資会社」は『官報』で確認できる最初の出張所設置を1900年5月24日付で届け出ているが、その場所は「熊本縣熊本市船場町一丁目十六番地」であった¹⁴⁷⁾。この出張所は早くも1900年9月17日にその移転が届出られているものの、その住所地は「熊本縣熊本市南千段畑町十番地」であり¹⁴⁸⁾、熊本市内における移転であった。松岡はこの出張所を拠点としたと考えられる。

「神戸渡航合資会社」は、1898年島村報告によれば、自由渡航者を契約渡航者よりも多く送出している会社であった。それは神戸という地の利を活かしたものであったと思われる。1897年11月15日より前は海外渡航のための旅券の下附は「開港場官廳」、すなわち東京、大阪、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川に限られており¹⁴⁹⁾、神戸は旅券取得が相対的に容易な場所であった。そのため、自費で渡航しようとするものが兵庫や神奈川などに寄留あるいは転籍することがあった¹⁵⁰⁾。

つまり、神戸や横浜を拠点とする移民会社は、船会社や宿泊施設との交渉や契約という点

で利点があるだけでなく、渡航者の募集という点においても優位であった。それは1897年11月以降に変化していくことになるのである。地の利をひとつ失ったことが会社にどれほどの影響を与えたのかは定かではないが、「神戸渡航合資会社」は、熊本市のみならず広島市¹⁵¹⁾、1902年には福岡県門司市や福井県三方郡山東村¹⁵²⁾、1903年には新潟県北蒲原郡新発田¹⁵³⁾と出張所を増やしていくことになる。新潟県を含む山口県以外のハワイ渡航者が多い県に加えて、福井県に出張所を設置している。

東京・大阪・神戸・横浜、そして「移民県」以外に設立された移民会社では、渡航者の送出に資するよう横浜や神戸に、そして渡航者募集に都合のよい「移民県」に出張所を設置した。そうした事例に、和歌山県の「厚生移民株式会社」や岡山県の「帝国殖民合資会社」がある。「厚生移民株式会社」は如上のとおり、すでに1897年に営業許可を得ており、初期移民会社に次ぐ古参であったし、「帝国殖民合資会社」も1898年6月20日付で移民取扱営業許可を得ていた。これら移民会社は後発の移民会社として比較的早い時期にオーストラリアやフィリピン

¹⁴⁷⁾ 1900年5月25日付『官報』第5066号。

¹⁴⁸⁾ 1900年10月1日付『官報』第5176号。後の『官報』に訂正を確認することはできないが、これは「熊本縣熊本市南千段畑町十番地」の誤りであろう。

¹⁴⁹⁾ 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』(12)、1998年10月、34頁。1897年10月15日付「外務省令第五號」によって「明治十一年外務省第一號布達海外旅券規則中第一條」が改正され、「開港場官廳」が「地方行政廳」と改められ、1897年11月15日から施行されることと定められた。1897年10月15日付『官報』第4288号。

¹⁵⁰⁾ 奥村「日本明治移民会社について」、95頁。奥村が外務省外交史料館蔵の日本明治移民会社の史料から作成したデータによれば、広島・和歌山・熊本・山口・徳島をそれぞれ本籍地とするもので旅券を下附された540名のうち、198名が兵庫県に寄留した上で下附されている。

¹⁵¹⁾ 広島市への出張所設置の記録は『官報』には見つからないが、広島市内での移転の記録がある。1902年4月4日付『官報』第5621号。また、広島を本籍地とする国内業務代理人の記録はないものの、広島市在住の永谷祐三を1901年10月10日付でハワイの業務代理人の解任を届け出ており、永谷に依頼していた可能性はある。

¹⁵²⁾ 1902年6月12日付『官報』第5680号。なお、福井県の出張所設置に先立って1902年6月6日には「福井縣平民堀井喜三郎」を「内地」における業務代理人とすることが許可されている。1902年6月10日付『官報』第5678号。しかしながら、この時点までに「神戸渡航合資会社」が任命した福岡県を本籍地とする業務代理人については、海外の業務代理人を含め『官報』から見つけられなかった。

¹⁵³⁾ 1903年3月17日付『官報』第5908号。この時点までに「神戸渡航合資会社」が任命した福岡県を本籍地とする業務代理人については、海外の業務代理人を含め『官報』から見つけられなかった。

という、ハワイ以外の渡航先を見いだしていたことは前節で見たとおりである。

「厚生移民株式會社」が最初に出張所を設置したのは神戸であり¹⁵⁴⁾、続いて設置したのは熊本県熊本市であった¹⁵⁵⁾。海外航路発着港、「移民県」と順に出張所を設置しているが、その後はどこにも出張所を設置しないまま1903年9月16日に移民取扱営業を「大陸殖民合資會社」に譲渡している。

「帝国殖民合資會社」は隣県の「移民県」である広島県に最初の出張所を設置し¹⁵⁶⁾、1901年には熊本県熊本市に¹⁵⁷⁾、さらに、1903年8月26日付で山口県玖珂郡柳津町、熊本県玉名郡高瀬町に出張所を設置している¹⁵⁸⁾。また同年4月4日には神戸にも設置したことを届け出ている¹⁵⁹⁾。「移民県」と海外航路発着港のある市への出張所設置である。

「移民県」外から「移民県」への進出では、広島県への出張所設置が最も早い事例と考えられる。そもそも広島県には初期移民会社のひとつ

である「海外渡航株式會社」が1893年に設立されているが、県外からの進出事例で『官報』で確認できる最初の事例は、「移民取扱人森岡眞」（「森岡眞移民部」）によるものである。ただし、『官報』から分かるのは、1897年11月18日付で広島における出張所を広島市内で移転したことだけであり¹⁶⁰⁾、最初に設置されたのがいつのことかは定かではない。『官報』に記録がないことから、出張所の設置・廃止・移転の届出が定められた1896年「移民保護法施行細則」以前であったものと考えられる。

また「移民取扱人森岡眞」は、広島出張所移転と同日に山口県への出張所設置も届け出ている¹⁶¹⁾。山口県は「移民県」であるにもかかわらず、1902年1月11日付で移民取扱営業の許可を受けた「防長移民合名會社」が設立されるまで移民会社がなく¹⁶²⁾、それに続いたのも「移民取扱人光永久太」（1902年11月17日許可¹⁶³⁾）と「周防移民合資會社」（1903年5月4日許可¹⁶⁴⁾）の2社にとどまる。同じ「移民県」

¹⁵⁴⁾ 1897年12月10日付で神戸出張所の移転を届け出ている。1897年年12月27日付『官報』第4348号。ここで移転先とされたのは兵庫県神戸市「榮町五丁目八十三番地川上シナ方」であり、「川上シナ」＝「川上しな」は「榮町三丁目」で、北海道移住を推進した「北海道協會」が割引特約を結んでいた「常陸屋」という旅館を営んでいた人物である。北海道庁『殖民広報』（25）、1905年3月、62-63頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1480222/1/34>（2025年3月1日閲覧）および片山章太郎編『御即位紀念 神戸新大鑑』神戸日報社、1915年、124頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/954984/1/94>（2025年3月1日閲覧）。渡航者が船の出航まで滞在した場所とみられる。

¹⁵⁵⁾ 1900年6月16日付『官報』第5085号。

¹⁵⁶⁾ 1900年4月20日付で広島市内での出張所移転を届け出ている。1900年5月25日付『官報』第5066号。

¹⁵⁷⁾ 1901年10月28日付『官報』第5497号。

¹⁵⁸⁾ 1903年9月9日付『官報』第6058号。なお、熊本県玉名郡高瀬町の出張所設置については、1903年11月25日に取消を届け出ている。1903年12月4日付『官報』第6128号。

¹⁵⁹⁾ 1903年4月13日付『官報』第5930号。

¹⁶⁰⁾ 1897年11月26日付『官報』第4322号。

¹⁶¹⁾ 1897年11月26日付『官報』第4322号。

¹⁶²⁾ 1902年1月16日付『官報』第5558号。

¹⁶³⁾ 1902年11月22日付『官報』第5817号。

¹⁶⁴⁾ 1903年5月13日付『官報』第5956号。

¹⁶⁵⁾ 岩本「仙台に設立された移民会社の填末」、6頁「表1 移民会社数と本社所在地の変遷」。熊本県は1900年時点で3社あった。なお、同じく「移民県」のひとつである福岡県には門司市に設立された「移民取扱人村田為吉」（1900年4月24日移民取扱営業許可：1900年4月27日付『官報』第5043号）があるのみである。ただし、1900年10月16日付で国内業務代理人に中村勝造を許可されて以降（1900年10月20日付『官報』第5192号）、移民会社としての活動記録が『官報』にない。

である広島県は、1900 年時点で 3 社あり 1903 年には 9 社となっており対照的である¹⁶⁵⁾。県外移民会社の山口県への出張所設置は 1898 年に本格化する。熊本の「移民取扱人小山雄太郎」は 1898 年 2 月以前に出張所（「山口縣代理人業務取扱所」）を設置し¹⁶⁶⁾、1898 年 7 月には「東京移民合資會社」が相次いで 2 ヶ所の出張所を開設している¹⁶⁷⁾。

「移民県」であり 1903 年には 9 社の移民会社があった広島の移民会社は、会社ごとに傾向は異なるとはいえ、「移民県」外の移民会社に比べその動き出しはやや遅い。初期移民会社の「海外渡航株式會社」の場合、最初の出張所は熊本県熊本市であったが、1901 年 8 月のことであった¹⁶⁸⁾。続いて、新潟（1903 年 9 月 10 日届出）¹⁶⁹⁾、鳥取（1904 年 5 月 19 日届出）¹⁷⁰⁾、福岡 3 ヶ所（1904 年 8 月 5 日届出）、愛媛（1904 年 10 月 8 日届出）¹⁷¹⁾、島根（1904 年 12 月 21 日届出）¹⁷²⁾、沖縄（1905 年 3 月 6 日届出）¹⁷³⁾、岡山（1906 年 1 月 16 日届出）¹⁷⁴⁾と設置していく。出張所設置は 1904 年に集中している。

1902 年 4 月 30 日付で移民取扱営業許可を受けた、後発の「合資會社三丸商會」は¹⁷⁵⁾、早くもその年に最初の出張所を熊本（1902 年 12 月 22 日届出）に設置している¹⁷⁶⁾。こののち県外では、岡山県小田郡に出張所を設置（1904 年 6 月 11 日届出）¹⁷⁷⁾、熊本出張所は廃止し（1904 年 6 月 13 日届出）、佐賀に新たに出張所を設置している（1904 年 6 月 21 日届出）¹⁷⁸⁾。岡山県吉備郡足守町に出張所を設置したことを 1905 年 1 月 14 日に届け出るが¹⁷⁹⁾、同年 3 月 8 日には同出張所と岡山県小田郡の出張所を廃止し、岡山県吉備郡総社町に新たに出張所を設置することを届け出ている¹⁸⁰⁾。1905 年 11 月には熊本出張所を再設置（1905 年 11 月 22 日届出）¹⁸¹⁾、翌 1906 年 3 月 6 日付で沖縄に¹⁸²⁾、同年同月 23 日には岡山県岡山市に出張所を設置することを届け出ている¹⁸³⁾。県外出張所の設置・廃止が活発におこなわれたのは 1905 年である。なお、「合資會社三丸商會」は 1908 年 6 月 8 日付で移民取扱営業廃止を届け出ている¹⁸⁴⁾。

広島や山口、熊本、福岡という「官約移民」を

¹⁶⁶⁾ 1898 年 3 月 8 日付『官報』第 4401 号。

¹⁶⁷⁾ 1898 年 7 月 6 日届出。1898 年 7 月 13 日付『官報』第 4510 号。および 1898 年 7 月 29 日届出。1898 年 8 月 8 日付『官報』第 4532 号。

¹⁶⁸⁾ 1901 年 9 月 9 日付『官報』第 5457 号。

¹⁶⁹⁾ 1903 年 9 月 21 日付『官報』第 6068 号。

¹⁷⁰⁾ 1904 年 5 月 28 日付『官報』第 6271 号。

¹⁷¹⁾ 1904 年 10 月 21 日付『官報』第 6394 号。

¹⁷²⁾ 1905 年 1 月 13 日付『官報』第 6459 号。

¹⁷³⁾ 1905 年 3 月 17 日付『官報』第 6511 号。

¹⁷⁴⁾ 1906 年 2 月 12 日付『官報』第 6783 号。

¹⁷⁵⁾ 1902 年 5 月 3 日付『官報』第 5646 号。

¹⁷⁶⁾ 1903 年 1 月 9 日付『官報』第 5853 号。

¹⁷⁷⁾ 1904 年 6 月 23 日付『官報』第 6293 号。

¹⁷⁸⁾ 1904 年 6 月 30 日付『官報』第 6299 号。

¹⁷⁹⁾ 1905 年 2 月 1 日付『官報』第 6474 号。

¹⁸⁰⁾ 1905 年 3 月 27 日付『官報』第 6518 号。

¹⁸¹⁾ 1905 年 12 月 7 日付『官報』第 6732 号。

¹⁸²⁾ 1906 年 3 月 22 日付『官報』第 6815 号。

¹⁸³⁾ 1906 年 4 月 7 日付『官報』第 6828 号。なお、同日付『官報』には同じ住所に「海外渡航株式會社」も出張所を設置したことが 1906 年 3 月 27 日付で届け出られているが、出張所の共有については後段で論じる。

¹⁸⁴⁾ 1908 年 6 月 20 日付『官報』第 7494 号。

多く輩出した「移民県」、海外航路の発着港のある横浜、神戸以外への出張所設置が、『官報』で確認できる最初の事例は「熊本移民合資會社」が1898年7月23日付で届け出た岩手県のものである。これは本節冒頭に記した業務代理人山本喜兵衛の住所である「巖手縣紫波郡日詰町二百四十八番戸」に出張所を設置し、山本に業務を担当させるという届出であった¹⁸⁵⁾。ただし、「熊本移民合資會社」が岩手県を選んだ理由は、経営上の戦略には見えない。岩手県への出張所設置は、時代を下った1916年4月に「森岡移民合名會社」が設置した事例のみで¹⁸⁶⁾、ほかの移民会社が「熊本移民合資會社」に追随することはなかった¹⁸⁷⁾。「熊本移民合資會社」の事例は例外的なものであった。

ある移民会社が新たな府県に進出、つまり出張所を設置した場合、それに追随し同じ県に進出することはしばしばあった。「移民県」や横浜・神戸以外で「熊本移民合資會社」の岩手県に次いで出張所が設置された福井県は、『官報』で確認できる範囲では「移民取扱人森岡眞」が

1901年7月に最初に出張所を設置し¹⁸⁸⁾、翌1902年6月には如上のとおり「神戸渡航合資會社」¹⁸⁹⁾が設置している。少し空けて、1904年10月には「南海移民株式會社」¹⁹⁰⁾、1905年1月には「中國移民合資會社」¹⁹¹⁾、同年11月には「移民取扱人小見政孝」¹⁹²⁾、12月には「山陽移民合資會社」、1906年4月には「日本殖民株式會社」¹⁹³⁾、6月には「移民取扱人大野傳榮」¹⁹⁴⁾、7月には「熊本移民合資會社」¹⁹⁵⁾と福井県に出張所を設置する移民会社は続いていく。

福井県出身の国内業務代理人という点でみれば、福井への進出はもっと早いかもしれない。1898年8月31日付で成田豊四郎という人物が、「東京移民合資會社」の「内地」における業務代理人として許可されている¹⁹⁶⁾。また、「神戸渡航合資會社」では1902年6月6日付で堀井喜三郎が国内業務代理人として許可されており¹⁹⁷⁾、如上の同月2日届出の福井への出張所設置に符号している。出張所設置が一番早かった「移民取扱人森岡眞」の福井県を本籍地とする国内業務代理人は1906年4月13日付で許

¹⁸⁵⁾ 1898年8月6日付『官報』第4531号。

¹⁸⁶⁾ 1916年5月10日付『官報』第1130号。なお、当該出張所は盛岡市内に設置され、1916年6月3日に同じく盛岡市内での移転が届けられている。1916年6月21日付『官報』第1166号。

¹⁸⁷⁾ 「熊本移民合資會社」による岩手県への出張所設置は、社員山口熊野と岩手県出身の横川勇治（有三）との深い関係が関わるものと考えられる。詳細は、池野藤兵衛『山口熊野小伝』（私家版、1985年）を参照のこと。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/12224876>（2025年2月14日閲覧）。横川は1899年5月10日付で「熊本移民合資會社」の業務代理人となることが許可され（1899年5月23日付『官報』第4765号）、1901年ごろまでハワイで業務代理人としての業務を果たした。1904年刊行の木村芳五郎・井上胤文『最新正確布哇渡航案内』（博文館）には、「熊本移民合資會社」の説明文に「事務擔當たりし者山口熊野、平山熊勝、横川勇治の三氏なりしか現在社員は井上敬次郎氏事務員は澤野忠三氏なり」とある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/767404/1/65>（2025年2月14日閲覧）。

¹⁸⁸⁾ 1901年8月13日付『官報』第5434号。

¹⁸⁹⁾ 1902年6月12日付『官報』第5680号。

¹⁹⁰⁾ 1904年11月2日付『官報』第6404号。

¹⁹¹⁾ 1905年1月17日付『官報』第6462号。

¹⁹²⁾ 1905年12月4日付『官報』第6729号。

¹⁹³⁾ 1906年4月17日付『官報』第6836号。

¹⁹⁴⁾ 1906年6月29日付『官報』第6899号。

¹⁹⁵⁾ 1906年7月17日付『官報』第6914号。

¹⁹⁶⁾ 1898年9月5日付『官報』第4556号。

¹⁹⁷⁾ 1902年6月10日付『官報』第5678号。

¹⁹⁸⁾ 1906年4月19日付『官報』第6838号。

可と¹⁹⁸⁾、かなり遅れている。

業務代理人の選任が出張所設置に先行する事例は、沖縄県にも見られる。花木宏直の研究によれば、沖縄県を担当区域とする最初の国内業務代理人は「東洋移民合資会社」の肥後孫左衛門である¹⁹⁹⁾。『官報』によれば、1903年2月6日付で許可されている²⁰⁰⁾。また花木によれば、同年5月27日付で許可された「仙臺移民合資会社」の国内業務代理人林田茂太郎²⁰¹⁾が二番目、さらに同年7月4日に「山陽移民合資会社」の国内業務代理人として許可された園木陸平²⁰²⁾が三番目、そして「沖縄海外移民の父」と後に称されることとなる「沖縄縣平民當山久三」が翌1904年2月10日付で「帝國殖民合資会社」の国内業務代理人として許可される²⁰³⁾。

当山は、同年3月25日には「大陸殖民合資会社」の²⁰⁴⁾、1906年6月13日には「晩成移民合資会社」の国内業務代理人としても許可されている²⁰⁵⁾。

『官報』で確認できる沖縄県への出張所の設置は、1905年3月6日届出の「海外渡航株式

会社」の事例が最初となる²⁰⁶⁾。その後、同年9月16日届出の「皇國殖民合資会社」による代理店設置²⁰⁷⁾、翌1906年2月1日届出の「山陽移民合資会社」による出張所設置²⁰⁸⁾、同年3月6日届出の「合資会社三丸商會」による出張所設置²⁰⁹⁾と沖縄県那覇区への出張所設置がおこなわれた。さらに「移民取扱人森岡眞」は1906年3月9日付で沖縄県那覇区に加えて国頭郡名護間切名護村の2ヵ所の出張所設置を届け出ている²¹⁰⁾。

1904年の当山の代理人許可以降1906年に至るまで、以下9名の沖縄県を本籍地とする人々が種々の移民会社の国内業務代理人として許可されている。

・比嘉昌輝 1904年11月25日許可「帝國殖民合資会社」²¹¹⁾、1904年12月9日許可「大陸殖民合資会社」²¹²⁾、1905年12月26日許可「合資会社三丸商會」²¹³⁾、1906年1月31日許可「防長移民合名会社」²¹⁴⁾

・大城兼義 1905年3月13日許可「熊本移民合資会社」²¹⁵⁾、1905年9月20日許可「日本殖

¹⁹⁹⁾ 花木「明治中～後期の沖縄県における移民会社業務代理人の経歴と属性」、4頁。

²⁰⁰⁾ 1903年2月12日付『官報』第5880号。肥後孫左衛門は遅くとも1899年8月には沖縄に居住していた。1899年8月12日に那覇区裁判所で登記された「沖縄開運株式会社」の取締役役に名を連ね、その住所は「沖縄縣那覇区字西百七十九番地」とある。1899年8月26日付『官報』第4847号附録。なお、肥後については1909年10月5日付で「東洋移民合資会社」より業務代理人死亡の届けがなされている。1909年10月11日付『官報』第7890号。

²⁰¹⁾ 1903年5月29日付『官報』第5970号。

²⁰²⁾ 1903年7月21日付『官報』第6015号。

²⁰³⁾ 1904年2月13日付『官報』第6182号。

²⁰⁴⁾ 1904年3月31日付『官報』第6221号。

²⁰⁵⁾ 1906年6月18日付『官報』第6889号。しかしながら当山は、1906年8月8日付で「大陸殖民合資会社」と「帝國殖民合資会社」の国内業務代理人を解任されている。1906年8月17日付『官報』第6941号。

²⁰⁶⁾ 1905年3月17日付『官報』第6511号。

²⁰⁷⁾ 1905年9月22日付『官報』第6671号。

²⁰⁸⁾ 1906年2月12日付『官報』第6783号。

²⁰⁹⁾ 1906年3月22日付『官報』第6815号。

²¹⁰⁾ 1906年3月16日付『官報』第6811号。

²¹¹⁾ 1904年12月1日付『官報』第6427号。

²¹²⁾ 1904年12月20日付『官報』第6443号。

²¹³⁾ 1905年12月28日付『官報』第6750号。

²¹⁴⁾ 1906年2月6日付『官報』第6778号。

²¹⁵⁾ 1905年3月16日付『官報』第6510号。

²¹⁶⁾ 1905年9月22日付『官報』第6671号。

民株式會社」²¹⁶⁾・1906年9月28日以降は「日本殖民株式會社」の營業權の譲渡を受けた「日本殖民合資會社」²¹⁷⁾、1905年12月22日許可「東京移民合資會社」²¹⁸⁾

・仲村渠栄信 1906年2月13日許可「移民取扱人森岡眞」²¹⁹⁾、1906年9月28日許可「日本移民合資會社」²²⁰⁾

・徳田弥太郎 1906年5月2日許可「神戸渡航合資會社」²²¹⁾、1906年8月27日許可「帝國殖民合資會社」及び「大陸殖民合資會社」²²²⁾

・渡嘉敷通昆 1906年6月8日許可「移民取扱人大野傳榮」²²³⁾・1906年9月28日以降は「移民取扱人大野傳榮」の營業權の譲渡を受けた「明治植民合資會社」²²⁴⁾

・與儀正道 1906年8月15日許可「東京移民合資會社」²²⁵⁾

・真栄田岩助 1906年11月21日許可「晩成移民合資會社」²²⁶⁾

・山城宗蔭 1906年12月4日許可「廣島移民合名會社」²²⁷⁾、1906年12月6日許可「移民取扱人高木加六」²²⁸⁾

・座安德成 1906年12月17日許可「中國移民合資會社」²²⁹⁾

これらの代理人たちは移民会社の設置した出張所や住所地把点として渡航者の募集等の活動

をおこなった。

前節において記したように、20世紀転換期は「吉佐移民合名會社」以外の移民会社もハワイ以外の渡航地に渡航者を送出し始めた時期であった。同じ時期に募集地の拡張も始まる。設立府県以外に拠点を設置することは、どこに進出するのか、誰を国内業務代理人にするのかを含め種々のコストを要することである。そのコストの節減が移民会社において課題となった。

福井県への進出において注目すべきは、1901年に「移民取扱人森岡眞」が出張所を設置した住所「福井県三方郡耳村佐柿三十三号九番地」と、1905年1月に「中國移民合資會社」が、同年12月に「移民取扱人小見政孝」が設置した出張所の住所地が同じことである。

このように、出張所の住所地が同じであることはこの事例にとどまらない。熊本県では、如上の「神戸渡航合資會社」がその出張所の移転先とした「熊本市南千反畑町十番地」は、「移民取扱人森島壽雄」²³⁰⁾や「中國移民合資會社」²³¹⁾も出張所として届け出ている住所地である。海外業務代理人と同様に、複数の移民会社が出張所を共有することもあった。

出張所の共有は出張所の設置場所の選定・維持・管理にかかる人的・金銭的成本だけでな

²¹⁷⁾ 1906年10月2日付『官報』第6979号。

²¹⁸⁾ 1905年12月26日付『官報』第6748号。

²¹⁹⁾ 1906年2月16日付『官報』第6787号。

²²⁰⁾ 1906年10月2日付『官報』第6979号。

²²¹⁾ 1906年5月5日付『官報』第6852号。なお、徳田の担当地域は「沖縄縣」とされている。

²²²⁾ 1906年8月30日付『官報』第6952号。

²²³⁾ 1906年6月14日付『官報』第6886号。

²²⁴⁾ 1906年10月2日付『官報』第6979号。

²²⁵⁾ 1906年8月22日付『官報』第6945号。

²²⁶⁾ 1906年11月26日付『官報』第7023号。

²²⁷⁾ 1906年12月7日付『官報』第7033号。

²²⁸⁾ 1906年12月10日付『官報』第7035号。

²²⁹⁾ 1906年12月21日付『官報』第7045号。

²³⁰⁾ 1902年5月1日付『官報』第5644号。

²³¹⁾ 1902年5月7日付『官報』第5649号。

く、移民募集にかかる経費の節減にも役に立った可能性が窺える。『沖縄県史』編纂に沖縄県教育委員会沖縄史料編集所の専門員として従事した田港朝和は、1905・06年の『琉球新報』に掲載された移民に関する記事や移民募集広告を紹介する。それらの移民募集広告のなかには出張所を共有する複数の移民会社のそれぞれの業務代理人が連名で掲載しているものが見られる²³²⁾。

また、先の沖縄県における事例に見られるように、同一の国内業務代理人が複数の移民会社の代理人を務めることもあった。田港が紹介する移民募集広告にも先述の「大城兼義」が「熊本移民合資会社」「日本移民株式会社」「東京移民合資会社」の3社の国内業務代理人として公告を出している例が見られる²³³⁾。国内業務代理人の共有もコスト節減のひとつの方法であった。

1907年4月9日付法律第三十三号により「移民保護法」が改正され同年7月1日から施行されると、『官報』における業務代理人の許可記事における表記の変化が見られる。それ以前、業務代理人として許可される人物は「広島縣平民村上文次郎」²³⁴⁾といった形で本籍のある府県と族籍に続き姓名が表記されていたが、本籍

地もしくは住所地の表記に続き姓名が記されるようになった²³⁵⁾。

たとえば、1908年9月21日に許可された「移民取扱人森岡眞」の国内業務代理人である「楠瀬徳之助」は、「高知県高知市本町三百六番地」が住所地であった。その住所地は、1908年8月1日に「移民取扱人森岡眞」の出張所として届け出られた地所であり²³⁶⁾、同じ住所地は1908年11月7日に「明治植民合資会社」の出張所として届け出られ²³⁷⁾、同年12月5日付で「楠瀬徳之助」は「明治植民合資会社」の国内業務代理人としても許可されているのである²³⁸⁾。

もともと「楠瀬徳之助」は、1906年10月13日付で移民取扱営業を開始した高知県に営業所＝本店を置く「移民取扱人竹村與右衛門」の、『官報』で確認できる最初の国内業務代理人であり²³⁹⁾、「高知県高知市本町三百六番地」はその最初に設置された出張所の場所でもあった²⁴⁰⁾。

つまり、「楠瀬徳之助」は自らの住所地を移民会社3社の出張所とし、その3社の国内業務代理人だったのである。業務代理人の住所地を出張所とすることもコスト節減の方法であったと見られる。

²³²⁾ 田港朝和「移民に関する新聞記事——明治三八・三九年——」『史料編集室紀要』(17)、1992年3月、64頁・90頁。

²³³⁾ 田港「移民に関する新聞記事」、93頁。田港は「収録にあたっては旧漢字を新漢字にあらためた以外はそのままとし」ており、「日本殖民株式會社」を「日本移民株式会社」としたのは『琉球新報』の誤りであろう。なお、大城は1906年6月30日付で「熊本移民合資會社」から解任の届出(1906年7月5日付『官報』第6904号)があり、翌1907年2月26日付で「東京移民合資會社」からも解任の届出(1907年3月2日付『官報』第7099号)が出されているものの、1910年8月12日付で業務代理人許可が取り消されるまで(1910年8月17日付『官報』第8147号)、「日本殖民株式會社」およびその後身の「日本殖民合資會社」の業務代理人を継続したものと考えられる。

²³⁴⁾ 1899年2月15日付『官報』第4684号。

²³⁵⁾ 初出となるのは、1907年7月13日付『官報』第7211号。また「移民保護法第十條ニ依リ業務代理ヲ為サシムルノ件許可シタル者左ノ如シ(外務省)」といった文言が付され、その法的根拠が示されるようになった。

²³⁶⁾ 1908年8月10日付『官報』第7535号。

²³⁷⁾ 1908年11月13日付『官報』第7616号。

²³⁸⁾ 1908年12月8日付『官報』第7636号。

²³⁹⁾ 1906年10月27日付『官報』第7000号。

²⁴⁰⁾ 1906年10月30日『官報』第7002号。

移民会社のこうした動きは、全国の移民会社が共同でおこなう流れのひとつであった。岩本由輝はその行論において『河北新報』の記事を史料として用いているが、それらのなかに1902年8月31日付「移民会社総会の決議」という記事がある。そこでは、「帝国殖民合資會社」以外の25社が東京の芝愛宕館に集合し臨時集会を催し、「全国各会社の聯合事務所を移民募集地の要所たる広嶋・山口・熊本・福岡等に設置」することが決議されたことが記されている²⁴¹⁾。

移民会社は一般に、20世紀転換期になるとハワイ以外の渡航先を探りはじめると同時に、送出する労働者の募集にも注力しなければならなかった。そのためには移民会社設立の地から出ていく必要があった。まずは「移民県」で国内業務代理人を見だし、その活動の拠点となる出張所を設置、それを「移民県」外へと広げていったのである。

その際、国内業務代理人や出張所設置場所の選定が大きなコストとなったと考えられるが、出張所の共有、業務代理人の共有、そして、業務代理人の住所地を出張所として使用するといった、さまざまな共有によってその節減に努めたのである。

3.3 移民会社経営の限界

移民会社の事業は渡航者の周旋事業単体では決して儲かる商売ではなかった。その収入は、法律によって渡航者の送出時における「渡航周旋料」もしくは「周旋料若手手数料」以外から得ることができないと規定されていた²⁴²⁾。た

ほうでその支出は、設立時の保証金にはじまり、業務代理人の選任、海外・国内の出張所設置・維持費用、海外業務代理人の渡航費用等、多岐に渡る。移民会社の事業は、渡航周旋事業以外のなんらかの収入の方途を持たなければ決して成り立つものではなかった。

たとえば、古厩忠夫が論じた「新潟殖民株式会社」（1900年1月9日付移民取扱営業許可、『官報』上は「新潟植民株式會社」）では、「移民取扱人」の営業科目は次の5項目であり、渡航者周旋以外に4つの事業を計画している。

- 一、移民を媒介し募集し及渡航を周旋する事。
- 一、移民の需要に応じ食料衣服其他の物品を売買し及運送する事。
- 一、移民の爲めに為換金を取扱ふ事。
- 一、移民の貯蓄金を預る事。
- 一、移民在外中の生命を保険する事。

古厩は「移住民の全生活を握る存在になる」と表現している²⁴³⁾。1900年1月31日付で新潟区裁判所でおこなわれた株式会社登記では、その目的は次の3つに集約されていた。

- 一移民ヲ募集シ及渡航ヲ周旋スルコト
- 一移民ノ需要ニ應シ食料衣服其他ノ物品ヲ賣買シ及運送スルコト
- 一移民ノ爲ニ爲替金ヲ取扱ヒ及貯金ヲ預ルコト²⁴⁴⁾

²⁴¹⁾ 岩本「仙台に設立された移民会社の填末」、9頁。なお、ほぼ同じ文章の記事は1902年8月29日付『東京朝日新聞』朝刊1面にも掲載されている。「朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー」（2025年2月28日閲覧）。

²⁴²⁾ 1894年「移民保護規則」第十條および1896年移民保護法第十四條。

²⁴³⁾ 古厩忠夫「新潟殖民株式会社の挫折をめぐって——明治期の海外移民——」『新潟近代史研究』（1）、1908年、9頁。

²⁴⁴⁾ 1900年2月7日付『官報』第4977号。

保険が除かれてはいるが、渡航者の生活全般に関わるという点では違いはない。

また「新潟植民株式會社」以上に広範な目的を掲げる会社もある。1902年「太平洋殖民會社」の事例である。1902年9月18日付で東京区裁判所においておこなわれた「營利ヲ目的トスル法人」登記においてその目的は、「海外ニ渡航スル移民ノ取扱營業ヲ爲シ且ツ之ニ関連シ又ハ附随シ其他右營業ニ関シ本会社ノ目的ヲ直接間接ニ増進スルニ足ルヘキ一切ノ業務及營業ヲ執行スルニ在リ」とされている²⁴⁵⁾。渡航者周旋に加えて、いわば何でもありという目的となっている。

『官報』に会社登記が掲載されるようになるのは1899年商法の施行法（1899年3月7日付法律第四十九号）が定められ、1899年5月13日付司法省令第十三号「商業登記取扱手續」が発せられて以降のこととなる。『官報』『廣告』における「商業登記」欄の初出は、1899年6月28日付『官報』第4796号である。

移民会社の設立登記の初出は、1899年8月10日付で神戸区裁判所においておこなわれた「東洋殖民合名會社」の登記である。その目的は「海外ニ渡航スル移民ヲ取扱其取扱手数料ヲ以テ収入トシ及海外適宜ノ地ヲ開キ邦人ヲ移殖シ且ツ之ニ關聯スル商事營業ヲ以テ目的トス」とされる²⁴⁶⁾。

ただし一般的には、移民会社の登記における目的の記載は、海外渡航者の周旋であった。たとえば、神戸区裁判所での1899年9月7日付の「太平洋移民合資會社」の設立登記では、「海外ニ移住セントスル移民ノ取扱ヲ為ス」とあり、1900年3月20日付で福山区裁判所で設立登記された「中國移民合資會社」の場合、その目的は「移民取扱ヲ以テ營業トス」であり²⁴⁷⁾、1900年5月15日に大阪区裁判所で登記された「大阪渡航合資會社」の場合も「移民取扱人營業」と簡潔な表現となっている²⁴⁸⁾。また「太平洋殖民會社」と同じ1902年に設立登記された移民会社であっても、「南海移民株式會社」（1902年3月28日登記・高知区裁判所）では「外国移民ノ取扱」²⁴⁹⁾、翌1903年1月16日付仙台区裁判所登記の「中外殖民合資會社」では「移民取扱營業」となっている²⁵⁰⁾。設立時期や設立場所の関係で「新潟植民株式會社」や「太平洋殖民會社」のような目的に変化したわけではないものと考えられる。

とはいえ、目的が「新潟植民株式會社」や「太平洋殖民會社」のような記載になっていなくとも、この両社の事例は、渡航時の手数料等だけでは十分な収入が得られないという認識はある程度広まっていたことを示唆する。

そうした現実のなかにあっても、あえて移民会社を設立したのはどのような人物たちだった

²⁴⁵⁾ 1902年9月22日付『官報』第5767号。商事会社の種別は商法で、合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社と定められているが、「太平洋殖民會社」の商号に種別名が含まれていない。登記では、「合資會社ニ準スル」營利法人と記されている。

²⁴⁶⁾ 1899年8月15日付『官報』第4837号附録。

²⁴⁷⁾ 1900年3月26日付『官報』第5016号附録。

²⁴⁸⁾ 1900年5月18日付『官報』第5060号。

²⁴⁹⁾ 1902年4月8日付『官報』第5624号附録。

²⁵⁰⁾ 1903年1月22日付『官報』第5864号。

²⁵¹⁾ ここで言う移民会社77社には、本稿の定義する「移民会社」、すなわち、設立後を含め1894年移民保護規則第五條もしくは1986年移民保護法第六條にしたがって行政庁の許可を受けたものに、「移民取扱人稲田新之助」「絲半商會」の2社が加えられた77社である。これらのなかには失効したもの、『官報』に記事を見つけれなかったものも含まれる。

のか。木村健二は、明治期に設立された移民会社 77 社²⁵¹⁾の「設立に関わった人物、すなわち発起人・役員」253 人の概要について「経済力のある高齢者が多かった」とする²⁵²⁾。また、「一八五七年から六五年までの生まれがもっとも多」く、族籍については「土族比率三一・一%」で「当時の人口構成（一八七二年土族対平民比率は一对一六であった）と対比して、たいへん多い比率であった」とする²⁵³⁾。自らの私財を投ずる事業、あるいは余業として移民会社を経営する人々の姿が立ち現れてくる。

そこでここでは、移民会社の経営者や経営の変化に視点を向け、移民会社経営の限界について論じていく。ここでいう「経営者」とは株式会社にあっては取締役・監査役、合資会社・合名会社にあっては登記上の社員、個人名の移民取扱人について当該人を指す。

前章において「海外渡航株式會社」（1894 年 10 月 20 日移民取扱営業許可）の設立に関わって、広島県内における渡航熱に県会議員数名が会社設立を発起したことを記した。しかしながら、実際の開業までには時間を要した。児玉はその理由に「営業保証金一万円の調達ができなかったこと」を含め資金不足を挙げる。そこでスポンサーになったのは広島県安那郡中條村

（1898 年 10 月 1 日郡制施行後は、深安郡中條村）の金尾隆平・金尾廉太郎・佐藤岩男・安中禹雄・松井道男などであった²⁵⁴⁾。

これらの人々は 1895 年 1 月に「株式會社中條銀行」を設立する地域有力者である²⁵⁵⁾。『日本現今人名辭典』（1900 年 9 月第一版）は金尾廉太郎を「広島縣の大地主にして多額納税者なり」と、佐藤岩男を「広島縣下の大地主」と記している²⁵⁶⁾。

1895 年 9 月時点で「海外渡航株式會社」は佐藤岩男を社長とし、発起人の麦田宰三郎を専務取締役、瀬越住太郎・土井雅雄を常務取締役とする。また常務取締役には安中禹一の名も見られる。そのほかの取締役には、広島県外居住の菅原伝（東京市赤坂区）と久岡武蔵（和歌山県西牟婁郡田辺町）がいた²⁵⁷⁾。

安中禹一と安中禹雄との関係は不明であるが、その姓名から親族もしくは縁戚関係にあった人物であろう。児玉によれば、安中禹一は郡会議員・郡参事会員を務めた人物とのことである²⁵⁸⁾。

児玉は「海外渡航株式會社」の歴代経営者すべてを分析した上で、人脈的に 3 つのグループ、会社設立発起人（県会議員）グループ、中條銀行関係者（備後地方在住の資産家）グルー

²⁵²⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、130-131 頁。

²⁵³⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、131 頁。1856 年～65 年生まれの人々の土族という属性からは、日本文学研究者・評論家の前田愛による世代と立身出世との関係の議論が想起される。移民会社の関係者は、前田が「兄達の世代」と呼び、おもに近代以前の教育を受け、自由民権運動に深く関わった世代と、「弟達の世代」と呼び、明治 5 年の学制による初等教育を受け、自由民権運動への関わりは浅かった世代との両方を含む人々と見える。前田愛「明治立身出世主義の系譜——『西国立志編』から『帰省』まで——」『文学』33（4）、1965 年 4 月、345 - 346 頁。前田の議論、とくに立身出世と移民事業者との関係も今後、検討が必要なテーマである。

²⁵⁴⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、416-417 頁。

²⁵⁵⁾ 専務取締役は金尾廉太郎、取締役は金尾隆平・佐藤岩男・松井道男が名を連ねる。商業興信所編『日本全國諸會社役員録』商業興信所、1895 年、410 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780110/1/239>（2025 年 3 月 8 日閲覧）。

²⁵⁶⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780082>（2025 年 3 月 8 日閲覧）。

²⁵⁷⁾ 栗屋龍蔵編『商業登記會社全集』明法堂、1895 年、717 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/803675/1/37>（2025 年 3 月 8 日閲覧）。

²⁵⁸⁾ 児玉『日本移民史研究序説』「表二-34 海外渡航株式會社の経営陣一覧」、420 頁。

²⁵⁹⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、419-421 頁。

プ、それに設立過程で提携を考えた日米用達会社関係グループがあったことを指摘する²⁵⁹⁾。1895年9月時点の経営者で言えばそれぞれ、麦田、瀬越、土井のグループ、佐藤、安中禹一のグループ、菅原、久岡のグループの3つである。

このうち、土井・安中禹一は1902年4月30日付で移民取扱営業許可（1902年5月3日付『官報』第5646号）を受けた「合資会社三丸商會」の設立社員でもあり²⁶⁰⁾、設立時は有限責任社員であったものの、1903年1月8日付登記において無限責任社員となり²⁶¹⁾、経営の中核を担うに至る。土井が1903年4月26日に死亡して以降は²⁶²⁾、安中禹一が業務執行社員となり²⁶³⁾、経営責任者の任を担うようになっている。

また久岡は、1897年3月2日付で移民取扱営業許可を受けた和歌山県の「厚生移民株式会社」（許可時は「海外移民株式会社」）の発起人で取締役を務め²⁶⁴⁾、1902年3月には千葉県「移民取扱人大野傳榮」の支配人となった人物である²⁶⁵⁾。

「海外渡航株式会社」において日米用達会社関係グループは常に会社経営の一角を占め続けた人脈であると児玉は指摘する。菅原伝、久岡武蔵以外も、渡辺勘十郎、日向輝武、松岡辰三郎が取締役となった²⁶⁶⁾。これらの人々は、「星亨派とも言われる青年たち」であった。星亨は「官約移民廃止後、民間の移民会社の設立を陸奥宗光に進言して実現させた」とも言われる人物である²⁶⁷⁾。

1891年8月に外務省官房内に移民課を設置し²⁶⁸⁾、自らも移殖民事業を推進した榎本武揚の後を受けて外務大臣に就任した陸奥宗光は、1893年11月10日施行の「外務省分課規程」により移民課を廃止しており²⁶⁹⁾、労働者の海外渡航に関する政策は継承するものの、殖民政策には消極的であった人物である²⁷⁰⁾。その陸奥に民間の移民会社の設立を説いたのが星亨ということである。

星亨は、外務大臣の職を離れた榎本が1893年3月に民間機関として「殖民協會」を設立するにあたり榎本に次ぐ額の寄附を約束している²⁷¹⁾。そして、「殖民協會」が発行する機関誌

²⁶⁰⁾ 「合資会社三丸商會」は1901年3月27日付で広島区裁判所に設立登記された、物品販売業を目的とする会社であったが（1901年4月2日付『官報』第5321号附録）、1902年2月5日付登記で増資し（1902年2月13日付『官報』第5580号附録）、1902年5月17日付登記でその目的を「物品販賣及海外渡航者取扱營業」に変更している（1902年5月26日付『官報』第5665号）。

²⁶¹⁾ 1903年1月14日付『官報』第5857号。

²⁶²⁾ 1903年5月12日付『官報』第5955号附録。

²⁶³⁾ その最初は、1903年6月11日付の出張所移転の届けである。1903年6月20日付『官報』第5989号。

²⁶⁴⁾ 『明治三十三年十月新編 虎之巻 日本會社銀行録』國之礎社、1398-1399頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/803741/1/733>（2025年3月9日閲覧）。

²⁶⁵⁾ 1902年3月13日付『官報』第5604号。

²⁶⁶⁾ 児玉『日本移民史研究序説』、420-421頁。

²⁶⁷⁾ 石倉和佳「日本人ハワイ移民の移民会社：愛国同盟の人々を中心に」『兵庫県立大学環境人間学部 研究報告』（21）、2019年、30頁。

²⁶⁸⁾ 「外務省分課規程」（1891年8月16日施行）、1891年8月15日付『官報』第2439号。佐々木敏二は「一八九一年八月八日」設置とするが（佐々木「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脈」、536頁。）、「外務省分課規程」の施行が1891年8月16日である以上、1891年8月16日設置とした方が良いであろう。

²⁶⁹⁾ 1893年11月4日付『官報』第3106号。

²⁷⁰⁾ 角山幸洋『榎本武揚とメキシコ殖民移住』同文館、1986年、72頁。

²⁷¹⁾ 「創立費寄附」『殖民協會報告』（1）、1893年4月、119頁。榎本は「金参拾圓」、星は「金貳拾圓」であった。星と同額を寄附したものはほかにいない。

『殖民協會報告』の編集者兼発行者となったのは渡辺勘十郎であった。「殖民協會」には、渡辺以外にも移民会社の経営者で設立時の会員となっているものがある。「熊本移民合資會社」の田中賢道、井上敬次郎、山口熊野、「太平洋殖民會社」の横田千之助などである²⁷²⁾。いずれも星亨につながる人物たちである。

木村健二は移民会社の設立主体の分析において、①財閥関係者、②大都市非財閥系営業者、③政党関係者、④地方名望家の四者に区分する²⁷³⁾。星亨につながる人物たちは、政党関係者のうちの旧自由党・立憲政友会系の人々である。彼らの結節点となったのは、ハワイ渡航者の金融に深くかかわった「株式會社京濱銀行」である。

ハワイに支店を持った「株式會社京濱銀行」は、「移民喰いの機関」と呼ばれるような存在であった²⁷⁴⁾。木村健二によれば、「当初は移民関係ばかりでなく、国内労働者・細民の貯蓄機関として企図されていた」が、「その後の諸活動から判断するに、業務の中心はあくまで移民関係、それもハワイ移民関係であった」²⁷⁵⁾。

「株式會社京濱銀行」が「移民喰いの機関」と表現されるゆえんとなる要素は、ふたつある。まずひとつは渡航者への貸付とそれに対する利子の高率さである。1894年「布哇国外国人上陸条例」によって、自由渡航者はハワイ上陸に際して50米ドル＝100円の携帯が義務づけられ

ていた。渡航者自身がそのお金を用意することができることは稀で、貸付によって「見せ金」を持たされることになった。その利子・手数料は100円あたり12円50銭であった。また渡航にかかる費用は、移民会社への手数料だけでなく、旅券発給費・検疫費・出港地での宿泊料、さらに自由渡航者の場合は往路の船賃が必要であり、総額200円以上を要することにもなった。たほうで渡航者が用意できるのはせいぜい20円程度であり、その差額や先の「見せ金」は借入によってまかなうほかなかった。

もうひとつは積立金である。渡航者は、如上のような借入があろうがなかろうが、移民会社との契約において月々2ドル50セントを積み立てることが求められた。

貸付にせよ積立にせよ、これらは当初、移民会社自身がおこなっていた。しかし、積立金の保管の不備、流用等ノ問題が発生したことから、第三者的な金融機関の必要とされ、その任にあたったのが「株式會社京濱銀行」であった²⁷⁶⁾。貸付やその高率な利子、強制積立金により、渡航者の稼ぎから収奪をおこなったため、「移民喰いの機関」と呼ばれたのである。

木村によれば、「株式會社京濱銀行」の前身にあたる「株式會社京濱貯金銀行」（1898年3月26日設立²⁷⁷⁾）の設立発起人となったのは11名で、このなかには「日本植民KK発起人」が3名（いずれも兵庫県宍粟郡在住）含まれて

²⁷²⁾ 「會員姓名」『殖民協會報告』(1)、111-118頁。ほかに、「吉佐移民合名會社」・「東洋移民合資會社」の吉川泰二郎、佐久間貞一も会員であった。なお機関誌『殖民協會報告』の印刷所は、佐久間貞一の秀英舎であった。

²⁷³⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、135頁。

²⁷⁴⁾ 森田栄『布哇日本人発展史』真栄館、1915年、635頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11934915/1/337> (2025年3月11日閲覧)。

²⁷⁵⁾ 木村健二「京浜銀行の成立と崩壊——近代日本移民史の一側面——」『金融経済』(214)、1985年10月、3頁。

²⁷⁶⁾ 木村「京浜銀行の成立と崩壊」、4-9頁。

²⁷⁷⁾ 大蔵省理財局編『第六回 銀行総覧』1899年、33頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/800433/1/20> (2025年3月11日閲覧)。

²⁷⁸⁾ 木村「京浜銀行の成立と崩壊」表6 京浜銀行設立発起人一覧、9頁。なお、3人のうち河瀬勇次郎は酒造家であるが、北海道に農場を開設するほか（上月信衛・細川要三編『兵庫縣志傳 第壹編』1895年、71-72頁。NDLDC

おり、これに1名を加えた4名が榎本が設立した「殖民協會」の会員であった²⁷⁸⁾。木村の記す「日本植民KK」は『官報』では、1897年12月13日付で移民取扱営業許可を得た加藤平四郎外3名を発起人とし東京市京橋区に設立された「日本殖民株式會社」(1897年12月15日付『官報』第4338号)である。しかし、この東京の「日本殖民株式會社」は、「6ヶ月ルール」により営業許可失効となっている²⁷⁹⁾。つまり、設立時点において営業中の移民会社関係者は関わっていない。

とはいえ木村によれば、1900年以降の株主を見ると、移民関係者の関与が見えてくるといふ²⁸⁰⁾。しかし移民会社関係者の経営への参画はそれに先行する。その最初は、1899年8月15日付の森岡眞(「移民取扱人森岡眞」)の取締役就任である²⁸¹⁾。さらに、登記日は不明であるが、同年9月28日付『官報』第4874号附録では登記事項の変更・追加として、東京市浅草区新吉原の支店ともにハワイ・ホノルルへの支店、監査役への田中賢道(「熊本移民合資會社」)の就任が記録される。

そして、1900年に入ると、3月5日付登記においては、新吉原の支店閉鎖(1900年2月26日付)とともに、目的が「一般ノ銀行業」に変

更される²⁸²⁾。小口預金を基礎とする貯蓄銀行から一般の銀行へと脱皮することになる。7月13日付登記では、取締役向日向輝武(「海外渡航株式會社」)が就任している²⁸³⁾。また同年8月4日付登記では本店を「東京市京橋區元數寄屋町三丁目一番地」移転²⁸⁴⁾、10月4日付で取締役に林策一郎、監査役に横田千之助(いずれも「太平洋殖民會社」1902年設立)が選任される²⁸⁵⁾。

1901年3月9日付登記において取締役・監査役の重任(1901年2月25日付)が記録されるが、取締役5人のうち、移民会社関係者は森岡、林、日向の3人、前身銀行設立発起人2人、監査役2人は田中、横田のいずれも移民会社関係者となった²⁸⁶⁾。田中は1901年8月28日死亡するが²⁸⁷⁾、その後任は同じ「熊本移民合資會社」の山口熊野であった²⁸⁸⁾。ハワイの五大移民会社の3社、「移民取扱人森岡眞」「海外渡航株式會社」「熊本移民合資會社」の関係者が経営の中核を握っていたことになる。なお木村は、1900年には星亨が500株の株式を保有し、相談役に就いたことも指摘している²⁸⁹⁾。

このように移民会社の金融機関としてその姿を明確化した「株式會社京濱銀行」は、貸付と強制積立金とによって暴利を貪ることになる。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/778629/1/41> (2025年3月11日閲覧))、榎本武揚が送出した1897年のメキシコ殖民団への参加者紹介(『日墨交流史』、150-151頁)など殖民事業に熱心な人物であった。

²⁷⁹⁾ 1898年6月20日付『官報』第4490号。

²⁸⁰⁾ 木村は、入獄者を含む星亨関係者の存在による設立認可の不都合を避けること、移民関係に特化することの収益面の問題からこのような発起人構成となったと推定する。木村「京浜銀行の成立と崩壊」、10頁。

²⁸¹⁾ 1899年9月2日付『官報』第4835号附録。

²⁸²⁾ 新吉原の支店をもとに、非移民会社系役員により改めて貯金銀行が設立されることになる。木村「京浜銀行の成立と崩壊」、10頁。「株式會社京濱貯金銀行」は1899年12月10日設立で1900年2月10日付で東京区裁判所小松川出張所において登記されている。1900年2月15日付『官報』第4984号附録。

²⁸³⁾ 1900年7月19日付『官報』第5113号。

²⁸⁴⁾ 1900年8月10日付『官報』第5132号。

²⁸⁵⁾ 1900年10月12日付『官報』第5186号。

²⁸⁶⁾ 1901年3月13日付『官報』第5305号。

²⁸⁷⁾ 1901年10月5日付『官報』第5479号附録。

²⁸⁸⁾ 1902年3月3日付『官報』第5595号附録

²⁸⁹⁾ 木村「京浜銀行の成立と崩壊」、14頁。

貸し付けた「見せ金」は、高い利子・手数料を取るだけでなく、現金の貸付ではなく手形の発行のみであり、ハワイ上陸後も手形の現金化はさせず、強制的に定期預金証と交換した。この定期預金は滞在時の病災等、渡航者に不都合が生じた場合に引き出しに応じる「別段預金」であるとし支払利子無しとした。また、この貸付返済以外にも強制的な積立金があり、これも病災以外契約期間の3年を経なければ引き出せないものであった。引き出しにくく、無利子の積立金制度に対し、渡航者による同行への不満が募るものであった²⁹⁰⁾。

こうした不満が解消されることになるのは、1905年のことであった。日本政府は1905年8月1日以降の移民会社との契約においては「積立金を廃止するよう通達し、さらに携帯金に関しては希望のもののみ五円の利子を限度として貸し付けるように指導を行なった」のである²⁹¹⁾。

この結果、「株式會社京濱銀行」は、1905年8月31日付でハワイ支店の廃止をおこない²⁹²⁾、翌1906年2月24日付で森岡眞が取締役を辞任することになった²⁹³⁾。

ただし、移民関係者である取締役・監査役の日向輝武、林策一郎（養父である林謙吉郎の名を継承し、当時は「林謙吉郎」の名であった）、

井上敬次郎、山口熊野が経営を離れたのは1908年3月11日であった²⁹⁴⁾。また最終的な解散は1913年4月26日になる²⁹⁵⁾。

木村の論考に基づいて「株式會社京濱銀行」について詳述したのは、移民会社が渡航周旋業のみで成り立ちえなかったことを実例を示しているものと考えたためである。たとえ「6ヶ月ルール」を突破し経営を開始できたとしても、移民会社の経営は決して容易ではなかった。「新潟殖民株式會社」が企図したように、渡航者の生活全般に関わることで初めて経営として成り立ちえたのである。

実際、進歩党資料において「東京移民合資會社」の「移民取扱人又は會社重役一人の姓名」欄に名の記された「貝山大説」が社員のひとりとなった「移民用達合資會社」（1901年10月19日設立登記）は、その目的を「移住民及移住民ノ親族縁者間ノ物品運送並ニ手数料ヲ得テ物品購求ノ依頼ニ応スルヲ以テ目的トス」とした²⁹⁶⁾。「株式會社京濱銀行」のように金融の面から関わるだけでなく、渡航者への物品の調達・輸送という事業も企てられていた。「新潟殖民株式會社」の事例で見たとおりである。

またそもそも別の事業をおこなっていた商社会社が移民会社となることもあった。「海外渡航株式會社」の発起人のひとり土井雅春、同社取

²⁹⁰⁾ 木村「京濱銀行の成立と崩壊」、22-23頁。

²⁹¹⁾ 木村「京濱銀行の成立と崩壊」、31頁。

²⁹²⁾ 1905年9月5日付『官報』第6656号。

²⁹³⁾ 1906年3月7日付『官報』第6803号。なお、後任の取締役には「熊本移民合資會社」の井上敬次郎が就いた。

²⁹⁴⁾ 1908年3月26日付『官報』第7421号附録。1908年3月23日付で本店も移転しており（1908年4月6日付『官報』第7429号）、新たな船出となったものと考えられる。なお、弁護士でもあった横田千之助はその後監査役を続け、1909年2月18日付で取締役就任した。このとき、日向と井上とが監査役に復帰している。1909年3月19日付『官報』第7716号附録。さらに、1909年11月4日付で横田が辞任すると、林が取締役に復帰（1909年11月19日付『官報』第7923号）、辞任は1911年7月25日付であった。また、日向輝武も同日に監査役を辞任している。1911年8月12日付『官報』第8443号附録。

²⁹⁵⁾ 『官報』には解散登記を見つけることはできなかったが、1928年2月25日付で本店を東京市から広島市に移転するため、裁判所の管轄区の変更が生じ、あらためて広島区裁判所に登記がなされたため、その記録から確認できる。1928年5月7日付『官報』第405号。

²⁹⁶⁾ 1901年10月25日付『官報』第5495号。

締役のひとり安中兎一らが設立した、広島の移民会社「合資會社三丸商會」の事例である²⁹⁷⁾。

広島では後発の移民会社である「合資會社三丸商會」は土井や安中禹一、「株式會社中條銀行」の取締役であった松井道男が出資していたとはいえ、広谷修が無限責任社員となっていた「物品販賣業」を目的とする会社として1901年2月27日に設立登記された²⁹⁸⁾。移民取扱営業の追加は、設立後約1年後の広谷の退社、藤岡信次郎の無限責任社員への転換、設立時の出資総額14,000円から35,000円への増額²⁹⁹⁾を経て、1902年5月17日付登記においておこなわれた³⁰⁰⁾。移民取扱営業の許可はその前月1902年4月30日付でなされた³⁰¹⁾。同年6月1日付で本店＝営業所を移転し³⁰²⁾、移民会社とし

てスタートした。1902年6月11日付の本店移転の登記においては同時に、「海外渡航株式會社」に出資した金尾廉太郎の二男で嗣子の金尾知之³⁰³⁾の入社の登記がなされた³⁰⁴⁾。

「株式會社三丸商會」の移民会社としての動き出しがほかの広島県の移民会社に比して早かったことはすでに述べた。1902年には小林喜六をハワイにおける業務代理人として許可申請し³⁰⁵⁾、同年12月22日には「山口縣土族佐江木久賀太郎」を国内業務代理人として許可され³⁰⁶⁾、熊本県玉名郡高瀬町への出張所設置を届け出ている³⁰⁷⁾。さらに翌1903年1月8日付登記において、安中禹一と土井雅春も無限責任社員へと転換、出資総額を50,000円に増加させている³⁰⁸⁾。

²⁹⁷⁾ 前章の「合名會社大倉組」も同じ事例といえる。

²⁹⁸⁾ 1901年4月2日付『官報』第5321号附録。

²⁹⁹⁾ 1902年2月13日付『官報』第5580号附録。

³⁰⁰⁾ 1902年5月26日付『官報』第5665号。

³⁰¹⁾ 1902年5月3日付『官報』第5646号。

³⁰²⁾ 外務省への届出は1902年6月2日付で実施された。1902年6月12日付『官報』第5680号

³⁰³⁾ 『人事興信録 第三版』人事興信所、1911年、か138-か139頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/13004585/1/616> (2025年3月15日閲覧)。

³⁰⁴⁾ 1902年6月18日付『官報』第5685号附録。

³⁰⁵⁾ 1902年7月7日許可：1902年7月11日付『官報』第5705号。この際は同時に、「厚生移民株式會社」「移民取扱人村山保壽」「移民取扱人森島壽雄」「日本移民合資會社」「帝国殖民合資會社」とともに「合資會社三丸商會」を含めた6社が小林喜六をハワイにおける業務代理人とする許可をえている。小林喜六はこの6社のほか、「東京移民合資會社」(1900年2月15日許可：1900年3月17日付『官報』第5010号)、「移民取扱人千田市十郎」(1902年5月26日許可：1902年5月30日付『官報』第5669号)、「神戸渡航合資會社」(1902年6月6日許可：1902年6月10日付『官報』第5678号)、「廣島移民合名會社」(1902年7月16日許可：1902年7月18日付『官報』第5711号)、「移民取扱人高田平兵衛」(1902年8月8日許可：1902年8月20日付『官報』第5739号)、「中央移民合資會社」(1902年9月4日許可：1902年9月19日付『官報』第5765号)、「移民取扱人村山小治郎」(1902年12月11日許可：1902年12月26日付『官報』第5846号)の計7社のハワイにおける業務代理人を務めている。「中央移民合資會社」から社名変更した「大陸殖民合資會社」(1903年8月23日届出：1903年9月9日付『官報』第6058号)は、「中外殖民合資會社」「厚生移民株式會社」「移民取扱人高田平兵衛」から移民取扱営業の権利を譲受したため(いずれも、1903年9月16日許可：1903年9月21日付『官報』第6068号)、これら3社に与えられていた小林喜六のハワイにおける業務代理人許可は取り消された上、改めて1903年9月25日に許可されている(1903年9月29日付『官報』第6074号)。なお、「大陸殖民合資會社」は上記3社と同時に「東北移民合資會社」から、後には「太平洋殖民會社」(1903年10月1日許可：1903年10月16日付『官報』第6089号)、「土佐移民株式會社」(1903年12月4日許可：1903年12月8日付『官報』第6131号)から、つまり計6社から移民取扱営業の権利を譲受している。

³⁰⁶⁾ 1902年12月26日付『官報』第5846号。

³⁰⁷⁾ 1903年1月9日付『官報』第5853号。

³⁰⁸⁾ 1903年1月14日付『官報』第5857号。最高額である8,100円の出資者は、松井道男、安中禹一、金尾知之の三者であった。

移民会社はその経営の困難さや資金繰りのために経営者が交代することも多かった。1894年許可4社のひとつ、初期移民会社の古参である「神戸渡航合資會社」ではおよそ14年の営業期間の半分にあたる7年目、すなわち1901年に経営主軸の交代があった。

1901年6月24日付登記で、最高額出資者であり業務担当社員であった吉川藤五郎が、出資額のうち19,000円を田淵益三に譲渡し、田淵が入社した。それぞれの出資金は吉川1,000円、田淵19,000円となり、田淵が筆頭出資社員となる³⁰⁹⁾。田淵はその前年1900年5月11日に出資額全部を吉川萬之助に譲渡し、退社しており³¹⁰⁾、改めて復帰したことになる。さらに同年9月には、吉井安太郎がその出資持分700円の全額を吉川に譲渡し、退社³¹¹⁾、10月に田淵は、高田嘉介に出資額の一部5,000円分を譲渡し、高田が入社する³¹²⁾。1901年になると「神戸渡航合資會社」の社員＝出資者の出入りが慌ただしくなる。また、同年9月には営業所＝本店の移転も行われている³¹³⁾。

1901年に「神戸渡航合資會社」が慌ただしくなったことは、1901年7月にハワイへの渡航者数の移民会社ごとの割当制度が始まったことだけでなく³¹⁴⁾、1901年4月の「移民保護法」改正および同年10月の保証金増額と関係があると思われる。送出者数＝収入の伸びが見込めない中で、金銭的負担のみが増えることが見込

まれるようになったのである。

1901年4月8日付法律第二十三号により「移民保護法」が改正され、第七條ノ二が追加された。その追加内容は「移民取扱人ハ渡航ノ周旋ヲ為シタル移民ニ対シ渡航ノ日ヨリ滿十箇年間第三條第二項ニ規定シタル保證人ノ義務ヲ負フ」というものである。ここに言う「保證人」とは、「移民保護法」第三條で「移民取扱人ニ依ラサル移民」に対して行政庁が定めるものであるが、「第三條第二項」では「保證人ハ移民ノ疾病其ノ他困難ノ場合ニ於テ之ヲ救助シ若ハ歸国セシムヘシ又行政廳ニ於テ移民ヲ救助シ若ハ歸国セシメタルトキハ其ノ費用ヲ辯償スヘシ」とある。移民会社が契約・自由を問わず渡航の周旋をした場合になんらかの困難があると、渡航日から10年間はその救助や帰国の責任を移民会社が負うこととなったのである。

また、「移民保護法」では保証金の最低額を1万円として定めていたが、1901年10月に最低額を3万円とし、既設の会社については今後取り扱う渡航者一人につき10円の割合で増納の上、徐々に3万円にすることが訓令によって示された³¹⁵⁾。

渡航先を増やすことは、海外に業務代理人を置くことに加えて、周旋した労働者に起こりうる事態に金銭的に備える必要を生み³¹⁶⁾、1901年10月において既設の移民会社であっても、渡航者を送出することによって、保証金の増額

³⁰⁹⁾ 1901年6月29日付『官報』第5396号

³¹⁰⁾ 1900年5月16日付『官報』第5058号

³¹¹⁾ 1901年9月25日付『官報』第5470号

³¹²⁾ 1901年10月10日付『官報』第5483号

³¹³⁾ 1901年9月25日付『官報』第5470号附録では登記事項の変更があり、1901年9月27日付『官報』第5472号では移民会社としての変更が1901年9月20日付で外務省に届けられたことが分かる。

³¹⁴⁾ Moriyama, *Imingaisha*, 149.

³¹⁵⁾ 1901年10月24日付『東京朝日新聞』朝刊2面。「朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー」(2025年2月28日閲覧)。当該記事では増額の理由を「法律制定の當時(廿九年)と今日とは物價非常に相違し且つ萬一多數の移民困難の際には一萬圓の保證金にては放還費に引足らざる恐れあるに付」と説明している。

³¹⁶⁾ 先の「株式會社京濱銀行」の強制積立金制度はその負担を回避するための方法のひとつであったと言える。

が避けられなくなった。

「神戸渡航合資會社」では1907年になると、業務担当社員で無限責任社員あった吉川藤五郎が楠本利八に出資金を譲渡し退社する（1907年3月4日付登記³¹⁷⁾）。楠本利八は妻りつとともに1906年12月に入社し無限責任社員となっている人物であり（1906年12月14日付登記³¹⁸⁾）、吉川から出資金譲渡を受けた際に、119,700円を追加出資し、その出資額は会社としての出資総額30万円の半分弱、145,000円の最高額となった。1907年4月29日付『官報』第7146号では楠本が業務担当社員として外務省に移民業務代理許可の出願をおこなっており、楠本が吉川の役割を引き継いでいる。

楠本利八は、『人事興信録 第二版』（人事興信所、1908年）によれば、先代楠本利八の養嗣子、神戸市の資産家であり³¹⁹⁾、『日本紳士録 第七版』（交詢社、1901年）によれば、「大和屋」という質商であった³²⁰⁾。『実業之世界』第5巻

第6号（1908年10月）では、「金貸業」を営み、その「財産高」は80万円の財産家であったとする³²¹⁾。業務担当社員となっているが、必要な資金の提供者と考えた方がよいかもしれない。1907年4月5日登記では、退社する吉川萬之介（田淵益三の出資分を引き受け1903年10月入社³²²⁾）の出資金5万円も引き受け、その個人出資額は195,000円に達している³²³⁾。総資産の4分の1弱に相当するものと思われる。

こうして増額した資金力を背景に、1903年12月に福井県三方郡耳村への出張所移転（1903年12月25日付『官報』第6146号）以前に出張所を置いていた同県同郡山東村に出張所を再設置し³²⁴⁾、さらに同社で初めて三重県に出張所を設置した³²⁵⁾。また国内業務代理人には、経営からは手を引いた吉川藤五郎と³²⁶⁾、さらに「仙台移民合資會社」（1903年5月27日許可³²⁷⁾）、「皇国殖民合資會社」（1906年5月17日許可³²⁸⁾）、「移民取扱人金尾雅敏」（1906年

³¹⁷⁾ 1907年3月9日付『官報』7105号

³¹⁸⁾ 1906年12月20日付『官報』第7044号

³¹⁹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/13004586/1/924> (2025年3月15日閲覧)。

³²⁰⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780096/1/636> (2025年3月15日閲覧)。

³²¹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/10292767/1/54> (2025年3月15日閲覧)。

³²²⁾ 1903年11月5日付『官報』第6104号。経営を退いた人物を業務代理人とする事例はほかにもある。「移民取扱人森島壽雄」も類似の事例である。森島は如上のとおり、もともと「厚生移民株式會社」の業務代理人であり、1901年11月26日付で移民取扱人として独立した人物である。『官報』で廃業は確認できないものの、『和歌山県史 近現代一』（968頁）では、1907年6月25日に「移民取扱人廃業届」を出し、「廃業後の残務は、本籍地で行った」とある。森島は移民取扱人として独立営業する傍ら、早くも1903年3月19日には「移民取扱人小見正孝」の国内業務代理人として許可されている（1903年3月23日付『官報』第5913号）。そもそも「厚生移民株式會社」の国内業務代理人を解任された記録はなく、その地位にとどまり続けた可能性もある。また1918年には、「和歌山縣西牟婁郡串本町千一番地」において「森岡移民株式合資會社」の業務代理人となったり（1918年7月19日付『官報』第1789号）、「海外興業株式會社」の業務代理人を務めたりしている（1918年10月4日付『官報』第1852号）。

³²³⁾ 1907年4月12日付『官報』第7132号

³²⁴⁾ 1907年3月13日付『官報』第7108号。

³²⁵⁾ 1907年7月4日付『官報』第7203号。出張所の住所地は、「中國移民合資會社」（1904年12月13日届出：1904年12月23日付『官報』第6446号）、「移民取扱人小見正孝」（1904年12月22日届出：1905年1月13日付『官報』第6459号、1906年4月30日廃止届出：1906年5月5日付『官報』第6852号）と「日本殖民株式會社」（1906年5月3日届出：1906年5月15日付『官報』第6860号）と同じであり、『官報』で分かる範囲では「中國移民合資會社」の出張所が三重県初の移民会社出張所である。

³²⁶⁾ 1907年5月18日付『官報』第7163号。

³²⁷⁾ 1903年5月29日付『官報』第5970号。

³²⁸⁾ 1906年5月23日付『官報』第6867号。

³²⁹⁾ 1906年6月28日付『官報』第6898号

6月26日許可³²⁹⁾)の国内業務代理人を務めている林田茂太郎(住所地:熊本県八代郡鏡町524番地³³⁰⁾)を就かせ³³¹⁾、募集能力の強化に努めた。

しかし、翌1908年1月31日付で解散³³²⁾、同年2月5日付で移民取扱営業廃止を届け出ることになる³³³⁾。児玉のいう「第三期」の終わりにその幕を閉じた。1894年の「私約移民」「移民保護規則」の始まりとともに設立され、神戸という地の利を活かしつつハワイへの送出の中核の一角を占めた移民会社は、フィリピン群島、カナダへと送先を広めつつも、結局は日米紳士協定とともに姿を消すことになった。1906年末から資本の充実を図るものの、時期を逸したものであった。

「海外渡航株式会社」の設立の経緯に見られるように、志をもった人々が救民のための一策として移民会社を立ちあげようとしてもその資金力の限界があった。それを補ったのが地方在住の資産家であった。しかしそうした地方名望家だけでは移民会社の経営は困難であった。移民会社を取り巻く環境は、保証金の増額、新規渡航先、新たな募集地を必要とし、経費の増加を余儀なくした。移民会社は渡航者周旋によって得られる手数料以外の収入源を持たない限り、その存続は困難であった。

渡航者の生活全般に関わる形でその事業を広

げることを目指したものの、「株式会社京濱銀行」の事例に見られるように、「移民喰いの機関」にならざるをえなかった。収入拡大の道がままならないなかで、移民会社は資本力を高める必要が生じ、新たな経営者＝出資者を必要とした。しかしながら、外部環境の変化はそれよりも早かった。

3.4 移民会社経営の変容

移民会社が資本基盤の強化の必要に迫られるようになる1901年ののち、1903年初頭に誕生した横浜の「日本殖民株式会社」も経営陣が交代した事例である。「日本殖民株式会社」は、平沼延次郎ほか6名が発起人となって1903年1月13日付で移民取扱営業許可を得た³³⁴⁾。同社は1903年2月9日付で横浜区裁判所で会社登記され、取締役には平沼延次郎のほかに瀧信四郎、柳瀬義明の名があり、監査役は早瀬松次郎、内田友太郎の2名である³³⁵⁾。

その後、外務省への許可申請や届出は瀧信四郎の名によっておこなわれており、そこには「取締役社長」の肩書きが付されている。瀧信四郎は、江戸時代(屋号「絹屋」)から今日(タキヒヨー株式会社)まで続く繊維製品を扱う商家の五代当主にあたる人物であり、第四代当主の瀧兵右衛門の四男である。じつは平沼延次郎(平沼専蔵長女いと婿養嗣子)も兵右衛門の

³³⁰⁾ 1909年10月21日付で「東洋移民合資会社」の国内業務代理人として許可された際の住所地表記による。1909年10月23日付『官報』第7901号。

³³¹⁾ 1907年4月29日付『官報』第7146号。

³³²⁾ 1908年2月19日付『官報』第7391号。

³³³⁾ 1908年3月11日付『官報』第7409号。

³³⁴⁾ 1903年1月31日付『官報』第5871号。なお如上のとおり、同名の「日本殖民株式会社」が加藤平四郎ほか3名の発起によって東京に設立され、1897年12月13日付で移民取扱営業許可を受けているが(1897年12月15日付『官報』第4338号)、「6ヶ月ルール」を満たすことができず許可失効となっている(1898年6月20日付『官報』第4490号)。

³³⁵⁾ 1903年2月14日付『官報』第5882号。設立は1903年1月31日とされる。

³³⁶⁾ 『人事興信録』人事興信所、1903年4月、511頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/779810/1/315> (2025年3月3日閲覧)。

二男、柳瀬義明（柳瀬義富の養嗣子、旧名瀧徳三郎）は三男であり³³⁶⁾、取締役は瀧家三兄弟によって占められていた。

瀧家三兄弟の会社である「日本殖民株式會社」は、営業所＝本店は二男延次郎が住む横浜にあるものの、愛知県の移民会社という性格を持つ。1903年2月16日付で営業開始届とともに東京市京橋区と愛知県名古屋市への出張所の設置を届け出ている³³⁷⁾。これ以前に愛知県に出張所を置いた移民会社はなく、「東洋移民合資會社」が愛知県を担当地域とする国内業務代理人（1899年5月20日許可）を置いただけであった³³⁸⁾。

1903年の「日本殖民株式會社」による名古屋出張所設置以後は、1905年12月20日付で「移民取扱人大野傳榮」が³³⁹⁾、1906年3月30日付で「東洋移民合資會社」が名古屋への出張所設置を届け出ており³⁴⁰⁾、1906年9月19日には「東洋移民合資會社」名古屋出張所と同じ住所への出張所設置を「日本吉佐移民合名會社」が届け出ている³⁴¹⁾。「東洋移民合資會社」が先行したとはいえ、愛知県を募集地として本格化させたのは「日本殖民株式會社」と見られる。

しかし、ほかの移民会社が名古屋へ出張所設置をはじめたころには、「日本殖民株式會社」の経営陣は一変する。1905年12月4日付で取締役社長の瀧信四郎、取締役の柳瀬義明は辞任し、鈴木梅四郎が取締役社長に、小林直太郎が

取締役役に就任し、監査役には澤田俊三、広瀬弥三郎が就任する。いずれも東京に居住する人々であった³⁴²⁾。当初の経営陣では平沼は残ったものの、瀧家関係者は彼ひとりとなる。さらに1905年12月7日には、平沼から出願のあった主たる営業所＝本店の東京移転が外務省によって許可されている³⁴³⁾。東京の移民会社に変容したことになる。そして、それは単なる拠点の変化にとどまらず、移民会社の経営陣の性格変容をともしうものであった。

そもそも瀧が「日本殖民株式會社」の経営から退いたのは、移民会社の経営上の問題ではない。家督を相続し、家業に専従しなければならなくなったためと考えられる。1905年3月14日付で名古屋区裁判所においておこなわれた登記によれば、商号「瀧兵」とする事業を継いだことが分かる³⁴⁴⁾。また家業のひとつである「愛知織物合資會社」の代表社員にも父兵右衛門に代わって就任している³⁴⁵⁾。

瀧から鈴木への交代は、地方名望家経営者から全国規模の経営者への交代を意味した。それは資本金の大幅増額にも現れる。

瀧信四郎に代わった鈴木梅四郎による転換の最たるものは、株式会社から合資会社への変更である。1906年9月25日付で東京区裁判所において「日本殖民合資會社」の設立登記がなされた³⁴⁶⁾。

注目すべきは、その100万円という出資総額

³³⁷⁾ 1903年3月17日付『官報』第5908号。

³³⁸⁾ 1899年5月23日付『官報』第4765号。

³³⁹⁾ 1905年12月28日付『官報』第6750号。

³⁴⁰⁾ 1906年4月13日付『官報』第6833号。

³⁴¹⁾ 1906年9月22日付『官報』第6972号。

³⁴²⁾ 1905年12月8日付『官報』第6733号。

³⁴³⁾ 1905年12月13日付『官報』第6737号。

³⁴⁴⁾ 1905年3月22日付『官報』第6514号。

³⁴⁵⁾ 1905年5月2日付『官報』第6548号。

³⁴⁶⁾ 1906年10月1日付『官報』第6978号。なお、本店＝営業所は株式会社時代の最後と変わらず「東京市京橋區銀座三丁目二十番地」であった。

である。木村健二が調査した明治期の移民会社 77 社のなかで資本金としては最高額である。これに続くのは、1907 年 4 月 12 日付で「移民取扱人村山小治郎」よりの移民取扱営業権を譲り受ける許可を得た「明治移民合資会社」の 80 万円となる。ただし、資本金が 50 万円を超えるのはこの 2 社のみである³⁴⁷⁾。

株式会社から合資会社となったことで、『官報』でもその出資額 100 万円の詳細が明らかになる。唯一の無限責任社員である鈴木梅四郎は 132,500 円を出資し最高額であり、平沼延治郎を含む 6 名が 10 万円ずつ出資、そのほか 5 万円出資者が 4 名、25,000 円出資者が 2 名、1 万円が 1 名、2,500 円が 3 名、計 17 名の社員がいた。1 万円の保証金が用意できなかった「海外渡航株式會社」発起の頃とは隔世の感がある。

東京府北豊島郡を住所地とする鈴木ほか 1 名を含め東京府を住所地とするもの 13 名、平沼と同じ神奈川県横浜市を住所地とするもの 2 名、静岡県を住所地とするもの 2 名であった。鈴木と平沼以外では、「日本殖民株式會社」取締役 1 名、監査役 2 名を含むものの、業務代理

人を含め移民会社関係者はいない。

株式会社時代に監査役を務めた澤田俊三は弁護士で³⁴⁸⁾、鈴木梅四郎と同様に「王子製紙株式會社」取締役であった³⁴⁹⁾。同じく株式会社時代に監査役となった広瀬弥三郎も「王子製紙株式會社」の関係者（1905 年時点で庶務兼会計課長）であった³⁵⁰⁾。広瀬はもともと「合名會社三井銀行」に勤めていたものの、鈴木梅四郎が「王子製紙株式會社」の取締役就任後に、庶務兼会計課長に連れてきたのであり³⁵¹⁾、鈴木が信頼を置いた人物であると思われる。澤田も広瀬も合資会社への出資額は 2,500 円であった。

合資会社設立時の社員にはあと三人の王子製紙関係者がいる。まず一人は、上記 2 人と同様に 2,500 円を出資した郷誠之助である。郷は鈴木と同じ時に「王子製紙株式會社」の取締役に就任している³⁵²⁾。ふたりめは、5 万円を出資した大橋新太郎である。大橋も鈴木、郷と同じタイミングで「王子製紙株式會社」の監査役に就任している³⁵³⁾。三人目は、鈴木に次ぐ 10 万円の出資をする波多野承五郎である。『官報』では 1900 年 7 月 28 日登記に「王子製紙株式會

³⁴⁷⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』「表 3-1 明治期移民会社一覧」、124-125 頁。「明治移民合資會社」は、熊本県飽託郡本山村に本店を置き、主たる出資者は山内栄作と田村久八である。出資総額 80 万円のうち、山内が 26 万円、田村が 25 万円を出資することになっている。1907 年 4 月 29 日付『官報』第 7146 号。山内は田村の娘婿である。田村家は煙草仲買いで富を為し、山内はもともと砂糖問屋梅屋を営んだ。中央財界の大川平三郎や田中榮八郎と結びついていた人物たちである。桑野豊助『くまもと 明治・大正・昭和 財界人ものがたり』熊本日日新聞社、1981 年、99-100、223 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/11938708> (2025 年 3 月 25 日閲覧)。

³⁴⁸⁾ 『日本紳士録 第六版』交詢社、1900 年、547 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780095/1/323> (2025 年 3 月 16 日閲覧)。

³⁴⁹⁾ 1902 年 8 月 5 日付『官報』第 5726 号附録。澤田は鈴木が取締役に就任する以前も取締役を務めた。1899 年 8 月 17 日付『官報』第 4839 号附録。

³⁵⁰⁾ 『全國銀行會社録』、13 頁（『日本紳士録 第十版』交詢社、1905 年所収。）。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/10342784/1/718> (2025 年 3 月 16 日閲覧)。

³⁵¹⁾ 成田潔英『王子製紙社史』第 2 巻、王子製紙社史編纂所、1957 年、166 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/2483692/1/126> (2025 年 3 月 18 日閲覧)。

³⁵²⁾ 1902 年 8 月 5 日付『官報』第 5726 号附録。『王子製紙社史』第 2 巻、166 頁。財団法人郷男爵記念會『男爵郷誠之助君傳』1943 年、252 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1875171/1/154> (2025 年 3 月 18 日閲覧)。

³⁵³⁾ 1902 年 8 月 5 日付『官報』第 5726 号附録。『王子製紙社史』第 2 巻、166 頁。

³⁵⁴⁾ 1900 年 8 月 4 日付『官報』第 5127 号附録。

³⁵⁵⁾ もうひとり、可能性がある人物として 25,000 円を出資した「藤原銀治郎」がいる。大正期の雑誌等において「王子製紙株式會社」関係者としてその名を見ることはあるが（たとえば、『実業之世界』20 (4)、1915 年 2 月 15 日、63

社」取締役として名があるが³⁵⁴⁾、「合名會社三井銀行」理事も務める人物である³⁵⁵⁾。

鈴木が「王子製紙株式會社」取締役となったのは、同社の大株主であった三井家の意向であった。当時、「合名會社三井銀行」神戸支店長であった鈴木を三井家を代表して早川千吉郎（三井家同族会理事・「合名會社三井銀行」専務理事）が勧誘したのである³⁵⁶⁾。それもあってか、「日本殖民合資會社」の出資者＝社員には三井関係者が見られる。

平沼と同様の 10 万円を出資者する人物のひとり飯田義一は、「三井物産合資會社」理事、「株式會社芝浦製作所」取締役を務めた人物である³⁵⁷⁾。5 万円を出資する和田豊治は、1906 年時点では「富士紡績株式會社」専務取締役であるとはいえ、「合名會社三井銀行」横浜支店副支配人だった人物である³⁵⁸⁾。1 万円を出資する呉大五郎は外交官から 1895 年に「三井物産合名會社」に転じた人物で、1906 年時点では同社参事長であった³⁵⁹⁾。

鈴木がかかわった「王子製紙株式會社」や三井の関係者といった東京在住者が目立つなかで、異色と言えるのは静岡在住の伊東要蔵であ

る。伊東も 10 万円という高額出資者であった。彼は伊東磯平治の養嗣子で養父の設立した「株式會社浜松信用銀行」頭取を務めた静岡の資産家である。東京の財界と関わるのは、1902 年 1 月 14 日付で「富士紡績株式會社」の監査役となったときと考えられる³⁶⁰⁾。如上の和田豊治との接点は考えられるものの、伊東は株式會社時代に小林直太郎に代わって取締役に就任しており³⁶¹⁾、和田よりも早くに経営に参画している。

ひとつ考えられるのは慶應義塾のつながりである。ただし、伊東と鈴木とが親密な関係にあったか否かは定かではない。伊東（旧姓山田）は浜松瞬養学校（浜松県師範学校の後身）を 1879 年 7 月に卒業し、同校の恩師であった渋江保（渋江抽斎七男）とともに、1879 年 11 月に慶應義塾に入学（入社）、1881 年 4 月に卒業している³⁶²⁾。三田商業研究會編『慶應義塾出身名流列傳』（實業之世界社、1909 年）³⁶³⁾によれば、鈴木は 1881 年 3 月入学（938 頁）しており、両者在学中の接点はなかったと思われる。また 1882 年には伊東が慶應義塾教員となり、塾監を兼ねたとはいえ³⁶⁴⁾、1883 年 2 月に大阪

頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/10292912/1/49> (2025 年 3 月 18 日閲覧)、鈴木と入替に「王子製紙株式會社」の取締役になり、のちに社長となった人物については、『王子製紙株式會社案内』『王子製紙社史』『王子製紙労働組合運動史』『王子製紙解体余聞』という「王子製紙株式會社」関係の出版物、またその伝記や本人の回顧録においては、「藤原銀次郎」と表記される（たとえば、『王子製紙株式會社案内』王子製紙株式會社東京出張所、1925 年、5 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1905164/1/8> (2025 年 3 月 18 日閲覧)）。また、「日本殖民合資會社」の設立登記時に「藤原銀次郎」は「三井物産合資會社」台北支店長であり、日本不在だったはずである。以上をふまえ、本稿では暫定的に類名の別人と考える。

³⁵⁶⁾ 『王子製紙社史』第 2 巻、第四編第一章「鈴木梅四郎と苦小牧工場の建設」、162-166 頁。

³⁵⁷⁾ 『人事興信録 第二版』人事興信所、1908 年、22 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/779811/1/69> (2025 年 3 月 16 日閲覧)。

³⁵⁸⁾ 國鏡社編『成功偉人名家列傳 第一編』國鏡社、1906 年、368 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/778186/1/269> (2025 年 3 月 18 日閲覧)。

³⁵⁹⁾ 國鏡社編『成功偉人名家列傳 第一編』、476-477 頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/778186/1/269> (2025 年 3 月 18 日閲覧)。

³⁶⁰⁾ 1902 年 1 月 24 日付『官報』5565 号附録。

³⁶¹⁾ 1906 年 2 月 16 日付『官報』第 6787 号。

³⁶²⁾ 松崎欣一「福澤書簡に見るある地方名望家の軌跡——伊藤要蔵と福澤諭吉——」『近代日本研究』18、2001 年、4-6 頁。

³⁶³⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/777715> (2025 年 3 月 20 日閲覧)

³⁶⁴⁾ 松崎「福澤書簡に見るある地方名望家の軌跡」、8 頁。

商業講習所の教員として赴任している³⁶⁵⁾。一方、鈴木は入学後、病のためいったん退学、再入学は1884年のため³⁶⁶⁾、鈴木在学中に伊東と深い知己を得たとは考えにくい³⁶⁷⁾。

もうひとりの静岡在住者である甲賀菊太郎も慶應義塾出身者である。高室梅雪著『静岡縣現住者人物一覧』(1896年)によれば、1883年7月に入学、1887年4月に卒業している³⁶⁸⁾。再入学した鈴木と在籍期間が重なっている。甲賀はその後、「株式會社益津銀行」頭取³⁶⁹⁾、1898年には「合名會社三井銀行」入行、1901年に辞職、再度帰郷し³⁷⁰⁾、「株式會社静岡商業銀行」の取締役を務める³⁷¹⁾。

鈴木、伊東、甲賀の3人だけでなく、「日本殖民合資會社」の社員＝出資者には慶應義塾の卒業者が多い。如上の『慶應義塾出身名流列傳』に掲載されたものだけでも、波多野承五郎(1876年卒、137頁)、和田豊治(1885年卒、251頁³⁷²⁾)がいる。

なお横浜の出資者である二人、田中茂・平沼延治郎も慶應義塾との繋がりがあ

る。『慶應義塾學報』(13)(1899年3月刊)に掲載された、1899年2月24日の「合名會社三井銀行」横浜支店長から神戸支店長に転任する鈴木梅四郎の送別を兼ねた「横濱の義塾同窓會」の出席者にある。ただしこの会には、福澤諭吉が創設した「社交クラブ」である交詢社の社員も参加しており、田中が卒業生であったか否かは不明である³⁷³⁾。また瀧三兄弟で唯一、「日本殖民合資會社」に残った平沼延治郎の名も、『慶應義塾學報』(114)(1907年12月刊)に掲載された「故福澤先生七週紀念會」に参加した「福澤家の一族を始め、塾員三百七十餘名」のひとりとして記されている³⁷⁴⁾。なお、慶應義塾規約第四條では塾員を「慶應義塾大学部卒業生ト社頭ノ特撰セル者」と規定しており³⁷⁵⁾、平沼が卒業生であるとは限らない。

また株式会社時代からの監査役の澤田俊三も1906年4月29日に開催された「春季慶應義塾同窓會」の参加者に名がある³⁷⁶⁾。

さらに慶應義塾人脈は、国内業務代理人にも及ぶ。1907年3月13日付で許可を得た業務代

³⁶⁵⁾ 松崎「福澤書簡に見るある地方名望家の軌跡」、20頁。

³⁶⁶⁾ なお鈴木は1887年に卒業している。三田商業研究會編『慶應義塾出身名流列傳』、938頁。

³⁶⁷⁾ なお伊東は、1884年3月に大阪商法講習所を辞し、郷里の静岡県引佐郡中川村に戻っている。前年4月に伊東磯平治の養嗣子となり、12月磯平治隠居により家督を継いだためだと考えられる。松崎「福澤書簡に見るある地方名望家の軌跡」、25頁。

³⁶⁸⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/779687/1/19> (2025年3月22日閲覧)。

³⁶⁹⁾ 商業興信所編輯部編『日本全國諸會社役員錄』商業興信所、1896年、372頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/780111/1/227> (2025年3月22日閲覧)。

³⁷⁰⁾ 『日本現人名辭典 第三版』日本現人名辭典發行所、1903年、かノ71頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/782773/1/250> (2025年3月22日閲覧)。

³⁷¹⁾ 1902年1月20日付『官報』第5561号。『慶應義塾學報』(50)内の「動靜」には「静岡商行銀行常務取締役に就任」とある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1744833/1/60> (2025年3月22日閲覧)。

³⁷²⁾ 「現代實業界の三傑」のひとりと表している。

³⁷³⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1744796/1/49> (2025年3月22日閲覧)。なお、田中茂は株式会社時代に伊東が取締役に就任すると同時に、広瀬弥三郎に代わり監査役に就任している。1906年2月16日付『官報』第6787号。

³⁷⁴⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1744736/1/52> (2025年3月22日閲覧)。

³⁷⁵⁾ 『慶應義塾學報』(臨時増刊第七十九號、1904年7月刊)掲載の「慶應義塾總覽」の「第一章 總則」「三、規約」を参照した。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1744861/1/6> (2025年3月24日閲覧)。

³⁷⁶⁾ 『慶應義塾學報』(103)、1906年5月、77頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1744725/1/44> (2025年3月22日閲覧)。

³⁷⁷⁾ 1907年3月18日付『官報』第7112号。

理人「千葉縣士族里見純吉」は³⁷⁷⁾、『慶應義塾出身名流列傳』によれば、1903年に慶應義塾を卒業した人物であり、在学中から「深く殖民に關して興味を感じ」、「鈴木梅太郎氏と知己となり其殖民會社を創立するや直ちに之れに投ぜんと欲したる」とある(790頁)。

『官報』に業務代理許可等の記録はないものの、『慶應義塾出身名流列傳』には卒業生のひとりである高橋清次郎が、「日本殖民合資會社理事」の肩書きで掲載されている(357頁)。同記載によれば、「三十九年四月三井系の人々に依りて、日本殖民合資會社を組織せらる。氏は諸氏に推されて同社に入り神戸支店長として就職し、創立の際より營々として其業に従事し足れば、短日月の間に大に其規模を擴大せるものありき。四十年一月本店に轉じ、目下同會社理事として内外の信用甚だ篤きものあり」(358頁)とある。「日本殖民合資會社」が1906年4月に組織されたという記述は『官報』の記録とずれており、また同社に理事という職があったことも『官報』掲載の登記情報にはないものの、同社事業に従事したと考えられる。

『慶應義塾出身名流列傳』に「三井系の人々に依りて」という記載があることも興味深い。如上のとおり、同社には「王子製紙株式會社」「株式會社芝浦製作所」を含めた三井家系企業関係者が社員＝出資者として参加している。「日本殖民合資會社」に直接、三井家の資本は入ってはいないものの、三井家が近代企業への転換の時期を迎えていた時期に、少なくとも同家系列諸企業の経営者たちが「日本殖民合資會社」の運営に参画していた。また、近代的な経営の教

育拠点のひとつであった慶應義塾の出身者が多く関わっていた。

儲からないはずの移民会社への三井家系企業関係者あるいは慶應義塾卒業者という当時の企業経営の俊英の参加は、経営上の何らかのメリットが見込まれたことによるもののはずである。里見純吉のように殖民事業への関心を深めた若者がいたこともあろうが、「合名會社三井銀行」理事の波多野や「三井物産合資會社」理事の飯田といった「三井家同族會管理部」(1902年4月発足)という三井中枢のメンバーが参画していることは³⁷⁸⁾、移民会社事業に三井家として何らかの経営上のメリットがあると考えた可能性はある。木村健二は、「三井としては、主として航路面での三菱との対抗上、乗り出していった」と分析している³⁷⁹⁾。

三井家のような大きな企業体の経営上のメリットだけでなく、個々の社員＝出資者にもそれぞれに思惑があった可能性もある。それを考える上で、仙台の豪商藤崎三郎助の名が社員名に挙げられていることは興味深い。藤崎は三井家系企業関係者でもなく、慶應義塾出身者でもない。

四代目藤崎三郎助は、仙台の呉服商のもとに生まれた嗣子であった。父祖の家業を引き継ぐにとどまらず、織物工場、輸出用羽二重工場を用いて工業分野にも進出を果たしていた。その勢いのまま、東京の実業界への進出を目指し、1898年には東京に別邸を置いた³⁸⁰⁾。「日本殖民合資會社」の設立登記時にはその別邸を住所地としていた³⁸¹⁾。

そして東京においては、川崎栄助をその相談

³⁷⁸⁾ 松元宏「史料紹介 三井家同族會管理部會議録(その三)」『三井文庫論叢』(9)、1975年、357頁。

³⁷⁹⁾ 木村『近代日本の移民と国家・地域社会』、137-138頁。

³⁸⁰⁾ 藤崎三郎助傳編纂會編『藤崎三郎助』、1932年、28、55-56、58頁。NDLDC info:ndljp/pid/1213826 (2025年3月22日閲覧)。

³⁸¹⁾ 1906年10月1日付『官報』第6978号。

相手としていた。川崎の嗣子二代目川崎栄助が商業見習いを藤崎の呉服店でおこなったこともあり、両者につながりがあったのである³⁸²⁾。

川崎栄助は1901年8月25日付で「富士紡績株式會社」の取締役に就任しており³⁸³⁾、同社の取締役であった和田と繋がっていたのである。川崎が和田と藤崎とを結びつけたことが考えられる。藤崎は和田と同様に、「日本殖民合資會社」に5万円を出資することになっている。

東京の実業界への進出を目指す藤崎にとっては、人脈を広げることが最大のメリットだったかもしれない。「日本殖民合資會社」への出資は、鈴木梅四郎を含めた三井家系企業の人々、慶應義塾出身の事業家などほかの出資者たちとの知己を得ることに繋がったのは確かである。

「日本殖民合資會社」に関わる以前に、三井家系企業関係者との接点を持っていなかったわけではない。1905年には「合名會社三井銀行」出身の澤田正六らと「富士屋商會」を立ちあげ、1900年のヨーロッパ渡航の際、航路途中で立ちよったインドへの雑貨輸出に着手している³⁸⁴⁾。

「日本殖民合資會社」に関わったのち、1907年1月には東京に新しく建てた邸宅に転居した。同年3月には台湾で半官半民で経営されて

いた「鹽水港製糖會社」がいったん解散し、台湾総督府の手を離れた新たな会社「鹽水港製糖株式會社」となった際³⁸⁵⁾、同社監査役となる³⁸⁶⁾。翌1908年7月20日の臨時株主総会において取締役に選任されることになる³⁸⁷⁾。東京の実業界における地歩を着実に固めているように見える。

藤崎と「鹽水港製糖株式會社」との繋がりは、楨武によってもたらされたとされる。楨武は、1885年に慶應義塾を卒業し、「奥羽日々新聞」「仙台米穀取引所」を経て「合資會社三井銀行」から「株式會社神奈川銀行」に移った人物である。藤崎との出会いは、藤崎の東京進出前、楨が「奥羽日々新聞」で働いている時で、東京に進出後もその関係は続いていた。1890年7月に慶應義塾別科を修了した楨哲（楨武の弟）が、1905年に「鹽水港製糖會社」の支配人となり³⁸⁸⁾、武もその事業に関わったことが藤崎を「鹽水港製糖株式會社」に繋げたのである。会社設立時、弟哲は常務取締役であった³⁸⁹⁾。

楨武とは東京進出後に知己を得たわけではないとはいえ、東京進出後に「日本殖民合資會社」も含め、三井家系また慶應義塾出身者との繋がりを広めていたことは、「鹽水港製糖株式會社」の取締役就任を後押しした可能性もある。

³⁸²⁾ 藤崎三郎助傳編纂會編『藤崎三郎助』、58-59頁。

³⁸³⁾ 1901年9月2日付『官報』第5451号。なお『藤崎三郎助』の記述によれば、経営不振にあった「富士紡績株式會社」に和田を招聘したのは川崎であったとする。藤崎三郎助傳編纂會編『藤崎三郎助』、58-59頁。ただし、日本社史全集刊行會編『富士紡績五十年史』（常磐書院、1977年）によれば、和田の「富士紡績株式會社」入社には、同社の舵取りを任されていた日比谷平左衛門の営む「日比谷商店」の佐久間福太郎、「森村組」の森村市左衛門、同社取締役で慶應義塾学友の濱口吉右衛門の推挙があったとする（57-59頁）。

³⁸⁴⁾ 藤崎三郎助傳編纂會編『藤崎三郎助』、62-63頁。同伝記には「澤田清六」とあるが、「澤田正六」の誤りであろう。「富士屋商會」を組織した人物として人物録に挙げられるのは「澤田正六」である。たとえば、遠山景澄編『京濱實業家名鑑』京濱實業新報社、1907年、632頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/779587/1/345>（2025年3月24日閲覧）。

³⁸⁵⁾ 「臺灣に於ける模範的製糖會社」鹽水港製糖株式會社と其經營者『實業之世界』5（4）、1908年8月、73-74頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/10292765/1/70>（2025年3月24日閲覧）。

³⁸⁶⁾ 1907年3月30日付『官報』第7122号。

³⁸⁷⁾ 1908年9月11日付『官報』第7565号。

³⁸⁸⁾ 『慶應義塾學報』(93)、1905年8月、82頁。

³⁸⁹⁾ 三田商業研究會編『慶應義塾出身名流列傳』、629-630頁。

藤崎が移民会社に興味を持ったのは、ブラジルとの関連かもしれない。彼は1906年にブラジルへの日本製品輸出をおこなう「藤崎商會」を立ちあげ、商品とともに4名の社員をブラジルに派遣、はやくも1906年9月にはサンパウロに店舗を開き商売を始めている。伝記によれば、横武が同郷長岡市出身の元ブラジル公使館一等書記官堀口九萬一の講演を聴き、藤崎にそのブラジル事情講演を聴きにいくことを薦めたことがきっかけとあり³⁹⁰⁾、ブラジル進出が「日本殖民合資會社」との関わりに先んじたものと考えられる。

ただ、株式会社から合資會社への移行期にあたる1906年、横山源之助の筆によれば「日本殖民會社は、私かに此の伯刺西爾に新希望を置いて居るのだ」(『商工世界太平洋』5(22)、1906年11月1日刊)とも目されていた³⁹¹⁾。当該会社と藤崎のブラジルへの動きとが同じ時期であったことは興味深い。

ブラジルは、1897年に佐久間貞一が「東洋移民合資會社」を設立し、労働者送出を目指した土地である。およそ10年を経た1907年7月12日、「防長移民合名會社」が業務代理人を

置く許可を得ている³⁹²⁾。翌1908年6月23日は「皇国殖民合資會社」も同じ許可を得た³⁹³⁾。後者の業務代理人許可を譲受することの許可を1909年11月24日付で得たのは、「移民取扱人竹村與右衛門」であった³⁹⁴⁾。

その後、「移民取扱人竹村與右衛門」とその後継となる「南米植民株式會社」が³⁹⁵⁾、ブラジルへの日本人送出の中心となる。

「日本殖民合資會社」はブラジルを目指すことはなかった。「日本殖民株式會社」より引き継いだ海外業務代理人は鈴木梅四郎とともに同社取締役役に就任し、退任後、メキシコに渡った小林直太郎のみであり³⁹⁶⁾、1907年12月16日になってやっとイギリス領オーシャン島(「英領太洋島」)を任地とする海外業務代理人の許可が加わっている³⁹⁷⁾。「英領太洋島」は、マーシャル諸島の南に位置するミクロネシアの島で、リン鉱石の発見に伴い1900年にイギリス領西太平洋領土に組み入れたバナバ島のことである。Pacific Phosphate Company がリン鉱石採取の労働者を必要とし、そこに日本人が送り込まれたものと見られる。「英領太洋島」には廃業の直前の1917年12月まで海外業務代

³⁹⁰⁾ 藤崎三郎助傳編纂會編『藤崎三郎助』、121頁。

³⁹¹⁾ 『横山源之助全集 第8巻 殖民二』 法政大学出版局、2005年、91頁。

³⁹²⁾ 1907年7月18日付『官報』第7215号。

³⁹³⁾ 1908年6月29日付『官報』第7501号。

³⁹⁴⁾ 1909年11月30日付『官報』第7931号。

³⁹⁵⁾ 「皇国殖民合資會社」取締役および「皇国殖民合資會社」業務担当社員を務めた水野龍ほか七人が起こした「南米植民株式會社」(1914年10月30日付移民取扱營業許可(1914年11月3日付『官報』第677号))は、「移民取扱人竹村與右衛門」から移民取扱營業権を譲受したわけではないが、「移民取扱人竹村與右衛門」が「皇国殖民合資會社」から承継した移民保護上の責務を「南米植民株式會社」が承継することを1915年1月22日付で外務省によって承認されている。1915年1月26日付『官報』第743号。

³⁹⁶⁾ 1906年10月2日付『官報』第6979号。

³⁹⁷⁾ 1907年12月19日付『官報』第7344号。なお、当該記事では「太平洋島」と記されているものの、翌1907年12月20日付『官報』第7345号で「太洋島」の誤植として訂正される。

³⁹⁸⁾ 「日本殖民合資會社」による太洋島への労働者送出に期待の目が向けられていたことは、横山源之助の記事にも見られる。「移民界の新曙光」(『商工世界太平洋』7(10)、1908年5月所収)、『横山源之助全集 第8巻 殖民二』、159頁。なお、同島へ海外業務代理人を最初においたのは「東洋移民合資會社」である。1905年9月7日付で「東京府平民大平新蔵」を「太洋島」における業務代理人とすることが外務省によって許可されている。1905年9月11日付『官報』第6661号。

理人を送り込もうとしていた³⁹⁸⁾。

「英領太洋島」以外に海外業務代理人を置いたのは、米領グアム島³⁹⁹⁾、仏領ニューカレドニア⁴⁰⁰⁾、「馬來半島ジョホール州」という⁴⁰¹⁾、いわゆる「南洋」が中心であり、南米ではペルーに置いているのが例外となる⁴⁰²⁾。

鈴木梅四郎をはじめとする当時の経営の精鋭たちが関わった「日本殖民合資會社」の経営戦略を示す記事は『官報』にはない。しかし如上の「南洋」方面への送出はひとつの傾向である。また、1908年3月には国内出張所57箇所（うち広島52箇所）を一気に廃止した。いったん、出張所の整理をおこない再度、必要なものを設置していくスタイルをとった。さらに、1909年の終わりには資本規模の縮小もおこなった。1909年12月20日付で平沼延次郎の遺子たちの退社と同時に、出資金を大幅に減額し、出資総額は197,500円となる⁴⁰³⁾。大きな資本を用いた大規模な事業展開ではなく、小さな資本による小規模事業の長期的持続に舵を切ったものと見られる。

1914年3月には会社の目的を「當會社ハ移民保護法ニ準據シ移民ヲ募集シ又ハ其渡航ノ周旋及海運業ヲ以テ營業ノ目的トス」と変更し

た登記をおこない⁴⁰⁴⁾、移民運送業兼営許可を取得した⁴⁰⁵⁾。早速同年4月29日には、「鈴木商店船舶部」とも称された「南滿洲汽船株式會社」⁴⁰⁶⁾から備船し、ニューカレドニアに向けて600人の労働者を送出する移民運送許可を外務省から得ている⁴⁰⁷⁾。渡航者の募集から輸送に至るまでの一貫した事業とすることで収益を安定される方策もとった。

しかしながら、「日本殖民合資會社」による細く長い事業は国家によって断たれることとなる。1916年9月、当初設定された存立期間10年の終期を迎えた際、「日本殖民合資會社」は登記を変更しその存立期間を10年延長、1926年9月10日まで営業を継続することとした⁴⁰⁸⁾。ところが、翌1917年8月7日、寺内正毅内閣勝田主計蔵相により官邸に招致される。新たな会社設立のうえ、移民会社を統合することが提案されたのである。当時あった移民会社は「森岡移民株式合資會社」を除き、同年8月31日の会議において新会社への統合に合意する⁴⁰⁹⁾。

「日本殖民合資會社」は、1918年1月14日付で「海外興業株式會社」より出願の移民営業譲受が外務省によって許可されたことによって⁴¹⁰⁾、同日付で廃業を届け出る⁴¹¹⁾。同年2月

³⁹⁹⁾ 1909年12月22日付『官報』第7950号。

⁴⁰⁰⁾ 1911年4月26日付『官報』第8350号。

⁴⁰¹⁾ 1913年12月6日付『官報』第408号。

⁴⁰²⁾ 1911年11月21日付『官報』第8527号および1912年4月4日付『官報』第8634号。

⁴⁰³⁾ 1910年1月13日付『官報』第7964号。

⁴⁰⁴⁾ 1914年4月21日付『官報』第516号附録。

⁴⁰⁵⁾ 1914年3月20日付許可、1914年3月24日付『官報』第493号。

⁴⁰⁶⁾ ウェブサイト『鈴木商店記念館』<https://www.suzukishoten-museum.com/footstep/company/cat13/>（2025年4月7日閲覧）。

⁴⁰⁷⁾ 1914年5月2日付『官報』第526号。

⁴⁰⁸⁾ 1916年9月25日付『官報』第1246号。

⁴⁰⁹⁾ 『海外興業株式會社小史』、1935年10月、2頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/pid/1901041/1/22>（2025年4月6日閲覧）。

⁴¹⁰⁾ 1918年1月18日付『官報』第1636号。

⁴¹¹⁾ 1918年1月21日付『官報』第1638号。

⁴¹²⁾ 1918年3月26日付『官報』第1691号。解散の日付は同年1月24日であり、清算人は鈴木梅四郎、藤崎三郎助に高木清次郎となっている。清算も同年8月13日に終了し、8月19日付で東京区裁判所において登記されている。

5 日付で東京区裁判所において解散の登記もおこなわれた⁴¹²⁾。

「海外興業株式會社」は、1917 年 10 月 18 日付で移民取扱營業許可を受け、12 月 1 日付同社創立總會を経て誕生し、12 月 8 日付で移民取扱營業を開始した。あわせて、「東洋移民合資會社」「南米植民株式會社」「日東殖民株式會社」の移民營業譲受を出願、12 月 15 日付で許可されている⁴¹³⁾。当初不参加となった「森岡移民株式合資會社」の廃業（1920 年 11 月 5 日届出）によって、「海外興業株式會社」一社体制が確立されることになる。

「日本殖民合資會社」は、慶應義塾卒業の三井家系企業経営者という、当時の企業経営における選りすぐりの経営者が関わった移民会社である。非財閥系営業者、地方名望家や地方議員を中心とした従来の移民会社設立者とは異なる、謂わば「経営のプロ」による経営がおこなわれた。「日本殖民合資會社」が最終的にたどり着いた経営は、小規模資本による、募集から輸送まで一貫した労働者の送出であり、それが彼らが出した持続的な移民会社経営の答えであったと見られる。その答えが正解であったか否かは、残念ながら「海外興業株式會社」という国策会社の登場によって検証を断たれることになる⁴¹⁴⁾。

4 おわりに

明治中期の日本に誕生し、明治後期にその数を増やし、日本人の海外送出において中心的な役割を果たした移民会社については、日本人の海外送出＝「移民」現象の研究におけるテーマのひとつとしてこれまで研究が蓄積されてきた。

しかし、それらの研究は明治中期から後期という時代の流れを前提とし、政策の変更についてハワイあるいは米国との関係を注視し、その変化のみを構造的に論じるに留まっていた。近年の花木宏直による地域社会における移民会社の活動に着目した研究は、新たな傾向を示しているものの、総体としての移民会社そのものに目を向けた研究は生まれてこなかった。

本稿では従来使われてきた外務省外交史料館蔵の移民会社関係史料ではなく、『官報』に掲載された移民会社関係の情報に着目することによって、児玉正昭によって示された時期区分の再考・再解釈を中心に総体としての移民会社の変遷について論じてきた。

国立国会図書館デジタルコレクションの一部として公開されている『官報』は、NDLDC ウェブサイトにおいて全文検索できるという利点を持つ。しかしながら、検索は万能ではなく、漏れも多い。本研究では「移民」「移民業務」という検索語を当初用いたものの、移民会社に関わる記事、特に登記事項はそれらの語に

1918 年 8 月 28 日付『官報』第 1822 号。

⁴¹³⁾ 1917 年 12 月 17 日付『官報』第 1613 号。

⁴¹⁴⁾ 「海外興業株式會社」が国策会社であることは、「東洋拓殖株式會社法」の改正（1917 年 7 月 20 日付法律第二十三號（1917 年 7 月 21 日付『官報』第 1492 号））により「東洋拓殖株式會社」が「朝鮮及外國ニ於ケル拓殖資金ノ供給其ノ他拓殖事業ノ經營ヲ目的」とすると改められた上で、「拓殖企業並に移植民事業を擔當すべき會社」（『海外興業株式會社小史』、1 頁）として設立された背景を考えれば理解できるであろう。なお、「海外興業株式會社」が私企業と異なることは、取締役選任に関しても外務省の許可を必要としたことから明らかである。たとえば、1918 年 1 月 29 日付『官報』第 1645 号。

よって完全に捕捉されることがないというだけでなく、「彙報」の「雑事」欄に掲載されているもので「移民」「移民業務」という語が用いられている場合も検索結果に示されないこともある。これらの問題は個々の移民会社名を用いて検索することによって対応した。

「移民」および「移民取扱人」を規定した最初の法律である 1894 年「移民保護規則」に基づいて最初に許可された移民会社は「神戸渡航合資会社」である。この「神戸渡航合資会社」を含め「移民保護規則」によって許可された会社は、進歩党資料によれば 8 社存在した。このうち、後継法の 1896 年「移民保護法」の施行時点において継続していたのは 4 社である。「移民保護規則」「移民保護法」が移民会社の質の担保に一定の役割を果たしていたことが窺われる。

とくに「移民保護法」において移民会社設立の壁となっていたのは「6 ヶ月ルール」である。第六條中の「許可ノ日ヨリ六箇月以内ニ營業ヲ開始セサルトキハ効力ヲ失フモノトス」は、1893 年旧商法において緩和されていた条件よりも厳格であり、移民会社の新規参入の障壁となっていた。

「移民保護法」により渡航者に対して一定の質保証がなされていたうえで、移民会社は明治後期にその数を相当に増やしていたものの、その経営は決して容易なものではなかった。1897 年までに許可された移民会社、「初期移民会社」8 社 + 9 社の計 17 社のうち、「6 ヶ月ルール」という壁を越えたのが 4 社 + 4 社の計 8 社、15 年後の 1912 年まで存続していたのはわずか 2 社に留まった。これに限らず、移民会社は短命のものが多かった。

兎玉の時期区分において示されるように転機となるのは、1900 年 6 月の政府によるハワイへの渡航禁止であることは確かである。「日本吉佐移民合名会社」と「東洋移民合資会社」を

除く移民会社一般は、ハワイへの労働者送出を主たる営業として始まった。そのため、ハワイへの送出が難しくなるに連れ、その経営に困難が生じることになる。そのため、遅くとも 1898 年までには代替地を探すようになっていた。そこで登場するのはオーストラリアやフィリピン群島であった。また中国も送出先のひとつとなった。ただし中国は、1902 年 2 月 12 日付法律第四号により「移民保護法」が改正されると、朝鮮とともに「移民保護法」上の「移民」の送出先から外れ、移民会社の営業地域とはならなかった。

20 世紀転換期は送出先の探索に留まらず、送出する労働者の募集にも注力しなければならなくなった時期でもある。ハワイに多くの渡航者を輩出した、いわゆる「移民県」以外に出張所を設置する必要も生じた。これは移民会社の経営にとって新たなコストを生むものであった。そのため、複数の移民会社で出張所や国内業務代理人の共有、業務代理人の住所地を出張所とするなど、移民会社はその節減に努めなければならなかった。

とはいえ、労働者送出だけでは移民会社は負担すべきコストを吸収し、それを上回って利益を得ることはできなかった。その存続のために工夫が必要であった。移民会社がターゲットとしたのは、渡航労働者の食料・衣料品などの需要に応じること、また金融に関わる業務をも担うこと、すなわち渡航者の生活全般にかかわることであった。

渡航者の生活全般にかかわることでその事業を広げることを目指したものの、その過剰が問題となったし、そもそも外部環境の変化は事業拡大よりも早かった。1901 年には保証金の増額を含めた資本基盤の強化の必要に迫られることになった。

そうしたなかで、都市部非財閥系営業者、地

方名望家や地方議員といった従来の移民会社設立者に代わる人物による移民会社経営が始められることもあった。強力な資本力を基盤に、「経営のプロ」が新たな形で移民会社経営に挑むことになる。

しかしながら、「海外興業株式會社」という国策会社の成立によって「移民会社」の時代は突如終わりを告げる。それは謂わば「移民」が「移民保護規則」や「移民保護法」によって法的に

規定された外国での労働を目的とした渡航者から今日、イメージされる「移民」に移行することを意味した。migrant という存在から settler への変化である。そしてその送出の中心地はブラジルとなる。これは、移民会社という私企業による「移民」送出という事業から「殖民」という国家事業への変化でもある。満洲と同様の「殖民」の地としてブラジルが位置づけられるようになるのである。